

江東区 一般廃棄物処理基本計画

もったいない、一人ひとりの行動が、
地球を守る、未来を変える



令和4年3月



江東区

「江東区一般廃棄物処理基本計画」の 策定にあたって



江東区長
山崎孝明

今日の世界は、温室効果ガスの増大に伴う気候変動問題や海洋プラスチック問題、生物多様性の損失など、様々な地球環境の危機に直面しています。

中でも廃棄物・リサイクル分野では、プラスチック削減が喫緊の課題となっております。国では、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、国内資源循環体制の構築を目指しています。また、東京都では同年12月に「プラスチック削減プログラム」を策定し、2030年までに40%の削減を掲げました。特別区においても、令和2年に、23区共通のごみ減量目標とプラスチック製容器包装類のリサイクルを推進することを共有し、各区で連携・協力して取り組むこととなりました。

こうした、清掃リサイクル事業を取り巻く環境の大きな変化に対応すべく、江東区一般廃棄物処理基本計画を改定しました。

本計画では、5Rによるごみ減量を中心に4つの基本方針を定め、各方針を実現するための施策の方向性と具体策を提示しました。加えて、新たに重点施策として「食品ロスの削減」と「プラスチックの資源循環」を掲げました。これは、地球環境を守り、明日を担う子どもたちへ住みよい江東区を残していくために、区として率先して取り組んでいくという意思を示したものです。区民・事業者の皆様にも、できることから積極的に実践していただきたく、ご理解とご協力をお願いいたします。

「ゼロカーボンシティ」を表明した江東区は、区民・事業者・区が連携して資源循環型地域社会の形成に向けた取り組みを続け、環境負荷の少ないまちとなることを目指しています。未来の江東区づくりに向け、本書の掲げる施策が着実に前進するよう取り組んでまいります。

結びに、この計画を策定するにあたり、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただいた区民の皆様や、計画に盛り込むべき考え方について答申をいただいた江東区環境審議会の委員の皆様には、厚く御礼申し上げます。

目 次

第1部 一般廃棄物処理基本計画策定の背景

第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定に

あたって 1

- 1 計画の目的 1
- 2 本区を取り巻く状況の変化 2
- 3 対象となる廃棄物 5
- 4 計画の位置付け 6
- 5 計画期間 9
- 6 進捗管理 10

第2章 江東区とごみの歴史 12

- 1 ごみと埋立ての歴史 12
- 2 ごみ戦争に至る経緯 13
- 3 新海面処分場建設問題 15
- 4 清掃事業の区移管 18
- 5 可燃ごみの共同処理と負担の公平 19
- 6 中央防波堤埋立地の帰属 21
- 7 過去の歴史への理解と未来に向けた
取り組み 22

第3章 清掃リサイクル事業の現状と課題 23

- 1 清掃リサイクル事業の現状 23
- 2 資源・ごみ量の推移 31
- 3 ごみ処理・リサイクル事業にかかる
コスト 35
- 4 清掃リサイクル事業の課題 40

第2部 一般廃棄物処理基本計画

第1章 基本的な考え方 49

- 1 基本理念 49
- 2 基本方針 50
- 3 スローガン 52
- 4 区民・事業者・区の役割 53
- 5 温室効果ガスの削減効果 54
- 6 SDGs・「ゼロカーボンシティ江東区」を
踏まえた清掃リサイクル事業 56
- 7 普及啓発の推進 58

第2章 目標値と将来ごみ量 59

- 1 前計画の目標値の達成状況 59
- 2 目標値の設定 60
- 3 目標値積算の基礎 62
- 4 将来ごみ量 63

第3章 基本方針に基づく具体的施策 64

- 重点施策1 食品ロスの削減
(食品ロス削減推進計画) 64
- 重点施策2 プラスチックの資源循環 72
- 施策の体系 78
- 基本方針1 区民・事業者・区の情報共有
と連携の強化 79
- 基本方針2 リフューズ・リデュース・リユース・
リペアの推進 83
- 基本方針3 環境負荷低減効果を考慮した
リサイクルの推進 87
- 基本方針4 安全・安心なごみの適正処理 92

第4章 生活排水処理基本計画 97

- 1 現状 97
- 2 基本計画 98

資料編

- 資料1 江東区環境審議会答申
(令和3年9月13日) 99
- 資料2 江東区環境審議会委員名簿 106
- 資料3 江東区環境審議会における
審議経過 107
- 資料4 将来資源・ごみ量の推計 108
- 資料5 家庭ごみ・事業所ごみ
アンケート調査 114
- 資料6 語句の説明 121



第 1 部

一般廃棄物処理基本計画策定の背景

- 第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって
- 第 2 章 江東区とごみの歴史
- 第 3 章 清掃リサイクル事業の現状と課題



1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画とは、一般廃棄物の処理責任を負う区が本区区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本区では、平成12年の清掃事業の移管を受けて、平成13年3月に、ごみの減量や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策を、長期的・総合的視点から体系的に明らかにすることを目的とした「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化に対応するため、平成19年3月に二回目、平成24年3月に三回目、さらに四回目の計画を平成29年3月に、計画年度を平成29年度から令和8年度までの10年間として策定しています。

近年、地球規模の環境の危機など、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、国際的には「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年9月）が設定され、国では「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）が策定されました。また、東京都では、令和元年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を、令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、世界各国の様々な分野に波及しており、一般廃棄物の処理にも大きく関係しています。

また、東日本大震災を教訓とした災害廃棄物処理体制の構築、水銀廃棄物の適正処理は、引き続き大きな課題となっています。

本区では、平成29年3月に改定を行った「江東区一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」といいます。）に基づいて、清掃リサイクル事業を推進してまいりました。清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等に対応するため、一般廃棄物処理基本計画を改定します。

2

本区を取り巻く状況の変化

(1) 国際的な動向

2015年9月の国連サミットで、2016年から2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

ゴール12「持続可能な生産消費形態を確保する」のターゲット12.3では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」としており、食品ロス削減推進計画と関連しています。

ゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」のターゲット13.2では、「気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。」としており、焼却における二酸化炭素の排出量と関連しています。

ゴール14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」のターゲット14.1では、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」としており、海洋プラスチックの削減と関連しています。

我が国では、「SDGs実施指針改定版」において、「ステークホルダー（利害関係者）は、計画や戦略、個別の施策の策定や実施に際し、SDGsの要素を最大限反映」することとしており、清掃リサイクル事業においても、SDGsを踏まえた取り組みが求められています。

2016年11月には、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が発効されました。パリ協定では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが、全体目標として掲げられています。

我が国では、2020年10月に、内閣総理大臣が所信表明演説において、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにすることを宣言しました。

また、2030年度の温室効果ガスの排出量は、2013年度の水準から26%削減することを目標としていましたが、2021年4月に削減率を46%に引き上げることを表明しました。

2019年6月のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

(2) 国の動向

「第五次環境基本計画」（平成 30 年）は、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画です。SDGs の考え方を活用した分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、幅広い関係者とのパートナーシップの充実、環境・経済・社会の統合的向上の具体化、経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出を掲げています。また、「地域循環共生圏」の創造を目指すべき社会の姿とし、地域が自らの活力を最大限に発揮し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。

平成 30 年 6 月に循環型社会の形成に向けて、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。重要な方向性として、①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げており、その実現に向けて概ね令和 7 年までに国が講ずべき施策を示しています。

食品ロスについては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年 10 月施行）が制定されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定め、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。法律が施行される 10 月は「食品ロス削減月間」、10 月 30 日は「食品ロス削減の日」に定められました。

プラスチックについては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月）が策定されました。「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則とし、脱プラスチックなどに向けた目標値が設定されました。また、令和 2 年 10 月には、首相所信表明の中で「2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ」を宣言しました。さらに、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和 3 年 6 月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が可決・成立しました。

平成 25 年に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」、平成 28 年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行され、市区町村は、水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが定められています。

江東区の 5R と国の 2R

循環型社会を構築するための優先順位として、第1にごみを作らない（発生させない）「Reduce（リデュース）」、第2に繰り返し使う「Reuse（リユース）」、第3に資源として再生利用する「Recycle（リサイクル）」があり、これらの3つの行動の頭文字をとって3Rといいます。

リサイクルは、資源の消費量やごみの発生量を削減することができますが、回収した資源を再び製品にするため、エネルギー消費などの新たな環境負荷が生じます。「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取り組みが遅れているリデュース、リユースを抜き出して「2R」と呼んでいます。

本区では、3Rに、ごみになるものを断る「Refuse（リフーズ）」、修理して使う「Repair（リペア）」の2つのRを加えた5Rを掲げて、施策を展開してきました。国が2Rを前面に押し出したことは、5Rという方向性を掲げてきた江東区に、国の方向性が追いついてきたといえます。

なお、国の2Rの取り組みについては、本区の5Rのうちリフーズ、リデュース、リユース、リペアの4Rが対応しています。

（3）東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合

東京都は、令和元年12月に、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取り組み、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。併せて、重点的対策が必要な3つの分野について、より詳細な取り組み内容等を記した「東京都気候変動適応方針」、「プラスチック削減プログラム」、「ZEV普及プログラム」を策定しました。

都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）」を令和3年9月に策定しました。この計画において、令和12年度に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿として、東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指していくとしています。主な施策として、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環利用の更なる促進、廃棄物処理システムの強化、健全で信頼される静脈ビジネスの発展、社会的課題への的確な対応などを掲げています。

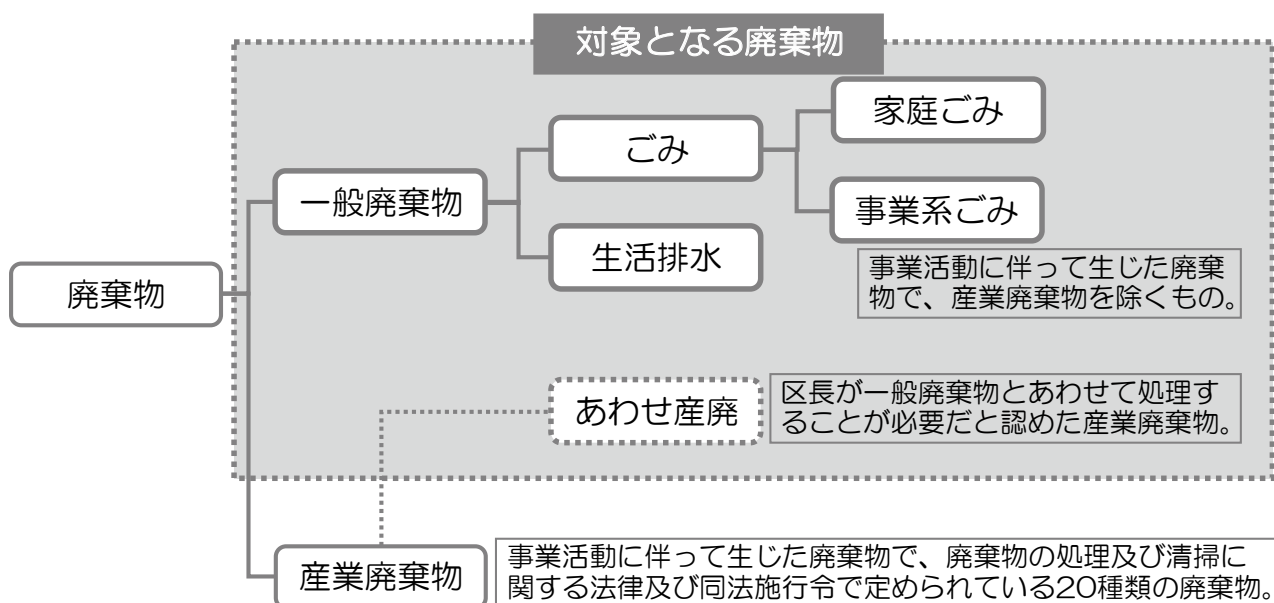
第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって

本区の廃棄物の中間処理（焼却、破碎等）を行っている東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」といいます。）では、取り組むべき課題と方向性を示した総合的な計画として「一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。多様化する社会・経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、令和3年2月に令和3年度から令和16年度の14年間を計画期間とした「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

3 対象となる廃棄物

本計画は、区内で発生する一般廃棄物と、区長が一般廃棄物とあわせて処理することが必要だと認めた産業廃棄物（あわせ産廃）を対象とします。

図1-1-1 計画の対象となる廃棄物



4 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

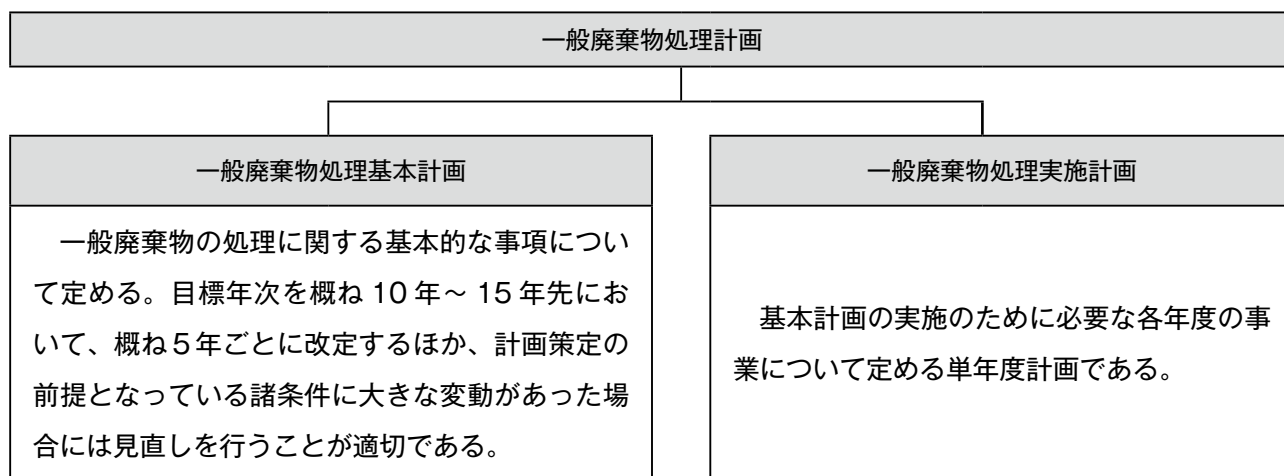
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条で策定が義務付けられている計画で、次の事項について定めることとされています。

- 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

一般廃棄物処理計画を定めるにあたっては、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない、とされています。

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とがあります（廃棄物処理法施行規則第1条の3）。

図1-1-2 一般廃棄物処理計画の種類



第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって

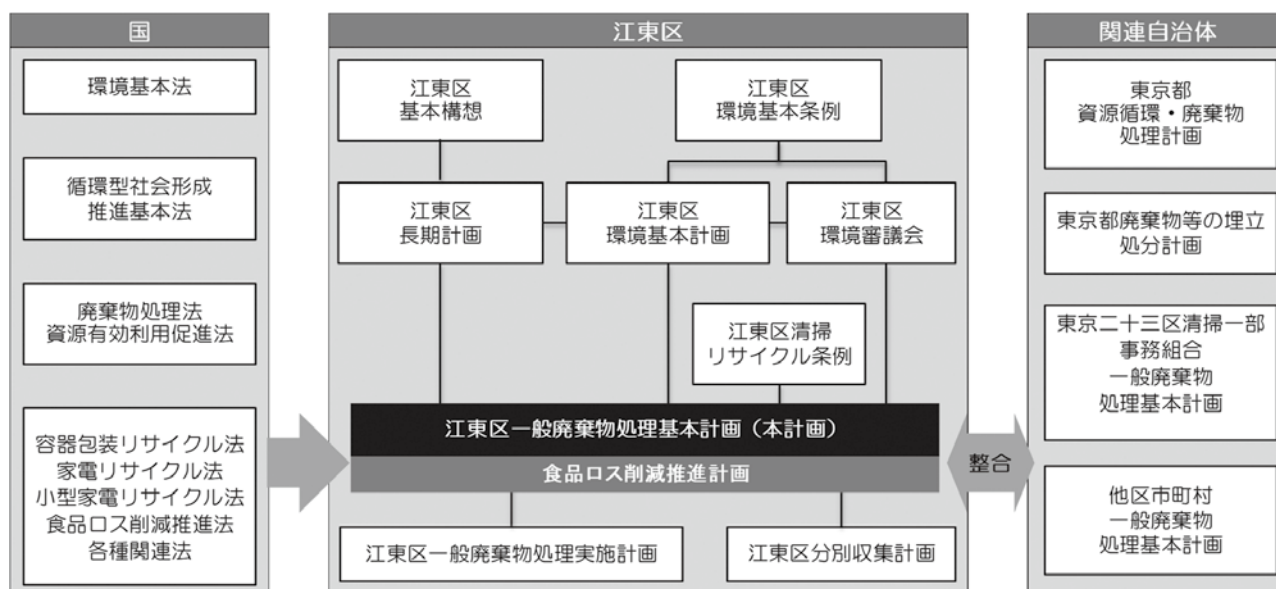
(2) 関係法令との関係

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが「循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」といいます。）」です。同法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定めるなど、循環型社会の形成に関する「基本的枠組法」としての位置付けを与えられています。また、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの義務を規定し、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が、その生産した製品等が使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

基本的枠組法である循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」といいます。）」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」といいます。）」、「特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」といいます。）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」といいます。）」、「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）」等の各種リサイクル法などです。本計画では、食品ロス削減推進法を受けて「食品ロス削減推進計画」を新たに内包する形で策定します。

基本的な枠組みとなる法（「循環基本法」と個別法（「廃棄物処理法」、各種リサイクル法）という法体系の下で、循環型社会の形成への取り組みが総合的に行われています。

図1-1-3 一般廃棄物処理基本計画と関連法令等



(3) 江東区の基本構想・環境基本計画等との関係

①江東区基本構想と江東区長期計画

平成21年3月、『みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東』を概ね今後20年を展望した江東区の将来像とする「江東区基本構想」が策定されました。基本構想の5つの施策の大綱のうちの一つとして、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を掲げ、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの推進など、資源循環型の地域社会を実現するとしています。

本区は、基本構想の実現を図るため、平成22年度から令和元年度までを第1期とする「江東区長期計画」を策定いたしました。その後、区政を取り巻く環境の変化や、新たな課題への対応のためのネクストプランとして、令和2年度から令和11年度までの10か年を計画期間とする「江東区長期計画」が策定されました。

本計画との関係では、基本構想の大綱を受けて、「環境負荷の少ない地域づくり」を基本施策として、「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を施策としています。この中で、目指す姿を「区民・事業者・区が、適切な役割分担の下で自ら積極的に5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）に取り組み、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型地域社会が実現されています」とし、その実現のための取組方針として、「持続可能な資源循環型地域社会実現に向けた啓発と情報発信」、「5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進」、「ごみの適正処理と資源化の一層の促進」、「事業系廃棄物の減量」を掲げています。

②江東区環境基本計画

区の環境行政の基本的指針となるのが「江東区環境基本計画」です。環境基本計画は、「江東区基本構想」と「江東区長期計画」を環境面で支えるものであり、「江東区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画になります。

平成27年3月に10年計画で策定した環境基本計画を、現在の社会状況を踏まえ、令和2年3月に後期5年間の計画を新たに策定しました。今回の改定にあたっては、基本構想の大綱に示した「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を目標との位置付けを踏襲し、「江東区環境基本条例」で定める4つの都市像「環境配慮都市」、「自然共生都市」、「健康安全都市」、「快適文化都市」を実現していくこととしています。

本計画との関連では、SDGsと後期計画の施策体系との関連性を整理し、環境基本計画の6つの柱の一つである「資源循環型地域社会の形成」において、「ごみ減量と有効活用の推進」を基本施策とし、「すべての区民・事業者が、5Rの取り組みを実践することで、ごみの発生と排出が抑制された環境負荷の少ない持続可能な資源循環型地域社会の実現を目指す」ことが示されています。

図1-1-4 本計画と環境基本計画の関連

江東区が目指すべき10年後の姿	すべての区民・事業者が、5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の取り組みを実践することで、ごみの発生と排出が抑制され、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型地域社会が実現しています。
目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み	①持続可能な資源循環型地域社会への理解の促進に取り組みます。 ②5Rを推進します。 リフューズ（断る）を推進し、ごみの減量に取り組みます。 リデュース（発生抑制）を推進し、ごみの減量に取り組みます。 リユース（再使用）を推進し、ごみの減量に取り組みます。 リペア（修理）を推進し、ごみの減量に取り組みます。 リサイクル（再生利用）を推進し、ごみの減量に取り組みます。 ③廃棄物の適正処理を行います。

5

計画期間

この計画は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となるもので、計画期間は令和4年度を初年度として、令和13年度までの10年間とします。

なお、計画は概ね5年ごとに改定するものとされていますが、計画の前提状況等に大きな変動が生じた場合には適宜見直しを行います。

図1-1-5 計画期間



6

進捗管理

PDCA サイクル(事業の点検・評価・見直しを行う仕組み)の手法により、本計画の目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図ります。

(1) 毎年度

次の指標を用いて、毎年度の施策の執行状況や達成状況などを評価します。

- 基本指標 : 本計画において達成目標を定めている指標
- モニター指標 : 達成目標は定めていないが進捗状況評価をする指標
- 取組指標 : 集団回収参加団体数や各種講座の参加人数など具体的な取り組みについて評価する指標

(2) 一般廃棄物処理基本計画改定時

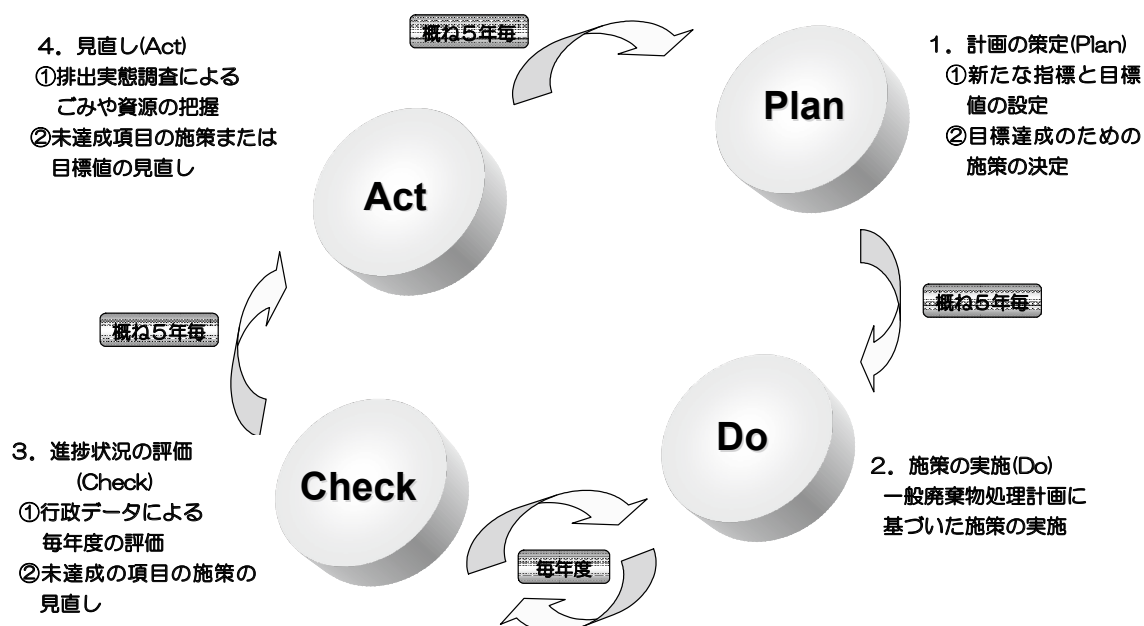
概ね5年ごとあるいは一般廃棄物処理システムに大きな変更があった場合には、一般廃棄物処理基本計画を改定します。改定に際しては、ごみ排出実態調査を実施し、家庭ごみ・事業系ごみの処理の流れを明らかにするなど、清掃リサイクル事業の課題を明らかにします。

第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって

表 1-1-1 PDCAサイクルの枠組み

頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	各施策の執行状況や達成状況などをもとに実施します。	区民や事業者の意識・意向、区民1人1日当たりのごみ量（排出原単位）などを調査して実施します。
点検・評価の主体	担当課による内部チェックを基本とします。	担当課による内部チェックを基本とし、江東区環境審議会の意見を聴きます。
点検・評価の項目	●基本指標 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量 区民1人当たり1日の区収集ごみ量資源化率 大規模建築物事業者の再利用率 ●モニター指標 最終処分量 温室効果ガス排出量 区民1人当たりの費用 資源・ごみ1t当たりの費用 ●取組指標 集団回収参加団体数等	●左記に次の項目を追加します。 ごみ処理フロー 家庭収集ごみ量 事業系収集ごみ量 区民の意識・意向 事業者の意識・意向 新たな施策の環境負荷評価 新たな施策のコスト評価
見直し・改善の方法	データを分析し、施策の見直しや改善策を検討します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	区民に公表します。	区民に公表します。

図 1-1-6 PDCAのイメージ図



1

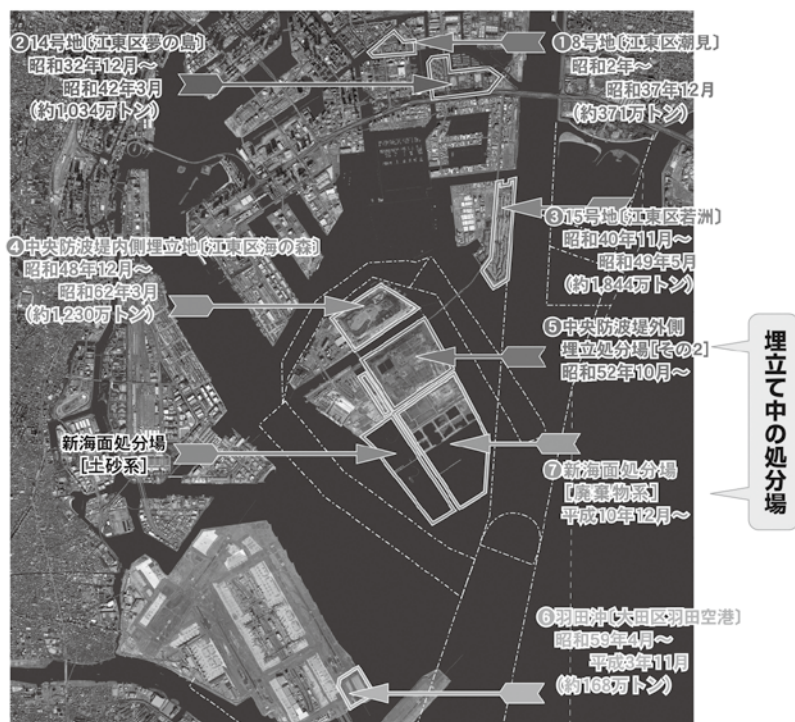
ごみと埋立ての歴史

江戸時代の初め、各戸から出されたごみは、堀や川、あるいは空地などに捨てられていました。堀や川は船の交通路であり、空地は常に開けておかねばならない公的な土地であり防火帯の役目も果たしていました。こうした場所にごみを捨てることを禁じるため、幕府は明暦元年（1655年）に町触（まちぶれ）を出し、各町が共同してごみを集めてごみを船に積んで永代浦（現在の富岡八幡宮の先）へ捨てることとなりました。

その後、明治以降現在まで、本区地先にごみを埋め立てるという歴史は続いています。戦後は、現在の潮見（8号地）、夢の島（14号地）、若洲（15号地）、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側埋立処分場、新海面処分場がごみの埋立処分場として使われてきています。

図1-2-1 埋立地の変遷（資料提供：東京二十三区清掃一部事務組合）

●埋立時期と埋立量



	1955 昭和30	1965 昭和40	1975 昭和50	1980 昭和55	1985 昭和60	1990 平成2	1995 平成7	2000 平成12	2005 平成17	2010 平成22	2020 令和2	面積
① 8号地 (江東区潮見)	2	37										埋立量約 371万トン 364,000㎡
② 14号地 (江東区夢の島)		32	41									埋立量約 1,034万トン 450,000㎡
③ 15号地 (江東区若洲)			40	49								埋立量約 1,844万トン 712,000㎡
④ 中央防波堤内側埋立地 (江東区海の森)				48	61							埋立量約 1,230万トン 780,000㎡
⑤ 中央防波堤外側埋立処分場 [その2]												埋立量約 5,519万トン (令和2年度末現在) 1,990,000㎡
⑥ 羽田沖 (大田区羽田空港)					59	3						埋立量約 168万トン 124,000㎡
⑦ 新海面処分場 [廃棄物系]												埋立量約 899万トン (令和2年度末現在) 3,190,000㎡

2 ごみ戦争に至る経緯

清掃事業は、平成 12 年に 23 区に移管されるまで東京都が行っていました。東京都は、戦後になっても、潮見（8 号地）から始まり、現在使用中の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場と、次々にごみの埋立処分場を江東区地先につくり続けてきました。この事実、江東区民が長年様々なごみ公害の被害を被ってきたということでもあります。

しかし、江東区は、東京 23 区部のごみ処分の必要性和東京都のごみ処理能力を考慮し、東京都が清掃工場などの中間処理施設の建設とごみの減量に全力をあげて取り組むという誠意を信じて、ごみの埋立地について了承してきました。現在では、区の地先に東京 23 区部唯一の最終処分場を抱え、かつ日量 1,800t という区内から出るごみをはるかに超える処理能力を持つ都内最大規模の新江東清掃工場と日量 400t を処理することができる有明清掃工場を有しています。

江東区は、東京のごみ問題に真剣に取り組む、その解決に向けて最大限努力し、多大な貢献を果たしてきましたが、その過程でいわゆる「ごみ戦争」に至ります。主な出来事は、次のとおりです。

（1）15 号地（若洲地区）の埋立処分場問題

昭和 39 年、東京都は、14 号地埋立処分場（夢の島）の後の埋立地として、15 号地埋立処分場（若洲）にごみを埋め立てたいと江東区に要請してきました。

これに対し、江東区議会は「江東区地先 15 号地ごみ埋立処分場の建設反対に関する決議」を可決しました。しかし、清掃工場が完備するであろう昭和 45 年度まではやむを得ないとして 15 号地ごみ埋立処分場の建設を了承しました。

（2）「ごみ戦争」宣言

昭和 46 年、清掃工場の建設計画が進展せず、清掃工場稼働によるごみの全量焼却を昭和 50 年とする計画変更のため、東京都から 15 号地埋立期間の延伸の申し入れがありました。これに対し、江東区議会は、ごみ投棄反対の声明文の採択と「江東区議会ごみ投棄反対対策委員会」を発足させました。これを受け東京都知事は、都議会定例会で「ごみ戦争」を宣言しました。

（3）「自区内処理の原則」と「迷惑負担公平の原則」

このような状況の中、江東区は、昭和 46 年 9 月 29 日に 22 区に対して「ごみ投棄反対に関する公開質問状」を手渡し、また、東京都知事に対しても昭和 46 年 10 月 1 日に公開質問状を手渡しました。質問の趣旨は、各区に清掃工場を建設し、23 区のごみの終末処理を江東区に押し付けている不合理を解消する必要があることを強く求め、「自区内処理の原則」と「迷惑負担公平の原則」の実現を求めるものでした。

これに対し、東京都は、①ごみの処分は発生地域で処理することを原則とし、産業廃棄物は、企業の責任で解決する、②都は江東区と協力して区の再開発及び区民施設の整備を積極的に進めると回答してきました（公開質問状に対する回答書）。

しかし、江東区は、ごみの終末処理を本区に押し付けている状況を打開するためには、実力行使を持って、ごみ運搬車を阻止する以外方法はないと考え、実力行使を宣言しました。その宣言同日、東京都知事は、公開質問状に対する回答書の補足として「15号地埋立期間の延伸を中止する」、「江東区を通過する車両の減少策の計画」、「既定計画の清掃工場の早期建設」等、具体的内容8項目の文書を持参し、江東区と江東区議会は、審議の結果、一応の評価ができるものとして、実力行使を一時延期しました。

図1-2-2 「ごみ戦争」当時の写真



（4）最初のごみ投棄実力阻止

昭和47年12月、東京都は、年末年始のごみ対策として、都内8か所の積み替え基地を計画していましたが、杉並区和田堀公園の積み替え基地が地元住民の反対で設置できなくなりました。江東区は、この事態を重視して、同月22日、15号地入り口で区長並びに区議会議員全員で杉並区からのごみ運搬車を実力で阻止しました。この行動は大きな反響を呼び、その結果、杉並区内の積み替え基地建設が実現するとともに、ごみ問題が都民生活にとって重大かつ身近な問題として取り上げられることとなりました。

(5) 杉並清掃工場建設問題

杉並清掃工場の建設計画は、昭和42年にすでに事業決定されていましたが、一部住民の反対により工場建設のめどが立っていませんでした。

東京都は、杉並区と清掃工場建設用地の選定を話し合いによって進めることとして、都区懇談会を中心に調整を図ってきました。しかし、昭和48年5月、懇談会が反対派住民の乱入によって、流会となってしまいました。

一方、江東区では、杉並清掃工場の建設が遅れている以上、中央防波堤内側埋立地の工事を中止すべきである旨を東京都に申し入れました。さらに、東京都の約束不履行と杉並区の地域エゴは、断じて許されないとして、杉並区からのごみ搬入の実力阻止を決め、再度搬入阻止を実行に移しました。

このような状況の中、東京都知事は、実力行使の現場を訪れ、杉並清掃工場の建設のめどを9月末までにつけたいと約束したため、江東区は、杉並清掃工場建設問題が前進したと判断し、3日間の実力阻止を中止しました。

その後、紆余曲折を経て、昭和57年12月、杉並清掃工場は、竣工しました。

(6) 中央防波堤外側埋立処分場の提案と埋立計画

東京都は、中央防波堤内側埋立処分場の後のごみ処分場について、中央防波堤外側と羽田沖の埋立計画を提案してきました。この提案に江東区は、引き続きごみ公害等で江東区に対して大きな負担を強いるものとして反対表明をしました。

昭和49年3月、江東区と江東区議会は、総合的に検討した結果、昭和50年度の全量焼却計画実現のため、清掃工場の建設を目標年次に完成すること等の条件付で同意しました。その後、東京都から数回にわたり、埋立期間の延伸の申し入れがあり、江東区は、東京都の誠意を信じて了承してきました。

しかし、中央防波堤外側埋立処分場の延伸を了承することは、引き続き江東区民に犠牲を強いるものであるため、東京都に対して、ごみ問題解決のための一層の努力と、内側埋立地を含めた当該地の江東区への帰属を強く主張しました。

3 新海面処分場建設問題

平成元年、東京都は、「現在使用している中央防波堤外側埋立処分場が平成8年度に満杯になる見込みであり、平成8年度以降の埋立処分場を確保することが、都政の緊急かつ最大の課題である。」として、中央防波堤外側埋立処分場の沖合に新たな処分場の建設を計画しました。

東京都港湾審議会の諮問事項として示されたこの計画は、江東区民に引き続き犠牲を強いる内容でした。そのため、本区としては、絶対に認められるものではなく、一方的な計画であるとして、反対を表明するとともに、この計画の審議経過の報告と江東区との緊密な協議を要望しました。さらに、東京都知事あての抗議行動や他の22区に対する要請行動を江東区議会全会派一致で決定し、数々の行動を行いました。

（１）ごみ戦争ふたたび

平成3年、「新しい処分場を作るべき」との方針が、東京都港湾審議会の中間答申として出されました。江東区議会は、20年前に都区合意した「自区内処理」と「迷惑負担公平」の原則を守らず、ごみ問題に対する展望を欠いた東京都のやり方を厳しく非難し、新しい処分場の建設計画には、「断固反対」であるとの姿勢を示しました。

江東区議会の抗議行動の結果、平成3年8月、東京都港湾審議会において処分場建設の最終答申の予定が、「地元江東区と十分協議すること」との条件が付けられ、延期されることになりました。

その後、東京都は、「清掃工場建設計画」と「ごみ減量化行動計画」を策定し、ごみ問題に取り組む姿勢と当面の対応策を明らかにしたので、本区と協議ができる状況になりました。しかし、清掃工場建設計画の実現性や台船式清掃工場などをめぐり、東京都の説明は依然として、本区の納得できるものではありませんでした。

江東区は、東京都に対する抗議と本区の主張を広く訴えるため、東京都庁にある都民広場で行われた「東京ごみ集会」に合わせ、江東区議会議員全員によるキャンペーン作戦を展開するなど、各方面で積極的な抗議行動を起こしました。

（２）都区協議会の状況

江東区と東京都の協議が一向に進まないまま、平成3年11月に開催された港湾清掃都区協議会において、江東区議会清掃港湾特別委員会委員長より「新海面処分場問題に関連する清掃工場建設計画等に関する委員会意見」が述べられ、東京都から回答がありました。しかし、それに対する質疑等から明らかになったことは、それまでの説明と比べて何ら進展するものはないということでした。

江東区は再度、江東区議会清掃港湾特別委員会において区側の態度を協議し、東京都に再度回答するように求めました。東京都知事は、最悪の都区間の事態に対処するため、江東区を訪れ、清掃工場未設置区のうち8区の清掃工場建設実現に努力をすること等を表明しました。

（３）東京都港湾審議会答申

平成3年12月3日、東京都港湾審議会で新たな埋立処分場として「新海面処分場整備を適当」とする最終答申が出されました。この答申には、「新海面処分場の整備にあたってはごみ対策を着実に実施するとともに、当審議会において出された意見等を踏まえ、江東区をはじめ関係地元区等と十分協議・調整されたい。」との付帯意見が付されました。これは、江東区の強い抗議行動により関係者が江東区の立場を理解した結果といえます。

この答申を受けた東京都知事は、「最終処分場の確保にあたり、関係方面との調整など種々の課題があり、総力をあげて取り組む。関係地元区、特に、江東区の区民の皆様方には長い間さまざまなご迷惑をおかけしていることを私は強く認識しており、迷惑を最小限にするように最善をつくす決意である。」と発言しています。

（４）新海面処分場建設計画

こうして、実質的に新海面処分場の整備計画は、始まりました。江東区は、新海面処分場の整備を含む「東京港第5次改訂港湾計画」の一部変更について、新海面処分場の整備を除き、了承しました。そして、新海面処分場の整備にあたっては、次の7項目を示し、東京都が積極的かつ誠意ある取り組みを行い、江東区と十分に協議するよう申し入れました。

- ①清掃工場建設計画のない「新宿」、「文京」、「台東」について、早急に建設計画を策定すべきである。
- ②清掃工場建設計画8区について計画の実現を図るため最大限の努力をすべきである。
- ③台船式清掃工場建設については、反対である。
- ④清掃車の通過台数を減少するため、中継施設整備を促進すべきである。
- ⑤ごみの減量化、リサイクルをより一層推進すべきである。
- ⑥分別ごみ中間処理の施設整備を促進すべきである。
- ⑦総合的な残土対策を推進すべきである。

この7項目の要望を受けて、東京都港湾審議会は、「東京港第5次改訂港湾計画」の一部変更を答申するにあたり、「新海面処分場の整備にあたっては、審議会が出された意見を踏まえ、総合的な廃棄物等の処理対策を確実に推進するとともに、関係区並びに関係機関等の理解を得るよう十分に協議されたい。」との付帯意見を付け、東京都知事に答申しました。

東京都から国への埋立認可申請の時期が迫ってきましたが、江東区が要望していた7項目に対する東京都の回答は、満足が得られるものではありませんでした。このような状況の中、東京都知事は、江東区を訪れ、江東区民に対する多年にわたるごみによる迷惑を陳謝するとともに、最終処分場の整備は極めて急がれる状況であることを訴え、江東区にはできるだけ負担をかけないよう最大限努力し、今後とも東京のごみ問題解決のため自ら先頭に立って取り組む決意を表明しました。

（５）苦渋の決断～大粹で了承～

東京都知事の決意表明の外にも、東京都の港湾局長及び清掃局長から、「各ブロック毎の埋立に先立ち、廃棄物埋立処理計画について協議する。」「清掃工場未計画区への建設を計画化し、また、台船式清掃工場建設計画を再検討する。」という発言がありました。江東区議会清掃港湾特別委員会は、ごみの最終処分場がなければ、800万もの23区民の日常生活に重大な支障をきたすなどの大局的な見地に立って苦渋の決断による「大粹で了承」との意見をまとめ、都区協議会において東京都に伝えました。

新海面処分場建設の問題は、このような経緯を経て、江東区と東京都との間に一応の妥結を見ましたが、江東区の「ごみ」との戦いが終わったわけではありません。ごみ減量化と循環型社会の実現に向けて、引き続き関係者への強い働きかけを行うことが、江東区の使命であるといえます。

4 清掃事業の区移管

（１）移管までの経緯

昭和22年に地方自治法が制定され、特別区は他の市町村と同様に、住民に最も身近な行政主体として、住民に対し第一義的な責任を負う基礎的な地方自治体と位置付けられましたが、特別区には、事務・人事・財政の機能は十分に与えられませんでした。その後、数次にわたり地方自治法の改正が行われましたが、清掃事業は引き続き東京都が行っていました。

しかし、東京都が広域的自治体と基礎的自治体の性格を併せ持っていることから、地域特性に応じた施策展開が難しいなどの問題が生じていました。こうした問題を解決するために東京都と特別区が長年にわたり協議を重ねた結果、昭和61年2月、都区間で「都区制度改革の基本的方向」を合意し、その中で、清掃事業に関しては、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務は特別区が行うこととしました。その後、平成6年9月に、東京都と特別区の間で「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」が合意され、清掃事業は原則として収集運搬から処理処分に至るまですべて特別区の事務とし、その実施時期を、平成12年4月としました。「協議案」の中で、今後、特別区が清掃事業を進めるにあたっては、「ごみの発生抑制・リサイクルを中心とした資源循環型に転換していくとともに、特別区が一貫して清掃事業に対する責任を果たせるよう区内処理の実現を図っていくことが重要である。」とされました。

平成9年12月には、都区間の合意、東京都の労使合意を経て、東京都知事は、自治大臣に平成10年通常国会における特別区制度改革実現に関する法律の改正を正式に要請しました。そして、平成10年3月、都区制度改革関連法が第142回通常国会へ提出され、同年5月8日「地方自治法等の一部を改正する法律」として公布されました。また、平成11年3月には、「移管後の清掃事業における東京都と特別区の役割分担」について都区が合意をしました。

平成12年4月、「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行され、特別区は基礎的地方公共団体として位置付けられ、財政自主権の強化をはじめとした、特別区の自主性と自律性が強化されることとなり、区民の日常生活と関わりの深い清掃事業も区に移管されました。

(2) 移管後の清掃事業

平成12年4月の都区制度改革の実現により、特別区は一般廃棄物の収集・運搬・中間処理（清掃工場での焼却等の処理）・最終処分（埋立処分）の全てに責任を持つことになりました。

ごみの収集・運搬は、従来から行っていたリサイクル事業とあわせて各特別区が実施しますが、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道投入については、23区で一部事務組合をつくり共同処理することとしました。ただし、可燃ごみの共同処理については、平成17年度までの暫定的措置とし、その期間中に自区内処理を行うための諸問題を解決することとしました。

最終処分については、各特別区が処分場の確保に責任を負いますが、都が設置・管理する最終処分場（中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場）を使用し、都に埋立処分を委託することとなりました。

また、ごみの雇上車両の契約事務や一般廃棄物処理業の許可事務を共同処理し、各種の連絡調整等の事務を行うため、東京二十三区清掃協議会を設置しました。

この外に、浄化槽法に基づく事務なども清掃事業の移管に伴い特別区の事務となりました。

5 可燃ごみの共同処理と負担の公平

(1) 可燃ごみの共同処理の検討

平成6年の「協議案」において、可燃ごみの中間処理については、自区内処理を原則としましたが、清掃事業移管時に清掃工場のない区が存在することから、自区内処理に至るまでの経過的対応として、「地域処理」方式が位置付けられました。地域処理方式とは、清掃工場のない区は、焼却能力に余裕のある清掃工場を持つ隣接区と委託処理協定を締結してごみ処理を行う方式のことです。

平成10年8月、東京都から「協議案」以後の状況変化により問題が生じる可能性について検討を行うよう要請を受け、区長会で検討した結果、同年10月に、ダイオキシン対策を行う平成17年度まで共同処理を行うこととし、その期間中に協議案どおり地域処理を行うための諸課題を解決することとしました。そして、平成12年に23区共同で中間処理を実施する清掃一組を設立しました。

その後、安定的な事業運営が可能となるような地域処理方式について検討を開始しましたが、「協議案」に基づく地域処理方式を実施するには多くの課題を乗り越えていかなければならず、区民の理解を得ることは困難であることから、「協議案」にとらわれることなく、中間処理のあるべき姿の検討を行うこととしました。

平成15年7月、区長会において、「23区は、工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保する」ことが確認されました。そして、同年11月には、平成18年度以降も当分の間、清掃一組による共同処理を行うこととし、同時に清掃一組の抜本的改革を行い効率的な運営を図ることと、23区間の中間処理に係るアンバランスを是正するための検討を行っていく必要があることが確認されました。

23区は、この区長会の確認に基づき、各区が相互に協調・連携して一般廃棄物の安定的な処理を行っていますが、もう一つの確認事項である中間処理に係るアンバランスの是正については引き続き検討されました。

(2) 負担の公平に向けた取り組み①

区長会の確認後も、23区で発生する可燃ごみの約2割が江東区内の清掃工場で焼却され、また、中央防波堤内側処分場にある不燃ごみ・粗大ごみの中間処理施設や埋立処分場に向かう各区の清掃車による交通公害など、江東区は多くの迷惑を被ってきました。

このような状況の中、本区は引き続き負担の是正に向けた取り組みを推進してきました。平成18年5月には、江東区議会が「東京23区のごみ問題を考える会」を立ち上げ、同年11月に特別区長会長、特別区議会議長会長等に要請行動を行いました。

こうした取り組みの結果、平成20年3月、区長会では「清掃負担の公平・役割分担のあり方について」として、各工場に一定の処理基準を設定し、一定の処理基準を超えたごみ量を金銭による負担の対象とする調整措置を、一部、例外的、限定的に行うことが決定されました。

この制度は、23区がごみ量を減らすことにより、支払う側の区の金銭負担が少なくなるとともに、受け取る側の区も自区内清掃工場におけるごみ焼却量が減り、負担の公平が図られる仕組みとして、平成22年度から実施されました。

(3) 負担の公平に向けた取り組み②

その後、清掃工場が所在することに伴う負担は共同処理事務として位置付け、ごみ減量努力が反映される制度となるよう、区長会では3年ごとに検証を行い、制度の枠組みの中で微修正等が行われてきました。

令和2年11月、区長会において、23区間での金銭による負担の調整額の算定方法が見直されました。

見直しによる新しい算定方法は、自区内の発生ごみ量を拠出金として負担し、清掃工場所在区は工場搬入量の割合に応じて交付金を受けるものとし、拠出金と交付金の差が調整額とされました。また、調整額の総額は直近のごみ量の変動に比例して毎年度増減させることとされました。

今回の見直しと併せ、23区で新たに目標の共有を図ることとなりました。ごみ量については、23区全体で、区収集可燃ごみの平成20年度比一人当たり20%減の実現をはじめ、区収集ごみ、事業系ごみの継続的な削減に向けて、各区は向こう10年間で、各区の一般廃棄物処理基本計画で掲げているごみ削減目標の達成を目指すこととされました。また、リサイクルについては、23区として国や都が示している方向を共有し、各区の実情に応じ、より一層プラスチック製容器包装類の分別収集とリサイクル化を図るとともに、プラスチックの排出量削減と循環利用に関して、より効果的な対策を今後も継続して検討すると示されました。

6

中央防波堤埋立地の帰属

中央防波堤埋立地は、長年にわたり帰属が決まっておらず、江東区と大田区がそれぞれ全島帰属を主張してきました。江東区としては、中央防波堤埋立地が、ごみの埋立処分に伴う江東区民の多大な忍耐と犠牲の上に造成されたという歴史的経緯を根拠として、主張を展開してきました。平成28年4月からの部課長級協議、そして平成29年10月の東京都自治紛争処理委員による調停、さらには調停を不服とした大田区の提訴により、最終的には司法の場である東京地方裁判所において争われることとなりました。

令和元年9月の第一審判決では、地積割合は江東区79.3%（約399.0ha）、大田区20.7%（約104.2ha）とされました。これは本区の主張が十分に反映されたものではありませんでしたが、これまで主張してきた歴史的経緯が評価されなかったことは遺憾であるものの、大局的見地から受け入れることとしました。また、大田区も受け入れたため、約半世紀にわたった帰属問題がようやく終結することとなりました。

7

過去の歴史への理解と未来に向けた取り組み

江戸時代から現在に至るまで、本区地先にごみを埋め立てるといった歴史は続いています。江東区民が長年様々なごみ公害の被害を被ってきた事実は、清掃事業における苦渋の歴史です。本区は、東京のごみ問題に真剣に取り組み、その解決に向けて最大限努力し、多大な貢献を果たしてきました。多くの若い世代やこどもたち、区に移転してきた新たな住民は、苦渋の歴史を知らないと考えられます。歴史が風化することを防ぐためにも伝え続けることが大切です。

23区のごみ処理量は徐々に減少していますが、江東区の負担が軽減されたといえるほどの減少とはなっていません。本区としては、今後とも、清掃負担の公平が進展するよう、他区に対しても、江東区の苦渋の歴史の理解を深めていただくとともに、ごみの減量とリサイクルの推進を働きかけていかなければなりません。

一方で、今後は、23区で連携・協調するとともに、互いに切磋琢磨していくことで、ごみの減量とリサイクルの推進を進め、「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を23区全体で実現していく必要があります。

1

清掃リサイクル事業の現状

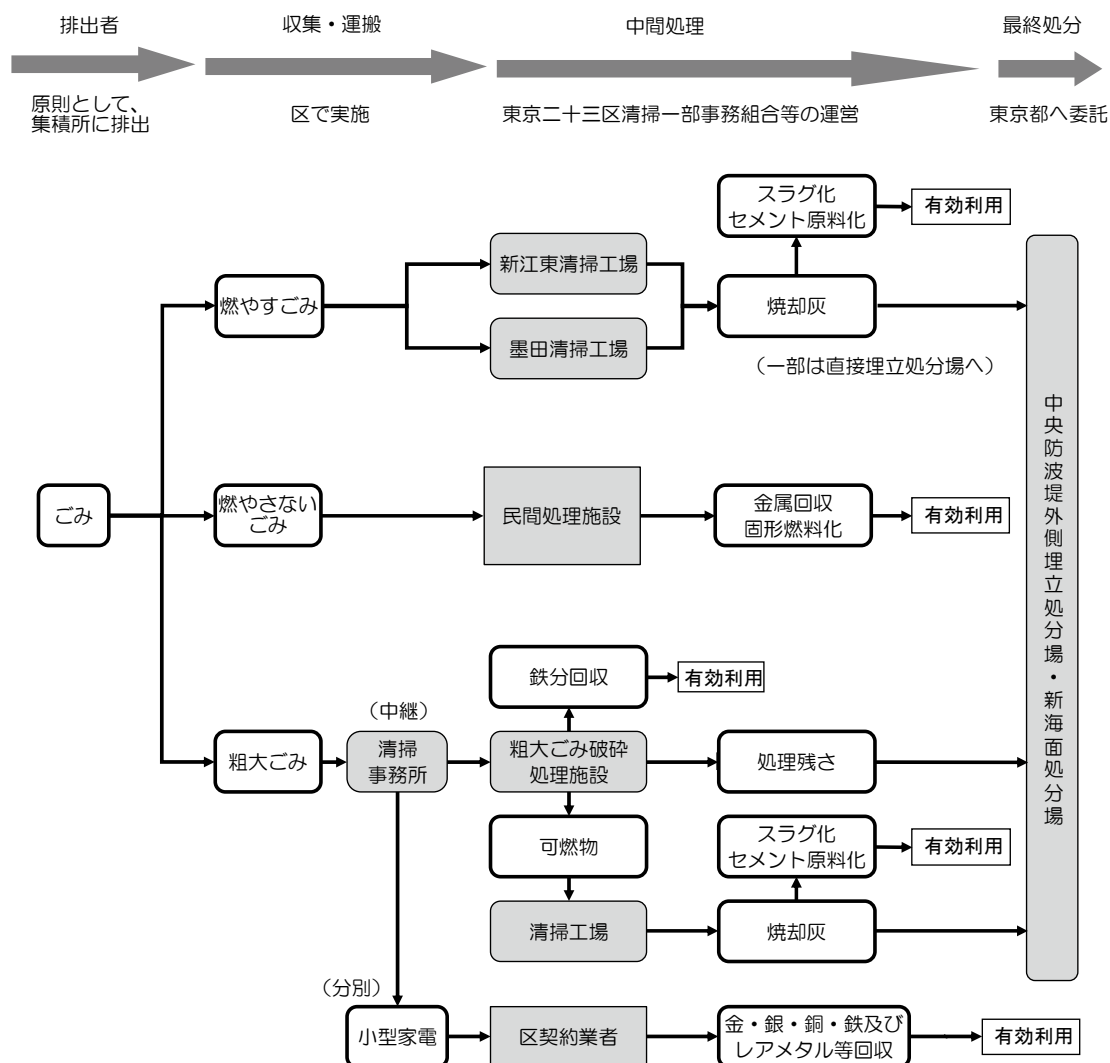
(1) ごみ処理の流れ

区が収集しているごみ処理の流れは、次のようになります。

燃やすごみは主に新江東清掃工場（一部は墨田清掃工場）で焼却処理しています。臨海部の一部の燃やすごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

区が収集するごみ以外に、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を、事業者自ら又は事業者から委託を受けた一般廃棄物処理業者が清掃工場等に直接搬入する「持込ごみ」があります。

図1-3-1 区が収集するごみ処理の流れ



* 臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

①収集運搬

ア 家庭ごみ

家庭ごみの分別区分は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの3つです。

収集頻度は、燃やすごみが週2回、燃やさないごみが2週間に1回、粗大ごみは申込制です。

家電リサイクル法対象の家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）やパソコンは、メーカーによるリサイクルが行われるため、粗大ごみ収集の対象外です。また、塗料や薬品類、金庫やタイヤなど、有害性、危険性、引火性のあるもの、処理が困難なものなどは、区による収集は行っていません。

表1-3-1 家庭ごみの分別区分

区分	収集頻度	排出方法	品目
燃やすごみ	週2回	容器または中身の見える袋で排出	生ごみ、紙くず、木くず、容器包装以外のプラスチック、ゴム、皮革など
燃やさないごみ	2週間に1回	容器または中身の見える袋で排出	金属、ガラス、陶磁器など
粗大ごみ	申込制	事前に粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された場所に排出	家具・家電製品など、おおむね30cm角以上のもの（家電リサイクル法対象品目、パソコンなどを除く。）

（注）有害性のあるもの、危険性のあるもの、著しく悪臭を発生するもの、そのほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にするもの等は、区による収集は行っていません。

イ 事業系ごみ

事業系ごみは、排出事業者の責任で処理することが原則です。

区は小規模事業者対策として、家庭ごみの収集に支障がない範囲（1日平均50kg未満）で、有料ごみ処理券を貼付した事業系ごみの収集を行っています。

小規模事業者の排出する産業廃棄物のうち、区長が一般廃棄物とあわせて処理することが必要だと認めたものについては、一般廃棄物とあわせて区が収集しています。

これ以外の事業系ごみについては、事業者は、自ら処理（運搬、処分等）を行うか、区長の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を委託しなければなりません。

第3章 清掃リサイクル事業の現状と課題

ウ 廃棄物処理手数料

家庭ごみを区が収集・運搬し、処理する場合、1日平均10kgまでのごみについては手数料を徴収していませんが、1日平均10kgを超えるごみや粗大ごみ等の臨時に排出するごみについては、手数料を徴収しています。手数料は、1kgにつき40円ですが、粗大ごみについては品目別に手数料を定めています。

事業系ごみは全面的に有料となっています。小規模事業者は、1kgにつき40円相当の有料ごみ処理券を貼付して集積所に排出することが認められています。

また、事業系ごみを事業者が自ら自己の車両を使用して、又は一般廃棄物処理業者に委託して、直接、清掃工場などの処理施設へごみを持ち込むときは1kgにつき15.5円の処理手数料を清掃一組が徴収しています。また、最終処分場に運搬したときには1kgにつき9.5円の廃棄物処理手数料を区が徴収しています。

表1-3-2 廃棄物処理手数料

区 分		手 数 料	
区で収集する場合	家庭ごみ	1 日平均 10kg を超える ごみ	1 日平均 10kg を超える 量 1kg につき 40 円
		臨時ごみ	1kg につき 40 円 粗大ごみは品目別手数料 (有料粗大ごみ処理券方式)
	事業系ごみ		1kg につき 40 円 (有料ごみ処理券方式)
		臨時ごみ	1 kg につき 40 円
廃棄物を直接処理施設へ持ち込む場合		1kg につき 15.5 円 ただし、最終処分場に運搬したときは、1kg につき 9.5 円	

家庭ごみ	有料粗大ごみ処理券		
	有料粗大ごみ処理券 A	1枚	200円
	有料粗大ごみ処理券 B	1枚	300円

事業系ごみ	事業系有料ごみ処理券		
	特大・70リットル	1セット5枚 (1枚532円)	2,660円
	大・45リットル	1セット10枚 (1枚342円)	3,420円
	中・20リットル	1セット10枚 (1枚152円)	1,520円
	小・10リットル	1セット10枚 (1枚76円)	760円

エ 一般廃棄物処理業の許可制度

江東区内で一般廃棄物処理業を営もうとする場合には、廃棄物処理法第7条に基づき江東区長の許可を受けなければなりません。

許可は、事業範囲により「収集運搬業」と「処分業」の2つに区分されています。

一般廃棄物処理業の許可要件は廃棄物処理法に規定されており、許可を受ける場合には区の処理計画に適合すること、一定の能力を有し、かつ関係法令等で定める諸条件を満たしていること、欠格条項に該当しないこと、などが必要となります。

なお、一般廃棄物処理業者は自ら業を行うことが必要であり、再委託行為や名義貸しをすることは禁止されています。

②中間処理

ア 燃やすごみ

燃やすごみは、主に区内の新江東清掃工場と有明清掃工場で、一部は墨田清掃工場で焼却処理しています。焼却灰の一部は、最終処分場の延命化のため、セメント原料化や、徐冷スラグ化を行っています。さらに焼成砂化も開始しています。

清掃工場で発生する熱エネルギーは、発電や熱供給などに有効利用しています。

焼却時に生じる環境への負荷の低減を図るため、各清掃工場では国が定めた法規制値より厳しい自己規制値を定めて、環境保全対策に万全を期しています。

表1-3-3 江東区内の清掃工場の概要

工場名		新江東清掃工場	有明清掃工場
竣工年月		平成 10 年 9 月	平成 7 年 12 月
敷地面積		約 61,000㎡	約 24,000㎡
炉型式		タクマ式 HN 型 全連続燃焼式火格子焼却炉	三菱重工マルチン式全連続燃焼式 火格子焼却炉
規模（炉基数）		1,800t/ 日（600t × 3 炉）	400t/ 日（200t × 2 炉）
焼却能力		1,800t/ 日	400t/ 日
余熱利用	発電出力	50,000kW	5,600kW
	給熱	1. 蒸気 2. 高温水	1. 蒸気 2. 高温水
		1. 東京辰巳国際水泳場 2. 東京スポーツ文化館、 都立夢の島熱帯植物館	1. 給熱（地域冷暖房） 2. 有明スポーツセンター
注意		・ 給熱欄の蒸気・高温水は、給熱媒体として循環使用しています。 ・ 焼却能力は、現在のごみ質を焼却した場合における能力です。	・ 敷地面積は、原則として工場用地のみです。 ・ 給熱欄の蒸気・高温水は、給熱媒体として循環使用しています。 ・ 焼却能力は、現在のごみ質を焼却した場合における能力です。

第3章 清掃リサイクル事業の現状と課題

イ 燃やさないごみ

燃やさないごみは、民間処理施設で、固形燃料などとして再利用する資源化事業を実施しています。

ウ 粗大ごみ

粗大ごみは、中央防波堤内側埋立地内の粗大ごみ破碎処理施設で破碎・減容化を行い、鉄分は回収して資源化した上で、焼却可能なごみは清掃工場で焼却し、不燃物・焼却不適物は埋立処分しています。

収集した粗大ごみのうち、小型家電については、清掃事務所敷地内中継所で、ピックアップして、資源化しています。

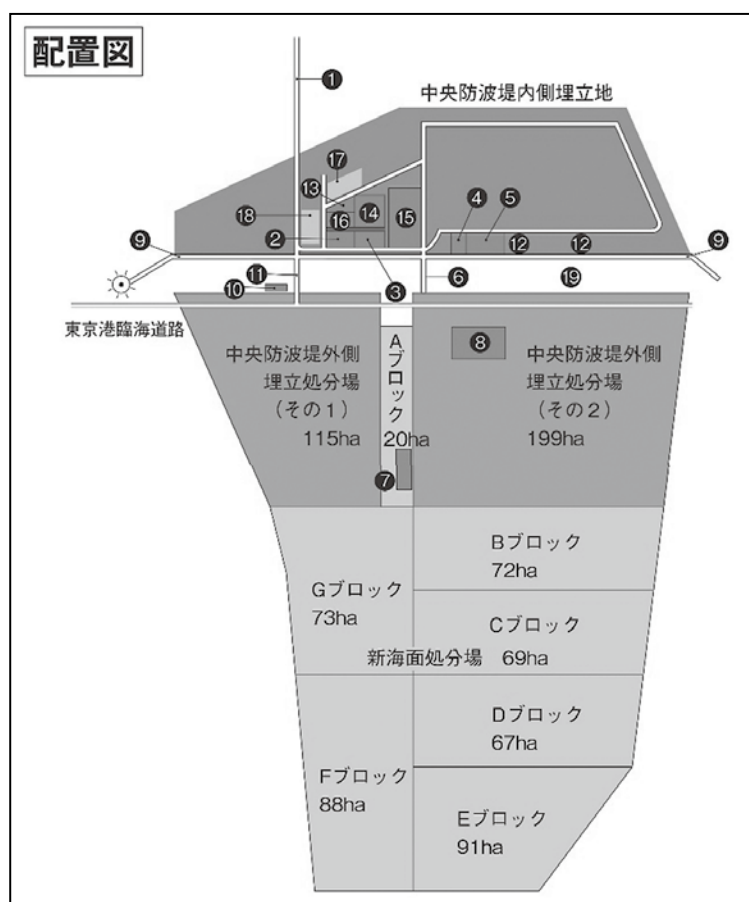
表 1-3-4 粗大ごみ破碎処理施設の概要

施設名	粗大ごみ破碎処理施設
竣工年月	昭和 54 年 6 月
敷地面積	約 33,000㎡
処理能力	32.1t/h × 2 系列
処理方式（資源）	破碎・選別（鉄分回収）

③最終処分

中間処理した後の残さは、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立処分しています。

図1-3-2 ごみ埋立処分場の概要



中央防波堤内側埋立地

面積	約195ha
埋立面積（廃棄物）	約78ha
埋立量（廃棄物）	約1,230万t

中央防波堤外側埋立処分場

その1（しゅんせつ土・建設発生土）	
埋立面積	約115ha
その2（廃棄物）	
埋立面積	約199ha

新海面処分場

面積（A～G）	約480ha
埋立容量（A～G）	約1億2,000万m ³
面積（A～E）	約319ha
廃棄物埋立容量（A～E）	約4,580万m ³

スーパーエコタウン関連施設

- ①⑦ PCB廃棄物処理施設（平成17年11月稼働）
- ①⑧ ガス化熔融等発電施設（平成18年8月稼働）

東京都

- ① 第二航路海底トンネル
- ② 中防合同庁舎
- ③ 第一排水処理場
- ④ ガス有効利用施設
- ⑤ 第三排水処理場
- ⑥ 海の森大橋
- ⑦ 受入管理施設
- ⑧ 調整池
- ⑨ 中央防波堤
- ⑩ 物揚場（船舶輸送揚陸施設）
- ⑪ 中防大橋
- ⑫ 東京臨海風力発電所（東京風ぐるま）

東京二十三区清掃一部事務組合

- ⑬ 破碎ごみ処理施設
- ⑭ 粗大ごみ破碎処理施設
- ⑮ 中防不燃ごみ処理センター
- ⑯ 中防灰熔融施設
- ⑰ 海の森水上競技場

（資料）「東京都廃棄物埋立処分場」（令和2年3月、東京都環境局）

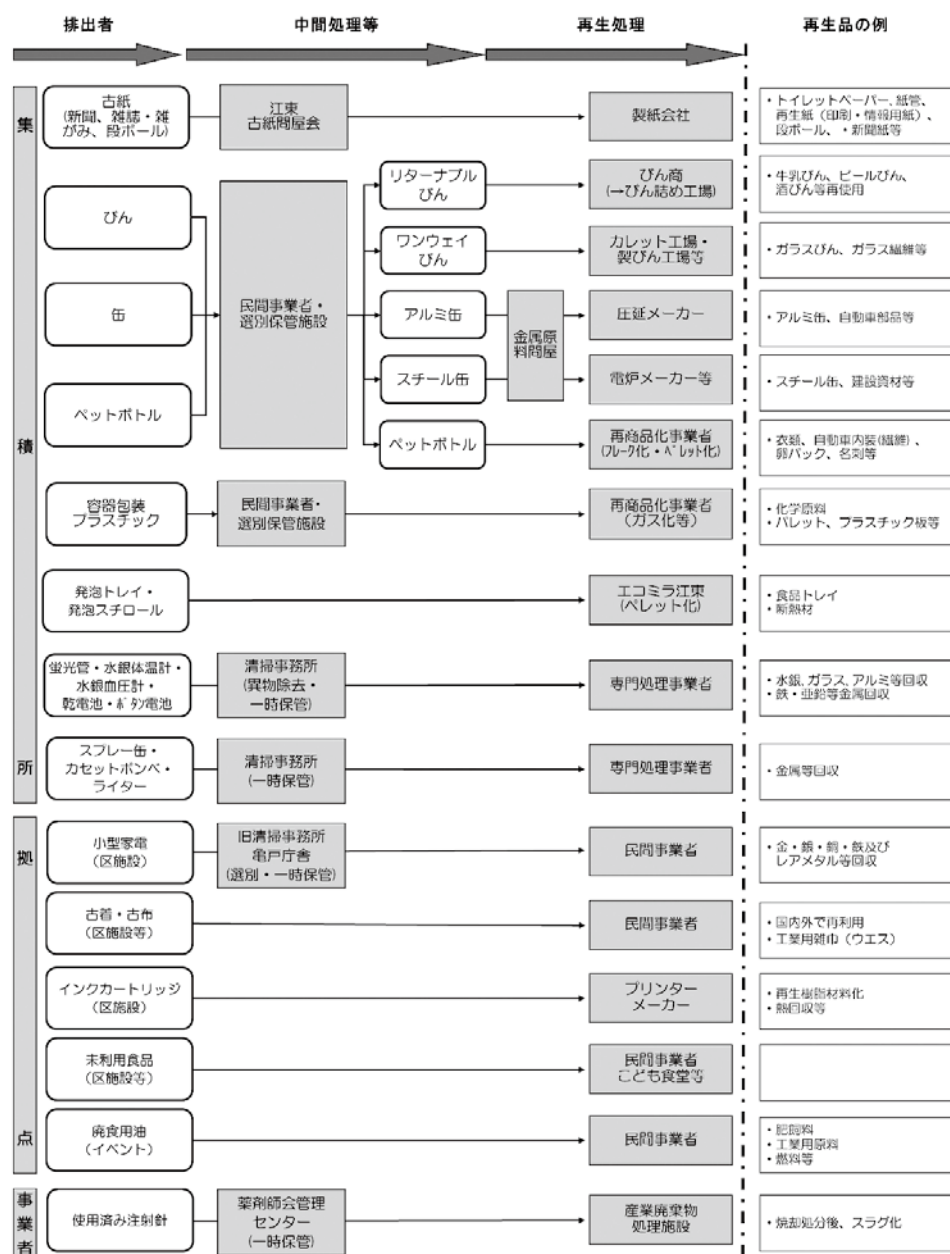
(2) 資源リサイクルの流れ

資源物の回収方法には、区が実施する行政回収と、区内の町会・自治会等の団体が自主的に実施する集団回収があります。行政回収には、集積所回収、拠点回収があります。

また、ごみとして収集したものの中から、資源化できるものをピックアップして資源化したり、イベント開催時に、資源化できるものを区民の皆様を持参していただく、イベント回収を行っています。

そのほか、スーパーマーケットなどが自主的に行う店頭回収、事業者による自主的な資源化などがあります。

図1-3-3 資源リサイクルの流れ



①集積所回収

資源・ごみ集積所に排出された資源物を区が回収する方法です。資源・ごみ集積所に出された資源物は、区の所有物になります。

古紙は、古紙問屋に引き渡しています。

びん・缶・ペットボトルは、区が契約した民間事業者で選別・異物の除去・圧縮・梱包などをして再商品化事業者引き渡しています。

容器包装プラスチックは、区が契約した民間事業者で選別・異物の除去・圧縮・梱包などをして再商品化事業者引き渡しています。

発泡トレイ・発泡スチロールは、エコミラ江東でペレット化しています。

蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計・電池類は、清掃事務所敷地内で選別し、専門処理事業者に引き渡しています。

スプレー缶・カセットボンベ・ライターは、清掃事務所敷地内で選別し、専門処理事業者に引き渡しています。

②拠点回収

区施設に設置した小型家電回収ボックスで回収した携帯電話などの使用済み小型家電は、民間事業者引き渡しています。

古着・古布は、清掃事務所等で常時回収するとともに、月に1回、区内施設で巡回回収し、民間事業者引き渡しています。

区施設に設置した回収ボックスで回収した使用済みインクカートリッジは、プリンターメーカー引き渡しています。

未利用食品は、清掃リサイクル課窓口等で回収し、民間事業者やこども食堂等引き渡しています。

③ピックアップ回収

収集した粗大ごみからピックアップした掃除機などの小型家電は、民間事業者引き渡しています。

不燃ごみは、平成27年度から、固形燃料などに資源化するため、民間事業者引き渡しています。

④イベント回収

廃食用油等を、環境フェアなどのイベント時に回収し、民間事業者引き渡しています。

⑤集団回収

町会・自治会等の実践団体と民間業者が直接契約を結んで資源を回収する方法です。区は、実践団体に対して報奨金を支給するなど、側面的な支援を行っています。

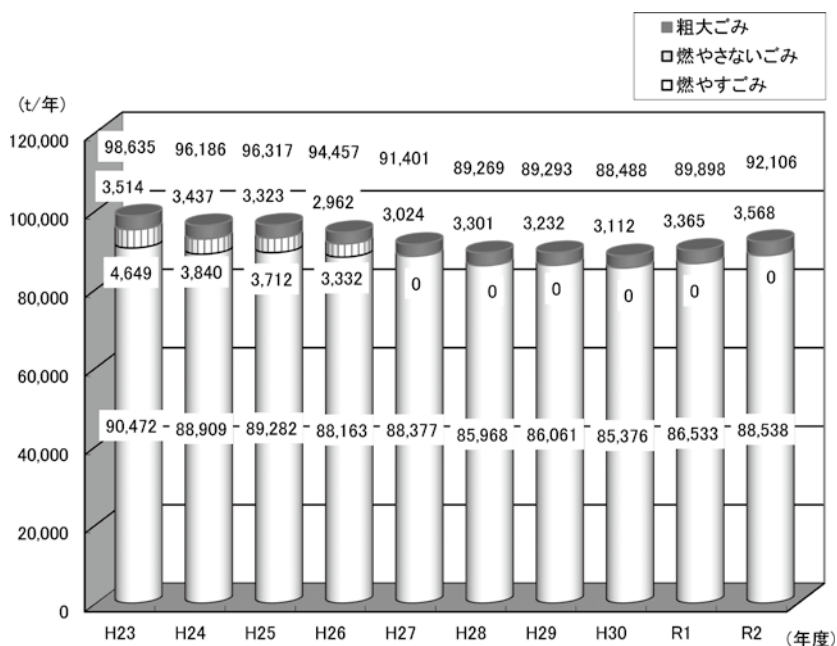
2 資源・ごみ量の推移

(1) ごみ量の推移

① 区収集ごみ量の推移

直近 10 年間の区が収集したごみ量（管路収集を除く。）の推移は、平成 23 年度以降、減少傾向が続いていましたが、平成 29 年度に増加傾向に転じました。

図 1-3-4 区収集ごみ量の推移

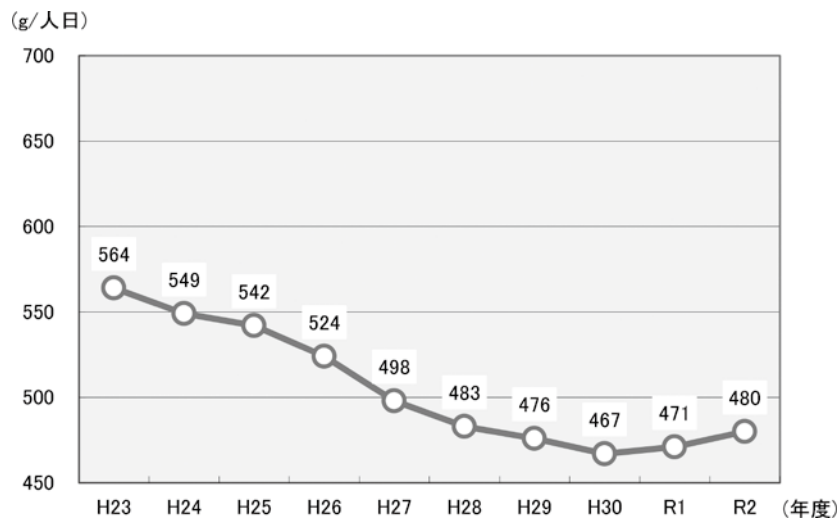


② 区民 1 人当たり 1 日の区収集ごみ量の推移

直近 10 年間の区民 1 人当たり 1 日の区収集ごみ量は、減少傾向が続いていました。

令和元年度からの増加については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により在宅時間が増加したことが影響していると考えられます。

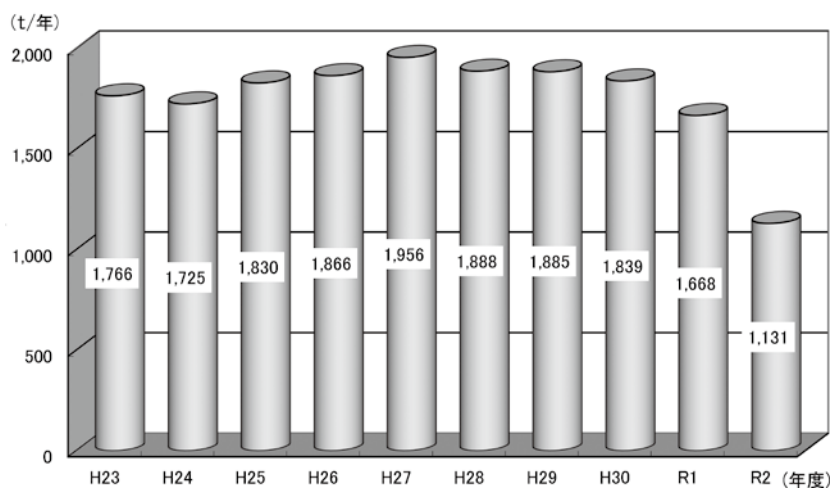
図 1-3-5 区民 1 人当たり 1 日の区収集ごみ量の推移



③管路収集ごみ量の推移

臨海部の一部の燃やすごみは、管路収集システムで収集されています。管路収集されている燃やすごみは、事業系ごみが中心です。直近10年間の管路収集ごみ量は、平成27年度までは増加傾向、それ以降は減少傾向となっています。

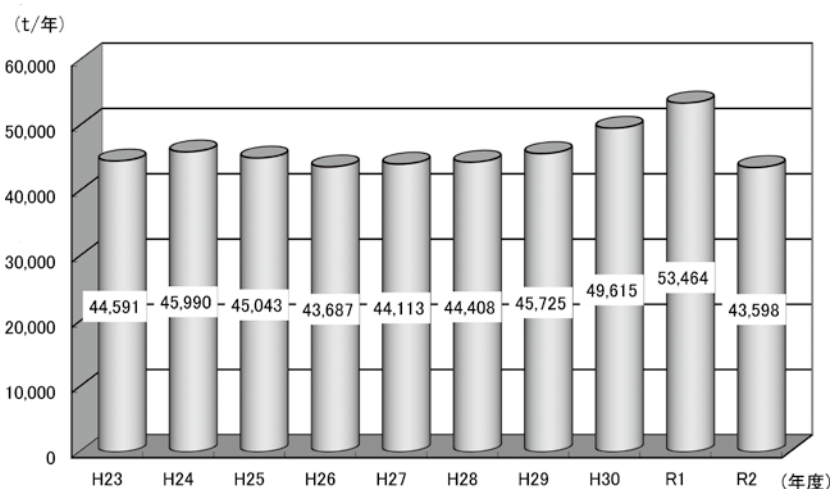
図1-3-6 管路収集ごみ量の推移



④持込ごみ量の推移

区別の持込ごみ量は、平成26年度以降、上昇傾向にありましたが、令和2年度は大幅に減少しました。これは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等が影響していると考えられます。

図1-3-7 持込ごみ量の推移

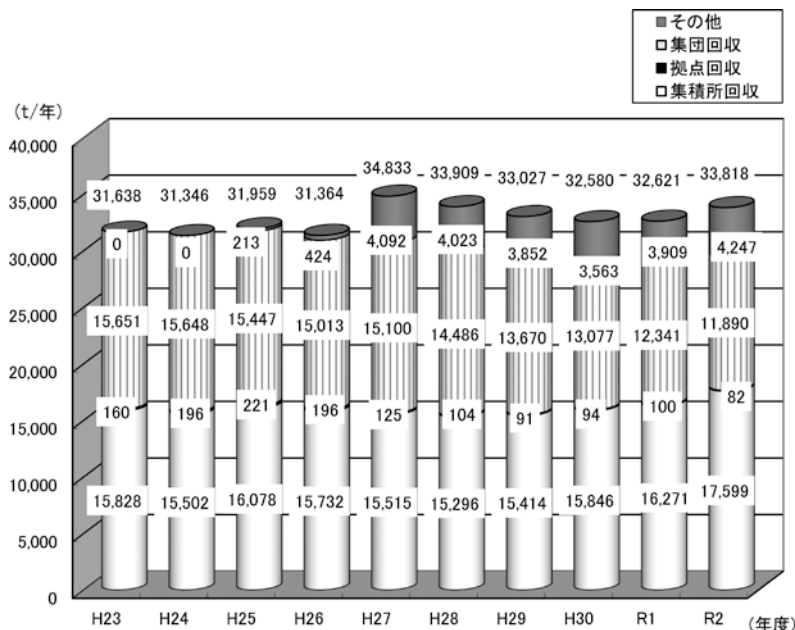


(2) 資源回収量の推移

① 資源回収量の推移

平成27年度から、不燃ごみの資源化事業を実施したため、平成26年度と比較して11.1%増加しました。その後は概ね横ばいです。

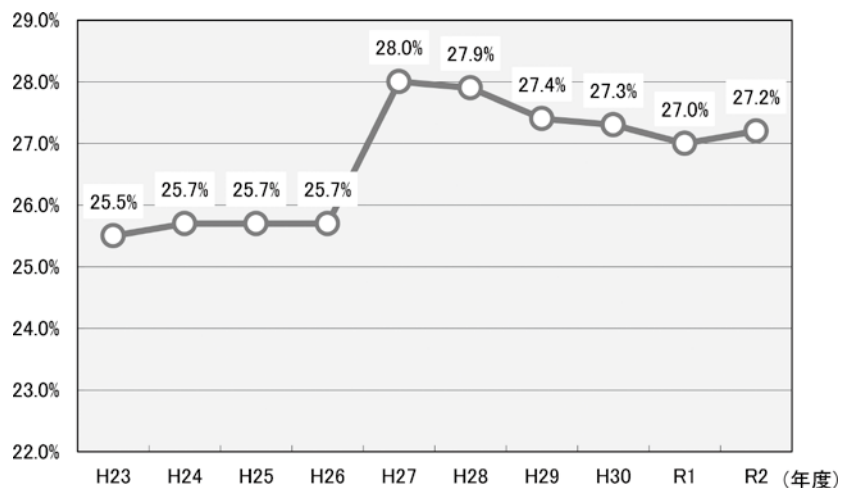
図1-3-8 資源回収量の推移



② 資源化率の推移

資源化率は、平成23年度から平成26年度までは、概ね横ばいとなっていました。平成27年度は、不燃ごみの資源化事業を実施したため、平成26年度と比較して2.3%増加しました。その後減少傾向が続いていましたが、令和2年度には0.2%増加しました。

図1-3-9 資源化率の推移



【資源化率】

資源化率は次の式で算定します。収集後資源化量とは、粗大ごみなどから清掃一組の中間処理施設で回収される金属類などのことです。

資源化率＝資源化量÷（区収集ごみ量＋資源化量－収集後資源化量）

※資源化量＝資源回収量＋収集後資源化量

※資源回収量＝集積所回収量＋拠点回収量＋集団回収量＋ピックアップ回収量＋燃やさないごみ量

（平成27年度以降）

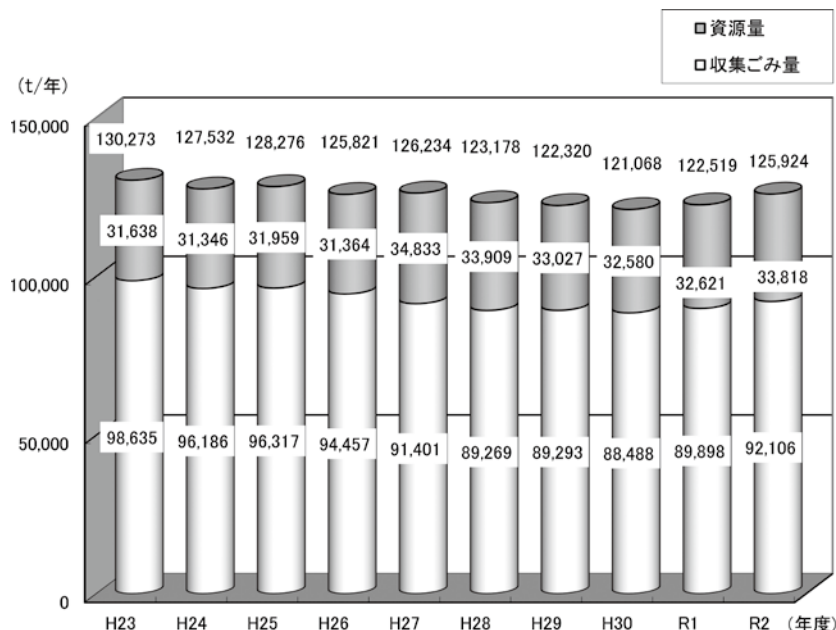
(3) ごみ・資源の推移

①区収集ごみ量と資源回収量の総量の推移

直近10年間の区収集ごみ量と資源回収量の総量は、年度により増減はあるものの、減少傾向が続いていました。

令和元年度からの増加については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により在宅時間が増加したことが影響していると考えられます。

図1-3-10 区収集ごみ量と資源回収量の総量の推移

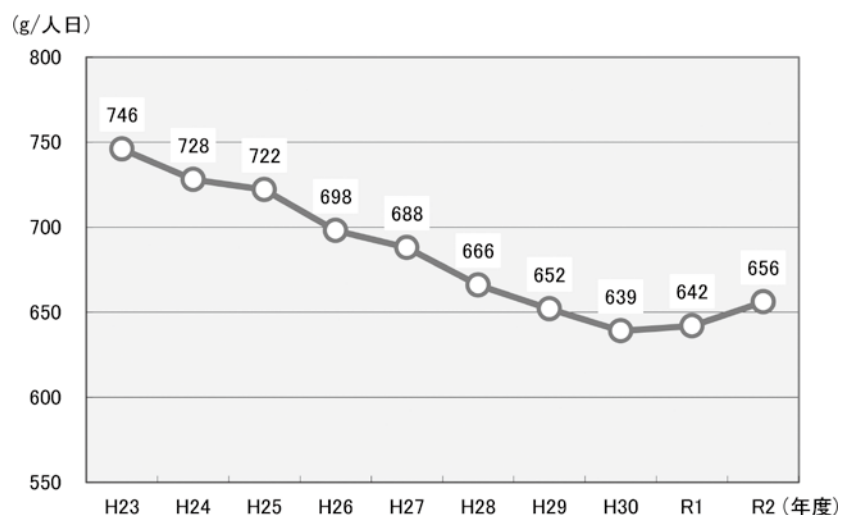


②区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量の推移

区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量は、平成30年度まで減少傾向が続いていました。

令和元年度からの増加については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により在宅時間が増加したことが影響していると考えられます。

図1-3-11 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量の推移



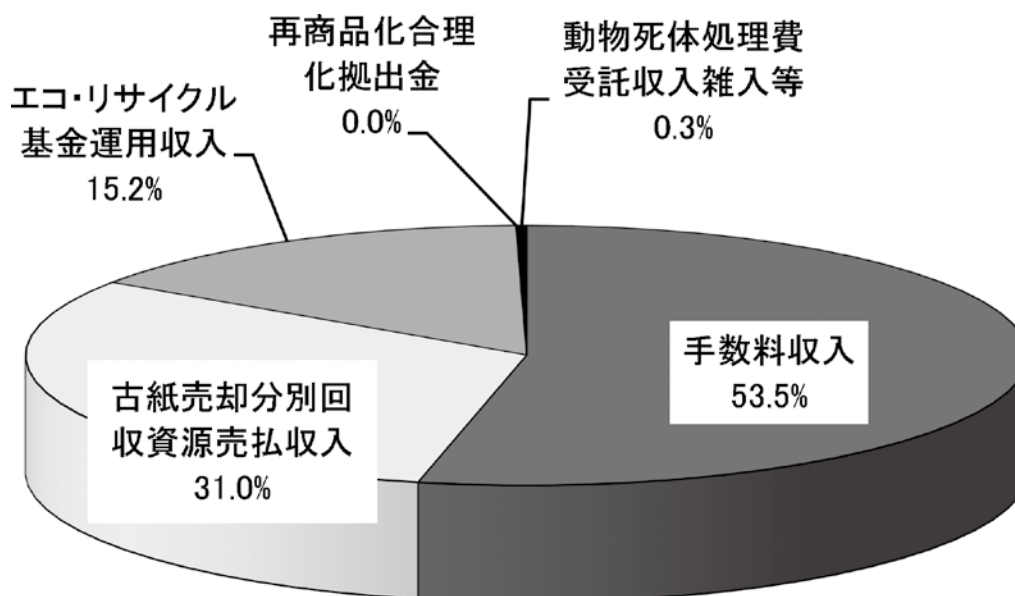
3 ごみ処理・リサイクル事業にかかるコスト

(1) 清掃リサイクル事業経費

①歳入

江東区の令和2年度決算における清掃リサイクル事業関連経費の歳入額は約8億2千5百万円で、歳出額（約68億7千6百万円）と比較した割合は12.0%となっています。内訳は図のとおりです。

図1-3-12 歳入の内訳



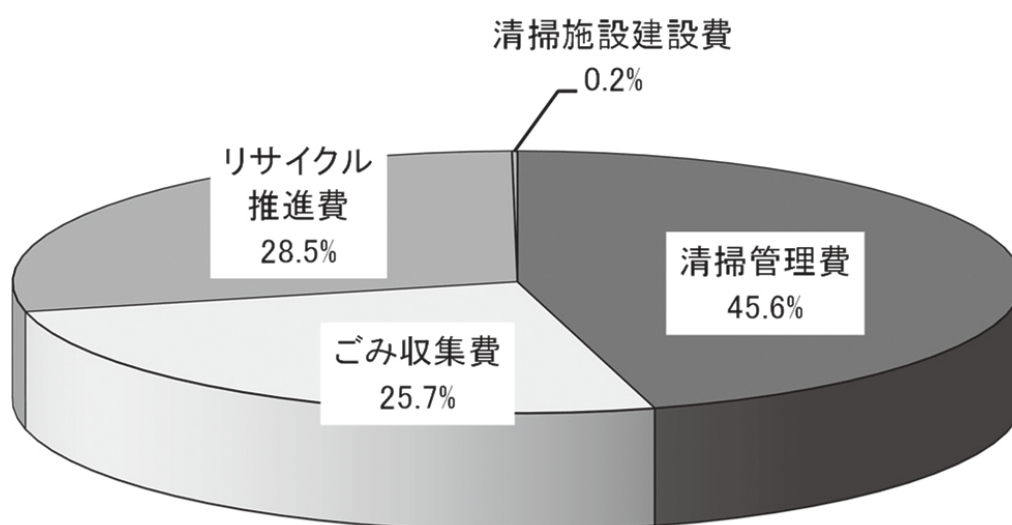
予算科目	決算額（単位：円）	主な経費
手数料収入	441,138,012	・廃棄物処理手数料 ・動物死体処理手数料 など
古紙売却 分別回収資源売払収入	255,798,389	・資源物の売払収入
エコ・リサイクル基金繰入金 エコ・リサイクル基金運用収入	125,291,351	・エコ・リサイクル基金からの繰入金など
再商品化合理化拠出金	284,852	・再商品化合理化拠出金
動物死体処理費受託収入雑入等	2,513,010	・都道上の動物死体処理受託収入など
合 計	825,025,614	

②歳出

令和2年度の清掃リサイクル事業関連経費の歳出額は約68億7千6百万円で、内訳は図のとおりです。

清掃リサイクル事業関連経費歳出額を令和3年1月1日現在の江東区人口（526,301人）で割ると、令和2年度の経費は区民1人当たり13,065円になります。

図1-3-13 歳出の内訳

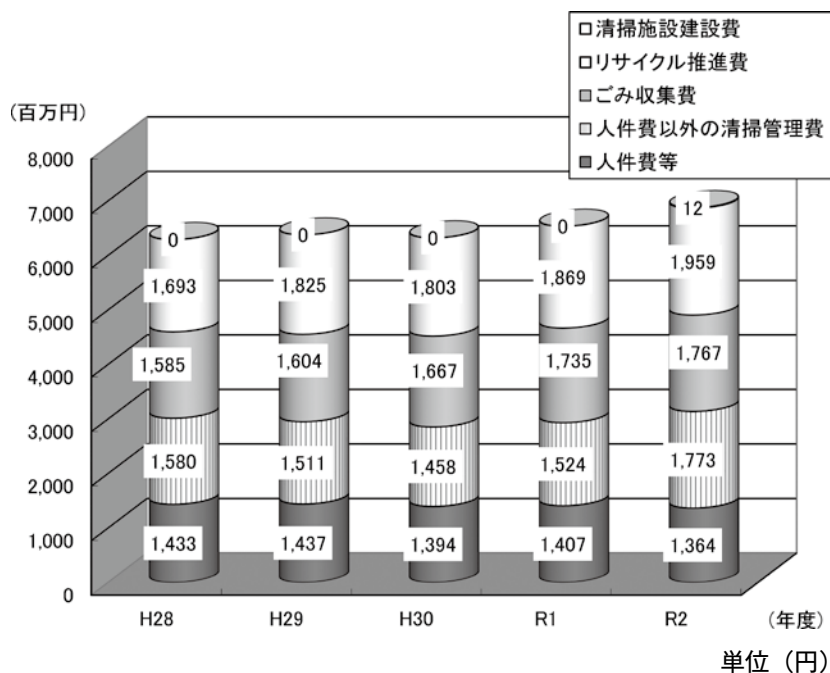


予算科目	決算額（単位：円）	主な経費
清掃管理費	3,137,068,127	・ 職員の人件費 ・ 清掃一組分担金 など
ごみ収集費	1,767,447,622	・ ごみの収集運搬経費など
リサイクル推進費	1,959,363,830	・ 資源回収事業経費 ・ 集団回収事業経費 ・ 不燃ごみ資源化事業経費 など
清掃施設建設費	12,100,000	・ 清掃事務所改修事業経費
合 計	6,875,979,579	

③歳出経年比較

平成28年度から令和2年度までの5年間の歳出額を示すと図のとおりになります。令和2年度より清掃施設建設費が計上されています。

図1-3-14 歳出経年比較

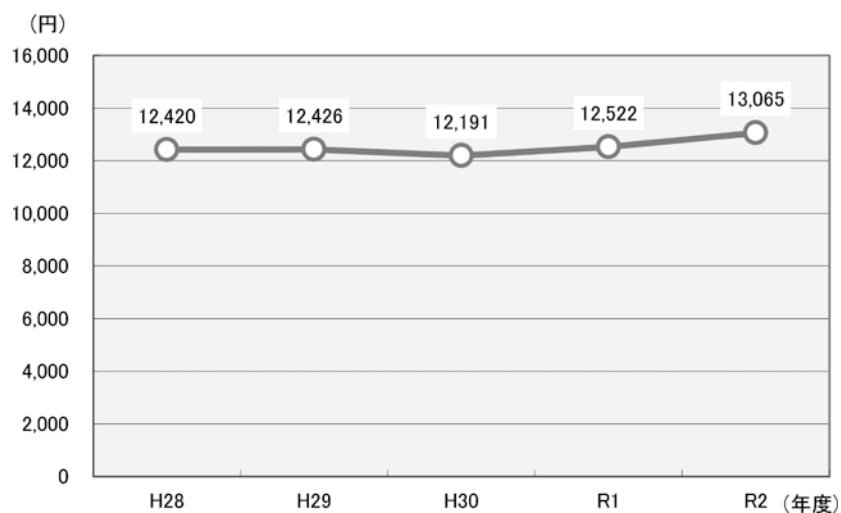


予算科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
清掃施設建設費	0	0	0	0	12,100,000
リサイクル推進費	1,693,222,418	1,824,713,041	1,802,665,236	1,868,539,128	1,959,363,830
ごみ収集費	1,584,917,600	1,603,529,188	1,666,681,962	1,735,302,525	1,767,447,622
人件費以外の清掃管理費	1,580,128,367	1,511,160,976	1,457,625,169	1,523,873,726	1,773,201,079
人件費等	1,432,702,199	1,437,365,098	1,394,032,045	1,406,613,116	1,363,867,048
合計	6,290,970,584	6,376,768,303	6,321,004,412	6,534,328,495	6,875,979,579

④区民1人当たりの清掃リサイクル事業関連経費歳出額の推移

区民1人当たりの清掃リサイクル事業関連経費歳出額は、平成30年度は減少していましたが、令和元年度より増加しています。

図1-3-15 区民1人当たりの清掃リサイクル事業関連経費歳出額の推移



(2) ごみ処理原価

廃棄物処理原価（ごみ処理原価）は、廃棄物の収集・運搬・処理・処分に要した経費（人件費、物件費、建物や工作物の減価償却費、売電収入などの歳入等）を決算額に基づいて算定し、これを廃棄物処理量で除して算出しています。ごみ処理原価には、収集運搬部門と処理処分部門があります。

江東区のごみ処理原価の推移は図のとおりです。処理処分部門は清掃一組で23区共同処理を行っています。ごみ量が減っても、清掃工場の維持管理経費など処理処分で下がらない経費もありますので、ごみ量とコストは必ずしも連動しません。

図1-3-16 ごみ処理原価の推移

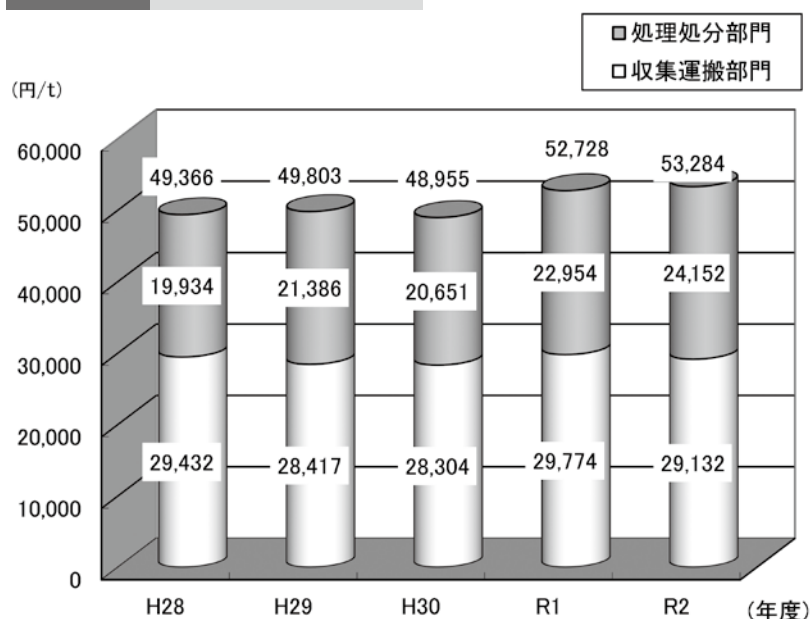
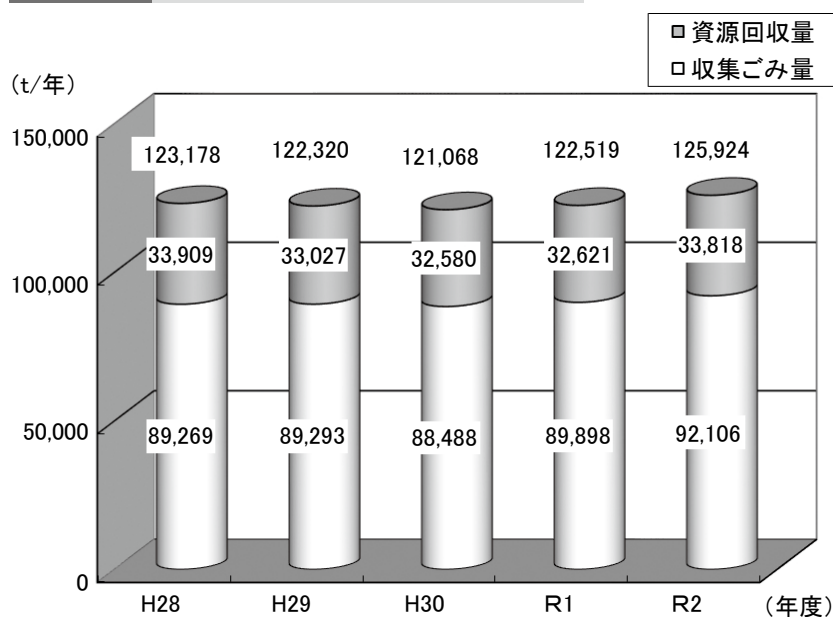


図1-3-17 区収集ごみ量と資源回収量の推移



(3) リサイクル事業にかかるコスト

各リサイクル品目の資源 1 トン当たりの費用は、収集運搬及び処理処分にかかる経費を回収量で除した経費であり、回収量や経費の増減により変動します。令和 2 年度の費用を算出したところ図のようになりました。

図 1-3-18 リサイクル品目の処理原価

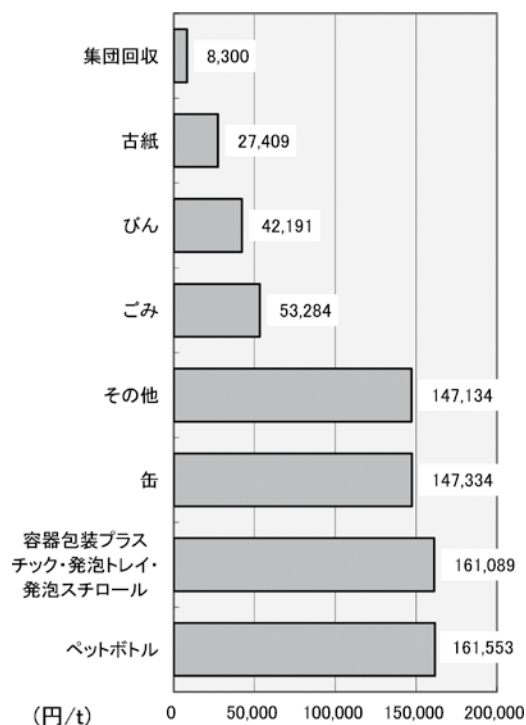


表 1-3-5 令和 2 年度ごみ・資源回収経費等

回収等項目	経費 (千円)	割合	ごみ量 資源回収量 (t)
集団回収	98,684	2.0%	11,890
古紙	170,700	3.6%	6,228
びん	210,323	4.4%	4,985
ごみ	2,682,884	55.9%	93,237
その他	641,356	13.4%	4,359
缶	175,474	3.6%	1,191
容器包装プラスチック・発泡 トレイ・発泡スチロール	425,113	8.9%	2,639
ペットボトル	395,481	8.2%	2,448
合計	4,800,015	100.0%	126,977

「びん・缶・ペットボトル」は、混載して収集しています。収集にかかるコストは、各容積率を算出し、その割合で分配したそれぞれの経費を回収量で除しているため、びんのコストが低く、ペットボトルのコストが高くなります。

「その他」に含まれる品目は、「乾電池」、「蛍光管」、「古着」、「小型家電拠点回収」、「粗大ごみからの小型家電ピックアップ回収」、「不燃ごみの資源化」、「容器包装リサイクル残さの資源化」です。「蛍光管」と「乾電池」は、平成 28 年度途中まで拠点回収を行っていましたが、平成 28 年 9 月 19 日からは、集積所回収に変更し、積極的な回収により適正処理を徹底しています。

また、集団回収については、報奨金を実施団体に支払っていますが、回収運搬費用がかからないため、効率の良い資源回収となっています。

4

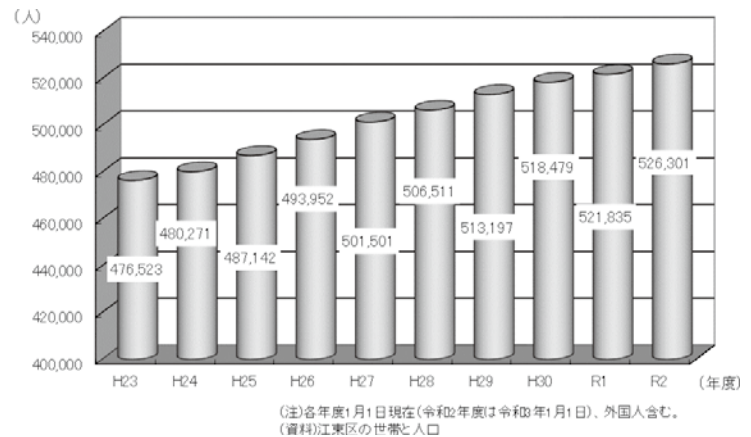
清掃リサイクル事業の課題

(1) 地域特性に関する課題

①人口の増加

人口（外国人含む）は、平成24年1月1日現在の476,523人から令和3年1月1日現在では526,301人に増加しています。今後も人口の増加が予想され、引き続き、人口増に対応した収集・処理体制の整備が必要です。

図1-3-19 人口の推移



②単身世帯の増加

世帯数は、平成24年1月1日現在の228,543世帯から令和3年1月1日現在では274,831世帯に増加しています。この間、世帯当たりの人員は1.99人から1.91人へと減少しています。

令和2年の国勢調査では、1人世帯が46.8%を占めています。1人世帯には、単身で居住する高齢者やワンルームマンションなどに居住する若年単身者が多く、特に、若年単身者に対して、資源・ごみの分別ルールや資源・ごみ集積所への排出マナー、5Rの取り組みなど、基礎的な情報を効果的に伝える施策が必要です。

図1-3-20 世帯数と世帯当たりの人員の推移

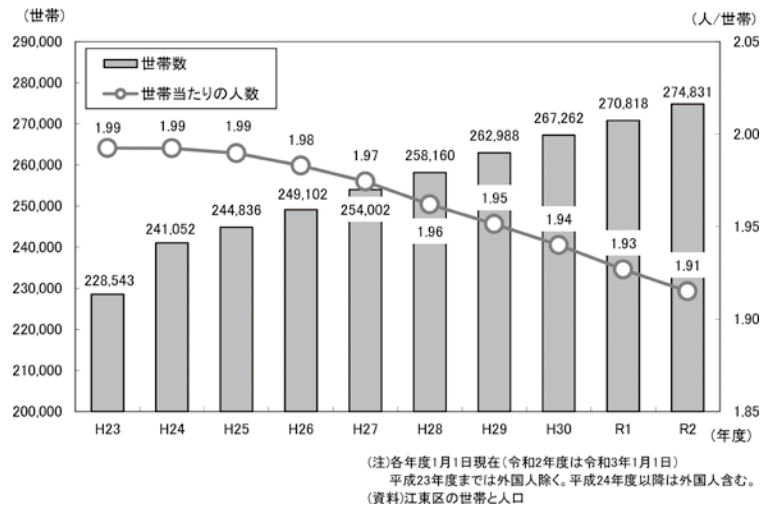
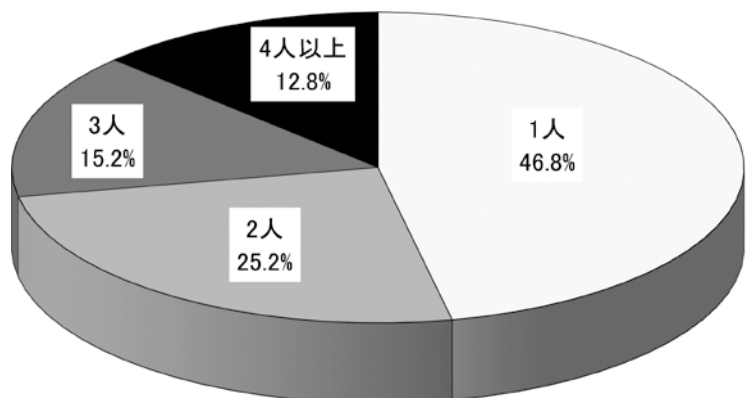


図1-3-21 世帯人員別の割合

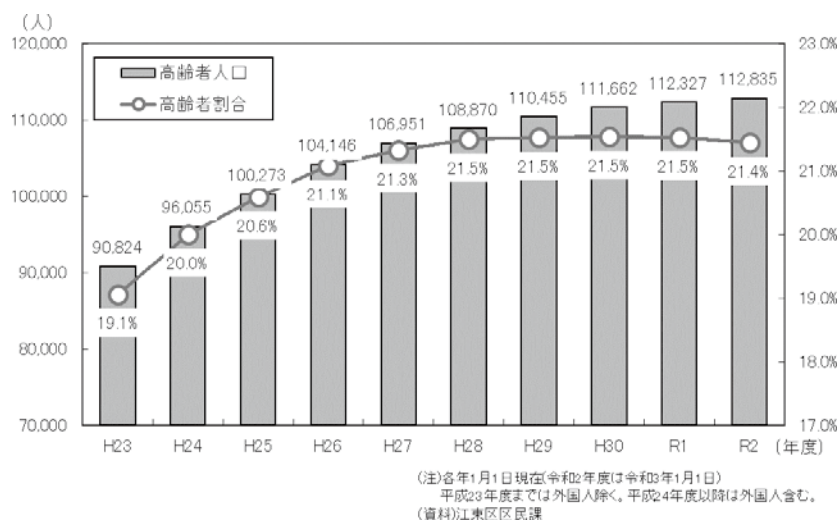


(資料)令和2年国勢調査

③高齢者人口の増加

高齢社会の進展に伴って、高齢者人口（65歳以上）は、平成24年1月1日現在の90,824人から令和3年1月1日現在では112,835人に増加しています。人口に占める高齢者の割合も19.1%から21.4%へと増加しています。今後も、高齢者人口の増加が予想されることから、ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした施策の体制整備が必要です。

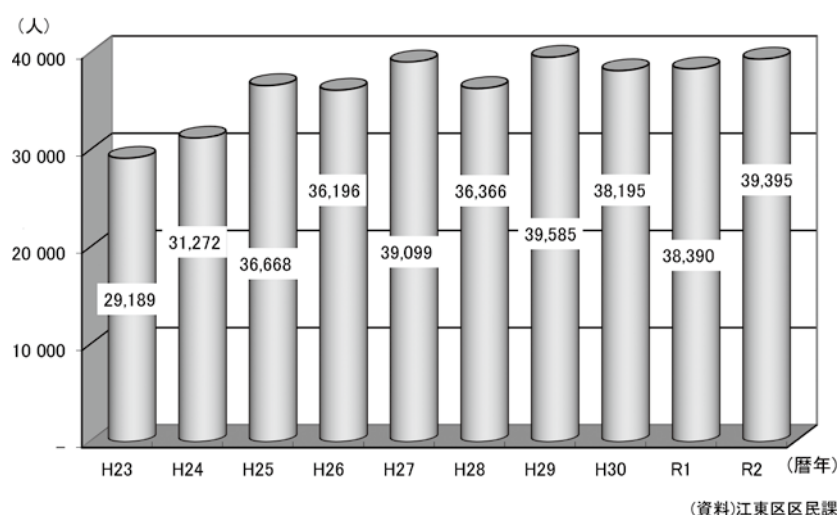
図1-3-22 高齢者人口と高齢者割合の推移



④転入者への対応

転入者数は毎年3～4万人前後で推移しています。転入者に対して、江東区のごみ・資源の分別ルールなどについて周知する施策が必要です。

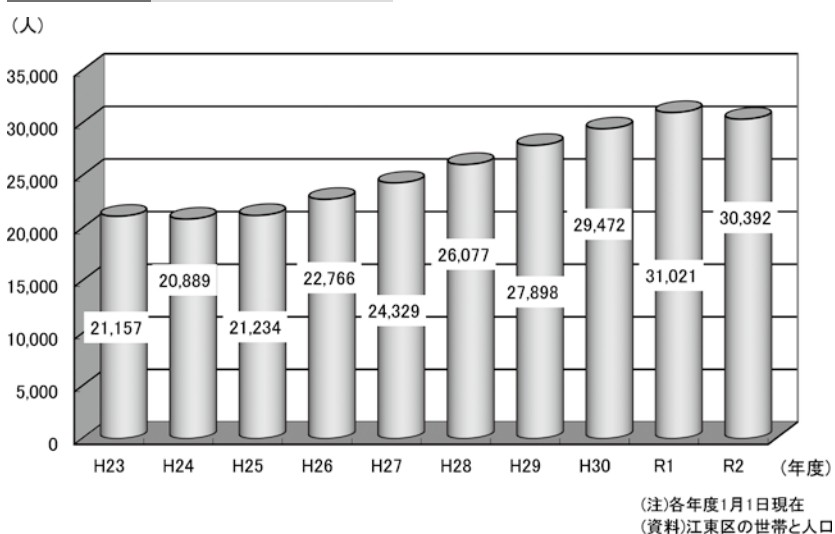
図1-3-23 転入者数の推移



⑤外国人の増加

外国人人口は、平成24年1月1日現在の21,157人から令和3年1月1日現在では30,392人に増加しています。資源・ごみの分別ルールや資源・ごみ集積所への排出ルールについて日本語以外の言語による情報伝達が必要です。

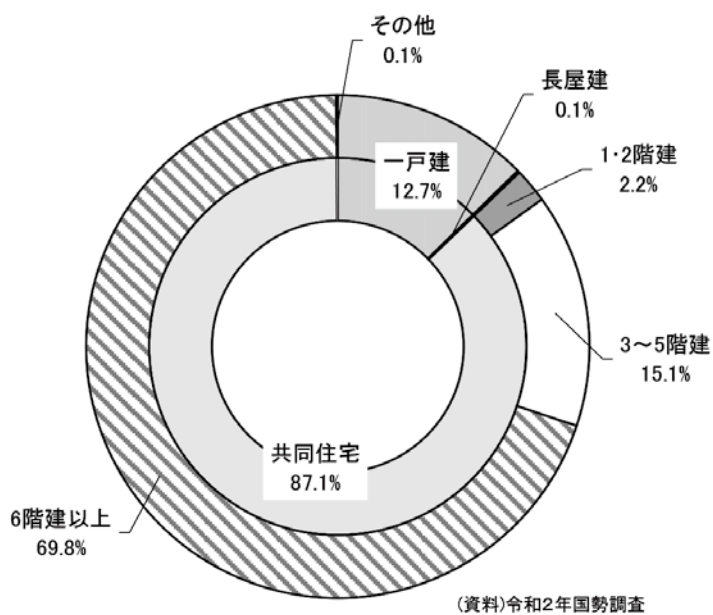
図1-3-24 外国人人口の推移



⑥集合住宅の増加

令和2年の国勢調査によると、全世帯のうち集合住宅（共同住宅、長屋建）に居住する世帯の割合は87.1%を占めています。今後も集合住宅の増加が見込まれることから、集合住宅の特性を生かした普及啓発や5R施策が必要です。

図1-3-25 住宅の種類



⑦事業所への対応

平成28年の経済センサスによると、従業員規模別では約7割の事業者は、従業者数10人未満です。業種は卸売・小売業が28.6%、宿泊業・飲食サービス業が14.4%、製造業が12.4%などとなっています。事業系ごみは規模や業種によって、発生するごみの種類や処理方法が大きく異なることから、事業者の特性に応じた対応が必要です。

図1-3-26 従業員規模別の割合

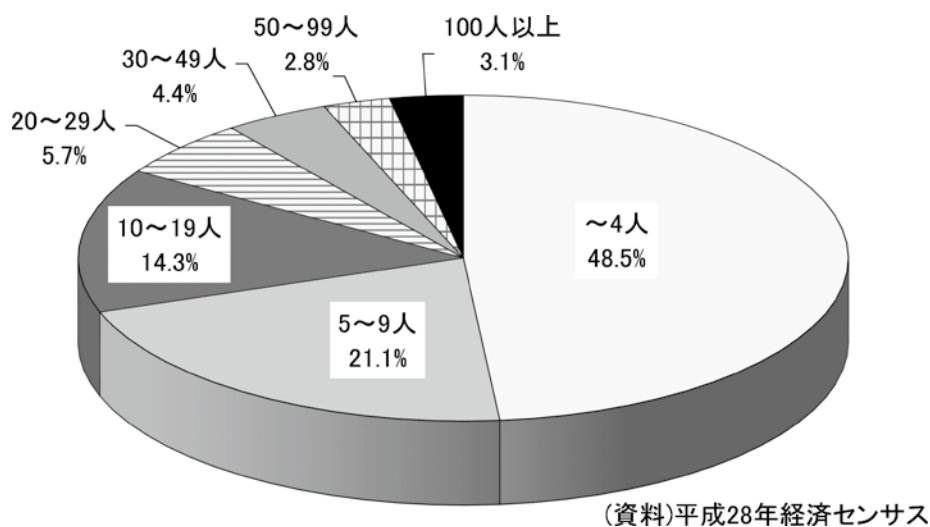
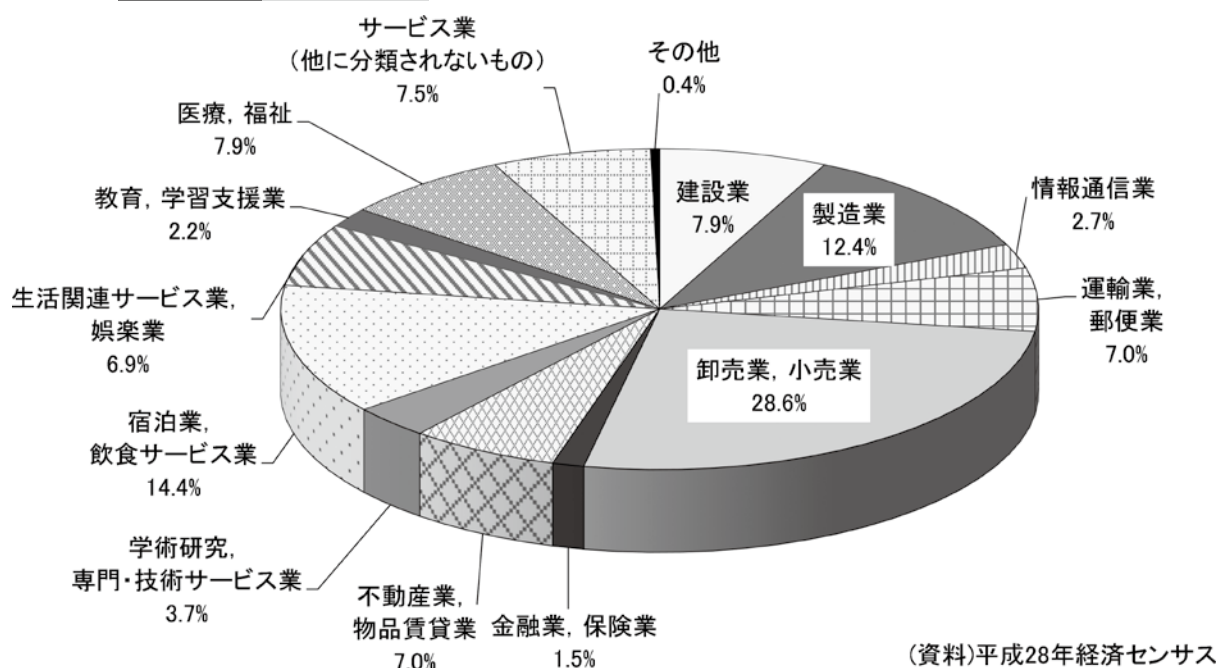


図1-3-27 業種別割合



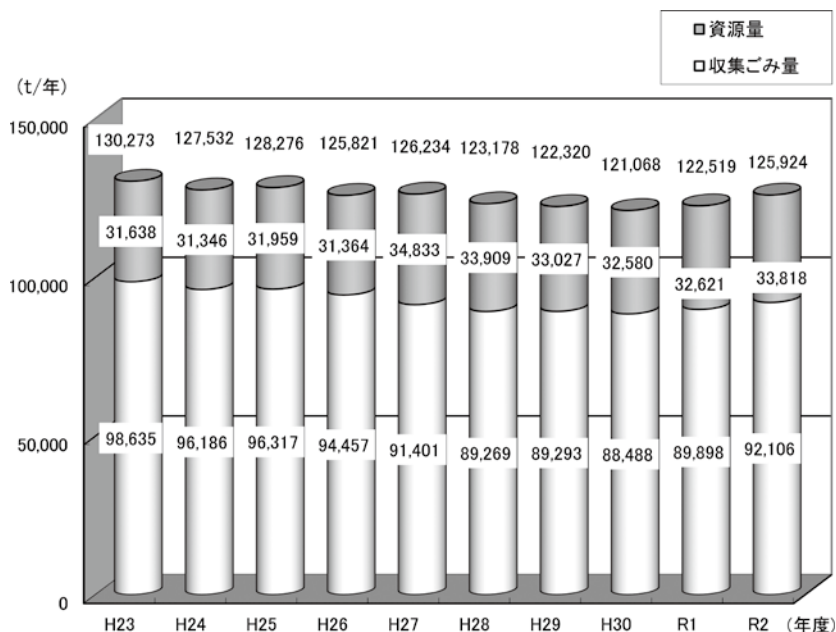
(2) 5Rの課題

①発生抑制・再使用の促進

区収集ごみ量と資源回収量の合計量は、平成23年度の13.0万tから平成30年度には、12.1万tに減少しています。この間、人口は大幅に増加していますので、発生抑制・再使用などが進んだことを示しています。

令和元年度からの増加については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により在宅時間が増加したことが影響していると考えられます。

図1-3-28 発生量の推移



②資源の分別の徹底

令和3年度ごみ組成分析調査によると、家庭ごみの燃やすごみの中には21.7%の資源化可能物が含まれています。集積所回収をしている古紙や容器包装プラスチックなどの資源について、分別を徹底する施策が必要です。

図1-3-29 家庭ごみの燃やすごみの組成割合

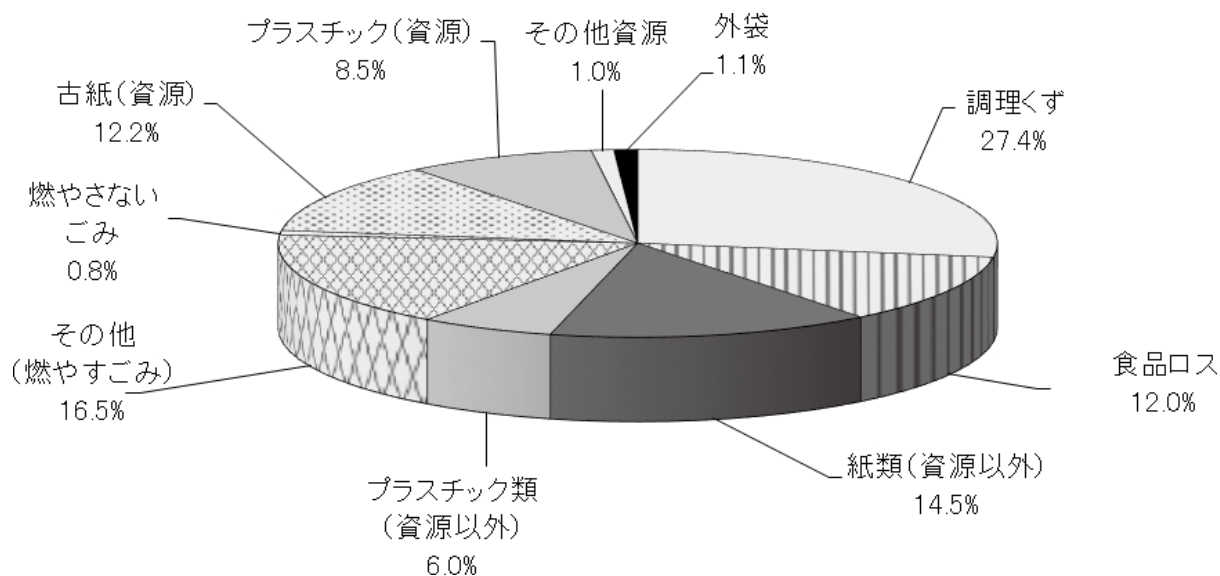
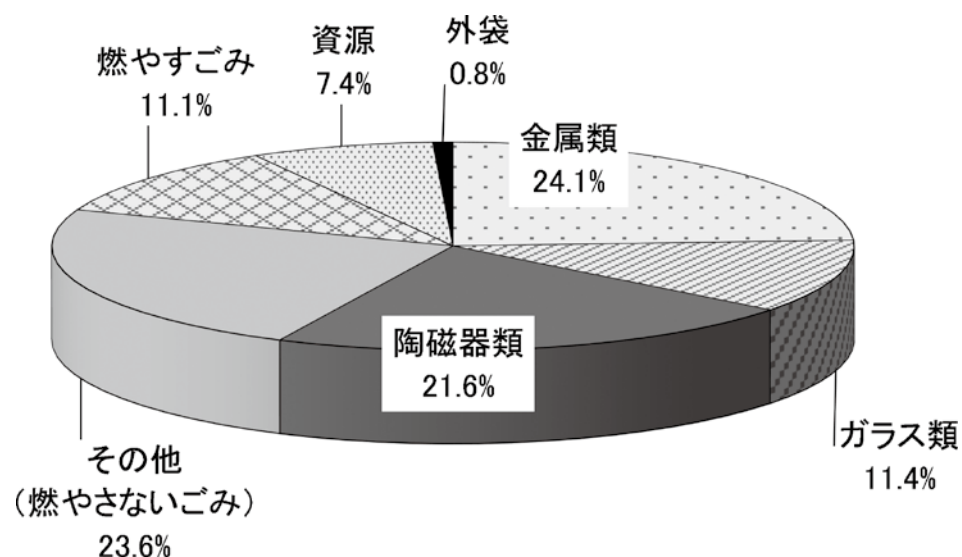


図1-3-30 家庭ごみの燃やさないごみの組成割合



③食品ロスと生ごみの減量

令和3年度ごみ組成分析調査によると、家庭ごみの燃やすごみの39.4%は生ごみで、そのうち12.0%が食品ロスです。食品ロスの減量はSDGsの目標にも掲げられており、生ごみの減量と食品ロス削減に関する施策が必要です。

④プラスチックの減量

令和3年度ごみ組成分析調査によると、家庭ごみの燃やすごみの14.6%はプラスチックです。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、容器包装リサイクル法ルートを活用した製品プラスチックのリサイクルが可能になることなどが定められていることから、現在サーマルリサイクル※をしている製品プラスチックの資源循環のあり方について検討する必要があります。

※サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処分するのではなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

⑤事業所から排出されるごみの減量とリサイクルの推進

令和3年度ごみ組成分析調査によると、事業系の燃やすごみの中には32.3%の資源化可能物が含まれています。特に、資源化できる紙類は、燃やすごみの19.6%を占めています。事業系ごみを減らすためには、小規模事業所のリサイクルを促す施策が必要です。

図1-3-31 事業系ごみの燃やすごみの組成割合

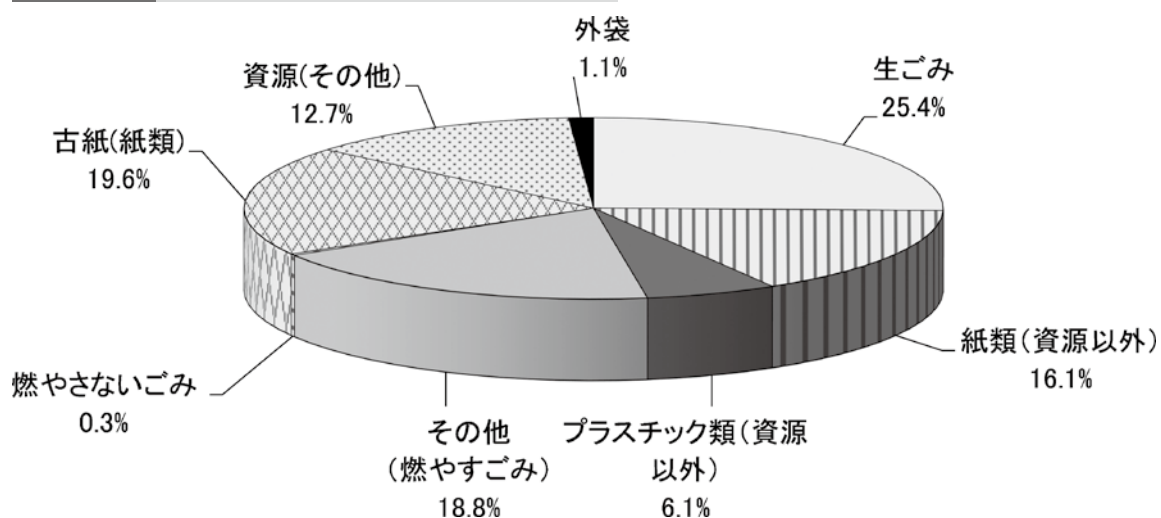
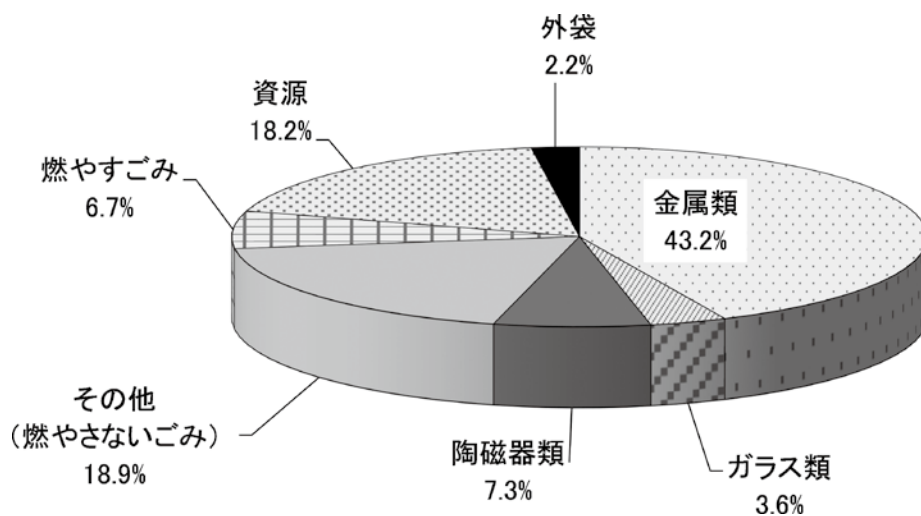


図1-3-32 事業系ごみの燃やさないごみの組成割合



(3) 適正処理の課題

①埋立処分場の延命

区のごみは、焼却処理などの中間処理を経て、東京都の管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場に埋め立てられています。この処分場は東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化が必要です。

②分別の徹底

令和3年度ごみ組成分析調査によると、家庭ごみの燃やすごみの中には22.6%、燃やさないごみの中には18.5%の不適正な分別のごみが含まれています。分別が適切でないと、中間処理施設の円滑な運営に支障をきたすこともあり、分別を徹底する施策が必要です。

③環境負荷の抑制

平成21年3月から導入した容器包装プラスチックのリサイクルとサーマルリサイクルにより、清掃リサイクル事業から発生する環境負荷は低減しています。今後も、製品プラスチックの資源循環のあり方を検討するなど、環境負荷の少ない清掃リサイクル事業を選択することが必要です。

④災害廃棄物への対応

東日本大震災では、災害時における廃棄物の迅速で適正な処理が大きな課題であることが認識されました。国の「災害廃棄物対策指針」等に加え、大規模災害被災地の経験等も参考に、災害廃棄物処理計画を策定します。

⑤水銀含有廃棄物の適正処理

23区内の清掃工場では、水銀含有廃棄物が原因で焼却炉が停止するトラブルが発生しています。清掃工場に水銀含有廃棄物が持ち込まれないように、清掃一組と特別区が一体となった取り組みが必要です。

（４）その他の課題

①区民・事業者との情報共有

これまで以上のごみの減量のために、5Rの取り組みについて、積極的に情報発信し、区民・事業者と区が情報を共有する必要があります。

区内には、さまざまな年代や国籍の人が居住していることから、ライフスタイルの異なる区民に対し、情報を的確に伝えていくために多様な方法を活用していく必要があります。

②まちの美化の推進

江東区をきれいで住みよいまちにすることを目的とした、「江東区みんなでまちをきれいにする条例」に基づき、まちの一斉清掃や、美化啓発（駅頭）キャンペーン、こうとうまち美化応援隊（江東区アダプトプログラム）などにより、まちの美化を推進し、まちへの愛着を育み、ごみ問題や環境問題に関心を持つ契機としていく必要があります。

③安全なごみ・資源の収集・回収

ごみの収集や資源の回収のため、日々、多数の清掃車・資源回収車が区内を走行しています。運転マナーに気を配り、安全を第一に、収集・回収作業を行います。

また、スプレー缶やカセットボンベ等の中身が残っていると車両や中間処理施設の火災の原因となるので、使い切ってから排出するように啓発するとともに、これらを分別回収する必要があります。

④区役所での率先した取り組み

区は、資源循環型地域社会の構築のため、区民・事業者に先駆けて、「チーム江東」で率先した取り組みを行う必要があります。

第2部

一般廃棄物処理基本計画

- 第1章 基本的な考え方
- 第2章 目標値と将来ごみ量
- 第3章 基本方針に基づく具体的施策
- 第4章 生活排水処理基本計画



第1章 基本的な考え方

1 基本理念

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のための行動計画である「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中では、持続可能な開発のための17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、廃棄物、水、エネルギーなど、いわゆる環境問題に関するもののほかに、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、平等などの幅広い項目について目標が定められています。

前計画では、「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を基本理念としており、「江東区環境基本計画（後期）」（令和2～6年度）においても、「資源循環型地域社会の形成」を、計画の柱のひとつとして位置付けています。そのため、本計画の基本理念にも「資源循環型地域社会の形成」というキーワードは不可欠です。

一方で、「持続可能」というキーワードについては、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められるなど、広く社会に認識されるようになりつつあります。

本計画の基本理念は、「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を前計画から引き継ぐこととします。

基本理念

持続可能な資源循環型地域社会の形成

2 基本方針

基本方針は、基本的には前計画を踏襲します。

基本方針

- ❶ 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化
- ❷ リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進
- ❸ 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進
- ❹ 安全・安心なごみの適正処理

基本方針 1

区民・事業者・区の情報共有と連携の強化



持続可能な資源循環型地域社会を形成するためには、区民・事業者・区のすべての主体がそれぞれの立場で考え方や行動を見直し、適切な役割分担の下で連携することによって実現されます。そのためには、すべての区民・事業者が資源循環型地域社会への理解を深め、適切な役割分担の下で自ら積極的に行動しなければなりません。

区は、積極的な普及啓発や情報提供を通じて、区民・事業者の資源循環型地域社会実現についての理解を促進し、自主的な取り組みを支援するなど、コーディネーターとしての役割を果たします。

基本方針 2

リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進



資源循環型地域社会の実現に向けて最も優先されるべきことは、生産、流通、販売、消費、廃棄というもののライフサイクルの中で、できるだけ上流段階での対策を重視し、ごみとなるものの発生を抑制することです。

リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）は、ごみとなるものを発生させない施策であり、最も重要です。また、リユース（再使用）、リペア（修理）は、長期間または最大限にものを利用することで、ごみの排出を抑えます。

リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リペア（修理）の4Rは、エネルギーなどの資源消費や、環境への負荷がほとんどありません。資源循環型地域社会の実現に向けて、区民・事業者は4Rに取り組み、区は区民・事業者が4Rに取り組みやすい環境整備を進めます。

第1章 基本的な考え方

基本方針3

環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進



使われたものは、やがて不要なものとなります。資源循環型地域社会を実現するためには、4Rによりごみの発生を抑制した上でなお発生する不用物については、できる限りリサイクルすることが求められます。

リサイクルは4Rと違って、エネルギーなどの資源を消費しますので、かえって環境負荷が増大する場合があります。

新たなリサイクル施策を検討する際には、環境への影響や費用対効果を考慮して、導入の是非を検討します。

また、既存のリサイクル施策についても、必要に応じて、環境負荷や費用対効果の再評価を行い、継続の是非を検討します。

基本方針4

安全・安心なごみの適正処理



5Rによりごみの減量を推進しても、なお、ごみとして処理をしなければならないものが残ります。これらについては、区民の生活環境の保全を前提とした上で、できるだけ環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理をしていきます。

区民が定常時のみならず災害時においても「安全・安心」に生活をするため、災害時における廃棄物の処理体制を整備します。

3 スローガン

資源循環型地域社会の形成について、広く理解を得るためには、わかりやすく親しみやすい言葉で、呼びかけを行うことも大切です。前計画では、「もったいない、限られた資源をたいせつに」をスローガンに掲げています。

SDGsの目的である「持続可能な社会」とは、地球環境全体を保全し、これを未来に引き継いでいくことに他なりません。私たち一人ひとりの意識や行動が、地球環境全体を保全し、将来世代も私たちと同等の適切な環境を享受することにつながることを認識する必要があります。そして、そのことは何よりも、現在を生きる自分自身のためであることを認識することが重要です。そのためには、たとえ小さなことでも意識をし、一つ一つの行動を積み上げていく、一人ひとりの意識や行動を変えていくことが大切であることから、そんな思いを込めて、本計画では次のスローガンを掲げます。

スローガン

**もったいない、一人ひとりの行動が、
地球を守る、未来を変える**

4 区民・事業者・区の役割

(1) 区民の役割と行動

自らもごみの排出者であり、環境負荷を与えていることを自覚し、また、一人ひとりの行動が集まれば、持続可能な社会の実現に向けた大きな力になることを意識して行動します。

- ①日常生活の中で、「ごみになるものを断る」、「ごみを発生させない」を常に意識したライフスタイルを実行します。
 - ②「ものを繰り返し使う」ことや「ものを修理して使う」ことにより、買ったものを大切に、できる限り長い期間使用して、使い捨てライフスタイルを見直します。
 - ③不用になったものは、できる限りリサイクルに取り組みます。
 - ④リサイクルできないものは、適正に処理されるように正しく分別し、ルールを守って排出します。
- ※具体的な行動内容については、第2部第3章を参照ください。

(2) 事業者の役割と行動

法令を遵守し、環境に配慮した事業活動を行うことにより資源循環型地域社会の形成に貢献します。

- ①事業活動の中で5Rに取り組み、ごみを出さないような事業活動への転換を図ります。
- ②出ってしまった不用物は、積極的にリサイクルを行い、リサイクルできない廃棄物は、自らの責任（排出者責任）で適正に処理します。
- ③製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、拡大生産者責任の考え方に基づき、使用済み製品等を自主的に回収し、資源化ルートを確保します。
- ④販売店や飲食店は、食品ロスの削減、資源の店頭回収の実施などに取り組み、消費者の5Rの促進を図ります。

※具体的な行動内容については、第2部第3章を参照ください。

(3) 区の役割

- ①廃棄物等の適正な循環利用及び処理を行うとともに、区民・事業者の資源循環型地域社会実現についての理解を促進し、自主的な取り組みを支援するなど、コーディネーターとしての役割を果たします。
- ②区民・事業者が積極的に5Rに取り組めるよう、情報発信、普及啓発を行います。
- ③区民・事業者が積極的に5Rに取り組めるよう、積極的に事業展開します。
- ④区民・事業者の模範となるよう、チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）に基づいて、区関連施設での5Rに積極的に取り組みます。

- ⑤持続可能な資源循環型地域社会の形成に向けて、区のみでは実現が難しい施策については、他自治体と連携して、国や関係団体等への働きかけを行います。
- ⑥区民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理をします。

5 温室効果ガスの削減効果

前計画では、区の清掃リサイクル事業により削減される毎年の温室効果ガス量をモニター指標として評価し、リサイクルを推進するための情報として区民に提供しています。平成27年度から令和2年度の削減効果は表のようになりました。

表2-1-1 温室効果ガス削減量

単位：t-CO₂/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
温室効果ガス削減量	22,119	22,156	23,318	23,556	24,457	27,131

表2-1-2 温室効果ガス削減量の内訳

単位（上段：t-CO₂/年 下段：t/年）

品 目	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
容器包装プラスチック※1	温室効果ガス削減量	4,704	4,717	5,748	5,309	5,559	6,483
	資源化量	(2,197)	(2,086)	(2,090)	(2,248)	(2,171)	(2,357)
発泡スチロール※2	温室効果ガス削減量	1,212	1,240	1,230	1,227	1,278	1,537
	資源化量	(192)	(197)	(195)	(195)	(203)	(244)
古紙※2	温室効果ガス削減量	3,205	3,114	3,121	3,183	3,427	3,612
	資源化量	(5,525)	(5,370)	(5,381)	(5,488)	(5,908)	(6,227)
びん※3	温室効果ガス削減量	511	506	495	485	485	543
	資源化量	(4,363)	(4,328)	(4,231)	(4,148)	(4,147)	(4,639)
アルミ※2	温室効果ガス削減量	4,257	4,419	4,422	4,609	4,781	5,577
	資源化量	(495)	(514)	(514)	(536)	(556)	(648)
スチール※2	温室効果ガス削減量	691	664	645	610	610	636
	資源化量	(493)	(474)	(460)	(436)	(435)	(454)
ペットボトル※2	温室効果ガス削減量	6,816	6,864	7,004	7,463	7,586	8,151
	資源化量	(1,893)	(1,907)	(1,946)	(2,073)	(2,107)	(2,264)
古着※2	温室効果ガス削減量	723	632	653	670	731	592
	資源化量	(96)	(84)	(87)	(89)	(97)	(79)

※1 「プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討」(平成19年6月 財団法人日本容器リサイクル協会)から算出

※2 「『3R行動見える化ツール』に係る3R行動原単位の算出方法」(環境省 平成26年3月)で算出

※3 「平成21年度廃棄物・リサイクル分野における中長期的な温暖化対策に関する検討委託業務報告書」(平成22年3月)により算出

第1章 基本的な考え方

「温室効果ガス削減量」とは、資源をリサイクルして製品を作ったときに排出される温室効果ガス（CO₂）量と、資源をごみとして焼却・埋立し、新たに製品を作ったときに排出される温室効果ガス量の差から算出される数値であり、数値が大きいほど削減量が大きくなります。

容器包装プラスチック以外の品目は、資源化量により増減します。

容器包装プラスチックの温室効果ガス削減量は、年度により大きく変動することがあり、その要因は、再商品化手法の違いに起因しています。現在本区では、容器包装リサイクル法に基づき、日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協会」といいます。）を通じたルートにより容器包装プラスチックを再商品化していますが、容器包装リサイクル法では、再商品化事業者は毎年入札で決まるため、年度により再商品化手法が異なる場合があります。

表2-1-3 容器包装プラスチックの各年度の再商品化手法

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
材料リサイクル ^{※1} 合成ガス化 ^{※2}	コークス炉化学原料化 ^{※3}	材料リサイクル コークス炉化学原料化	材料リサイクル 合成ガス化 コークス炉化学原料化	コークス炉化学原料化

- ※1 材料リサイクル：容器包装廃棄物を、製品の原材料として利用するものに再生加工する手法。例えば、プラスチックを再びプラスチック原料にすること。
- ※2 合成ガス化：プラスチックの主成分は炭素と水素からなっており、プラスチックのガス化はこの特徴を利用したもので、プラスチックを破碎、簡易成形した後、ガス化炉で少量の酸素と蒸気を加えることで合成ガスにする。
- ※3 コークス炉化学原料化：コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る手法。不燃物や金属を取り除き、破碎し、塩素系の樹脂を取り除いたプラスチックを減容化・固形化し、コークス炉に供給する。

6

SDGs・「ゼロカーボンシティ江東区」を踏まえた清掃リサイクル事業

本計画に掲げた施策は、SDGs と目標や方向性を同じにするものです。施策の実施にあたっては、計画に掲げる目標に加え、それぞれ SDGs の目標や関連するターゲットを見据えた取り組みを推進します。ごみを減らすことも、そのうちのひとつです。

一人ひとりの行動が集まれば、持続可能な社会の実現に向けた大きな力になります。未来のこどもたちが、平和で豊かな生活を送れるよう、今を生きる一人ひとりが行動していくことが重要です。また、SDGs の目標年である 2030 年は、現在の小学生のこどもたちが成人になる時期です。こどもたちに世界の情勢を伝えるとともに、より身近な江東区の 5R と SDGs との関わりや、本区の清掃リサイクル事業の現状や今後の取り組みを教育していくなど、こどもたちが、自分が暮らす社会を自分で作っていく意識を持てるような取り組みが必要です。

2016 年 11 月には、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が発効されました。パリ協定では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが、全体目標として掲げられています。

我が国では、2020 年 10 月に、内閣総理大臣が所信表明演説において、温室効果ガスの排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることを宣言しました。

また、2030 年度の温室効果ガスの排出量は、2013 年度の水準から 26%削減することを目標としていましたが、2021 年 4 月に削減量を 46%に引き上げることを表明しました。本区は、令和 3 年 7 月に、2050 年までに区内の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指すことを表明しました。

清掃リサイクル事業は、ごみ・資源の収集、清掃工場における焼却処理などから温室効果ガスを発生させていますので、温室効果ガスを削減するためには、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リペア（修理）の 4R を推進し、ごみ減量を図る必要があります。

SDGs

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて示された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含み、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標です。また、その達成のために、先進国も途上国も含む各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々なアクター（主体）が連携し、ODAや民間の資金も含む様々なリソースを活用していく「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされています。



出典：国際連合広報センター

ゼロカーボンシティ江東区

区は、令和3年7月、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。未来を担う子どもたちへより良い環境を残すため、環境先進都市としてすべての区民や事業者と一丸となって、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めてまいります。

7 普及啓発の推進

本区は平成10年度より人口が増え続けており、新しい区民は江東区のごみの出し方を知らない人も多くいると考えられます。例えば、分別に協力をする意識があっても、転入前の居住自治体の分別が正しい分別と認識し、結果として誤った分別をしている人がいることも考えられます。

多くの若い世代や子どもたち、区に移転してきた新たな住民は苦渋の歴史を知りません。歴史が風化することを防ぐためにも伝え続けることが大切です。新たな住民や若い世代、子どもたちに清掃リサイクル事業に対する興味を持ってもらえるような取り組みが重要です。

「江東区家庭用 資源・ごみの分け方・出し方」の冊子などの従来型の広報媒体に加えて、SNSの活用や多言語化、ピクトグラム（視覚的に意味を伝えるシンプルな絵記号）などにより、若年層や外国人に対する普及啓発を拡充する必要があります。一方で、ごみ集積所における「ふれあい指導」など、対面でのコミュニケーションも有効です。区内には、さまざまな年代の人が生活しており、ライフスタイルも異なりますので、それぞれの区民に対して、情報を的確に伝えていくためには、ICTなども含め多様な手法を活用していく必要があります。

1

前計画の目標値の達成状況

前計画では、①区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量（g/人日）、②区民1人当たり1日の区収集ごみ量（g/人日）、③資源化率（%）、④大規模建築物事業者の再利用率（%）について、令和8年度の目標値を定めています。

令和2年度換算の目標値と実績値を比較すると、①区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量については、目標値649gに対して実績値656gであり、目標はわずかに未達成です。②区民1人当たり1日の区収集ごみ量については、目標値463gに対して実績値480gであり、目標は未達成です。これらの指標については、平成30年度までは目標を達成していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により自宅で過ごす時間が増加し、ごみ・資源量が増加したために、目標を達成できなかったと考えられます。

③資源化率については、目標値29.0%に対して実績値は27.2%であり、目標は未達成です。この指標については、発生した不用物のうち資源化される割合を示す指標であり、リサイクルへの協力が高まれば資源化率は増えますが、リサイクル以外の4Rが増加すると資源化率は減少する可能性があります。

④大規模建築物事業者の再利用率については、目標値72.58%に対して、実績値は71.73%であり、目標は未達成です。

表2-2-1 前計画の目標値の達成状況

項目		基準値	目標値	実績値	令和2年度の 達成状況（注）
		H27年度	R2年度	R2年度	
基本指標1	区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量（g/人日）	688	649	656	未達成
基本指標2	区民1人当たり1日の区収集ごみ量（g/人日）	498	463	480	未達成
基本指標3	資源化率（%）	28.0%	29.0%	27.2%	未達成
基本指標4	大規模建築物事業者の再利用率（%）	71.68%	72.58%	71.73%	未達成

（注）基本指標1・2は目標値を下回ると達成、3・4は上回ると達成。

2 目標値の設定

目標値は、検証することが可能な次の数値とします。これらの目標値は基本指標として、毎年の進捗状況を管理します。

基本指標3の資源化率については、リサイクル以外の4Rが増加すると減少する可能性があるため、次期長期計画及び次期環境基本計画の基本指標からは外すことや、新たな指標について検討していきます。

また、目標値の設定にあたり、ごみ減量施策を実施しない場合の推計値から減量施策を実施することにより削減できるごみ量を差し引いて、目標値を設定しています。

表2-2-2 目標値の設定

基本指標 1	区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみの発生量 令和 2 年度 656g/ 人日 → 令和 13 年度 561g/ 人日
基本指標 2	区民 1 人当たり 1 日の区収集ごみ量 令和 2 年度 480g/ 人日 → 令和 13 年度 391g/ 人日
基本指標 3	資源化率 令和 2 年度 27.2% → 令和 13 年度 30.7%
基本指標 4	大規模建築物事業者の再利用率 令和 2 年度 71.73% → 令和 13 年度 74.70%

【各指標の定義】

区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみの発生量 (g/ 人日) = (区収集ごみ量 + 資源回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※区収集ごみ量 = 燃やすごみ量 (+ 燃やさないごみ量) + 粗大ごみ量

() 内の燃やさないごみ量は全量資源化を行っているため資源回収量に含まれますが、資源化が行われなくなった場合は、区収集ごみ量に含まれます。

※資源回収量 = 集積所回収量 + 拠点回収量 + 集団回収量 + ピックアップ回収量 + 燃やさないごみ量

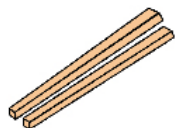
区民 1 人当たり 1 日の区収集ごみ量 (g/ 人日) = 区収集ごみ量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

資源化率 = 資源化量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源化量 - 収集後資源化量)

※資源化量 = 資源回収量 + 収集後資源化量 (清掃一組施設の資源化量のうち江東区相当分を推計)

どれくらいごみ減量すればよい？

本計画では、区民1人当たり1日の区収集ごみ量を令和2年度の480gから令和13年度には391gまで減量することを目標にしています。区民1人当たり1日89gのごみを減らす必要があります。どれくらい減らすと目標達成できるでしょうか？



割りばし
5g

使い捨ての物ではなく、繰り返し使える物を使用しましょう。
例) はし、スプーン、水筒、弁当箱、エコバッグ



A4用紙1枚
4g

汚れていない紙は、燃やすごみではなく、古紙として資源に出しましょう。
本区の燃やすごみの中には、リサイクルできる紙が12.2%混入しています。区民1人1日あたりに換算すると33gです。正しい分別によって燃やすごみの量を減らせます。



お菓子の袋
5g

容器包装プラスチックは、燃やすごみではなく、サッと洗って容器包装プラスチックの日に出しましょう。
本区の燃やすごみの中には、容器包装プラスチックが8.5%混入しています。区民1人1日あたりに換算すると23gです。正しい分別によって燃やすごみの量を減らせます。



おにぎり
100g

区民1人1日あたりに出す生ごみは106gで、うち食品ロスが32gです。食べ残しを減らすことでごみの量を減らせます。

3 目標値積算の基礎

ごみの中には、分別されていない資源も含まれており、これらが正しく資源として分別されれば、資源化率を上昇させる余地があります。基本指標1～3の目標値を設定するにあたり、品目別にごみとして捨てられている量とリサイクルされている量を推計し、それを踏まえて新たな目標値について、次のように積算しました。

(1) 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア）の推進

区民・事業者の4R（リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リペア（修理））の取り組み及び区の普及啓発により、ごみ量と資源量が毎年1%ずつ減少することを見込み積算しました。

(2) 食品ロスの発生抑制

家庭ごみの燃やすごみの12.0%は食品ロスです。本計画では、普及啓発や重点施策1「食品ロスの削減（P64 参照）」の取り組みにより、食品ロスが毎年2%ずつ減少することを見込み積算しました。

(3) プラスチックの発生抑制

家庭ごみの燃やすごみの15.4%はプラスチックです。本計画では、普及啓発や重点施策2「プラスチックの資源循環（P72 参照）」の取り組みにより、プラスチックが毎年2%ずつ減少することを見込み積算しました。

(4) 古紙のリサイクル

家庭ごみの燃やすごみの12.2%は古紙です。普及啓発により燃やすごみに排出される古紙が毎年2%ずつ減少し、その分、分別回収量が増加すると見込み積算しました。

(5) 容器包装プラスチック類のリサイクル

家庭ごみの燃やすごみの9.3%はリサイクルできる容器包装プラスチック・ペットボトル・発泡トレイ・発泡スチロールです。普及啓発により燃やすごみに排出されるこれら容器包装プラスチック類が毎年2%ずつ減少し、その分、分別回収量が増加すると見込み積算しました。

(6) 事業系ごみのごみ減量と資源化の啓発

事業系ごみの燃やすごみの25.4%は生ごみ、19.6%は古紙です。事業者に対して生ごみの減量方法や紙（ミックスペーパー※）のリサイクルルートの紹介など、積極的に情報発信を行うことにより、燃やすごみに排出される生ごみと古紙が、毎年1%ずつ減少することを見込み積算しました。

※ミックスペーパー：新聞・雑誌・ダンボール以外の汚れていないリサイクルできる紙類。たとえば、紙袋・投げ込みチラシ・はがき・カレンダー・シュレッダーくず・お菓子の箱など。

(7) 基本指標4について

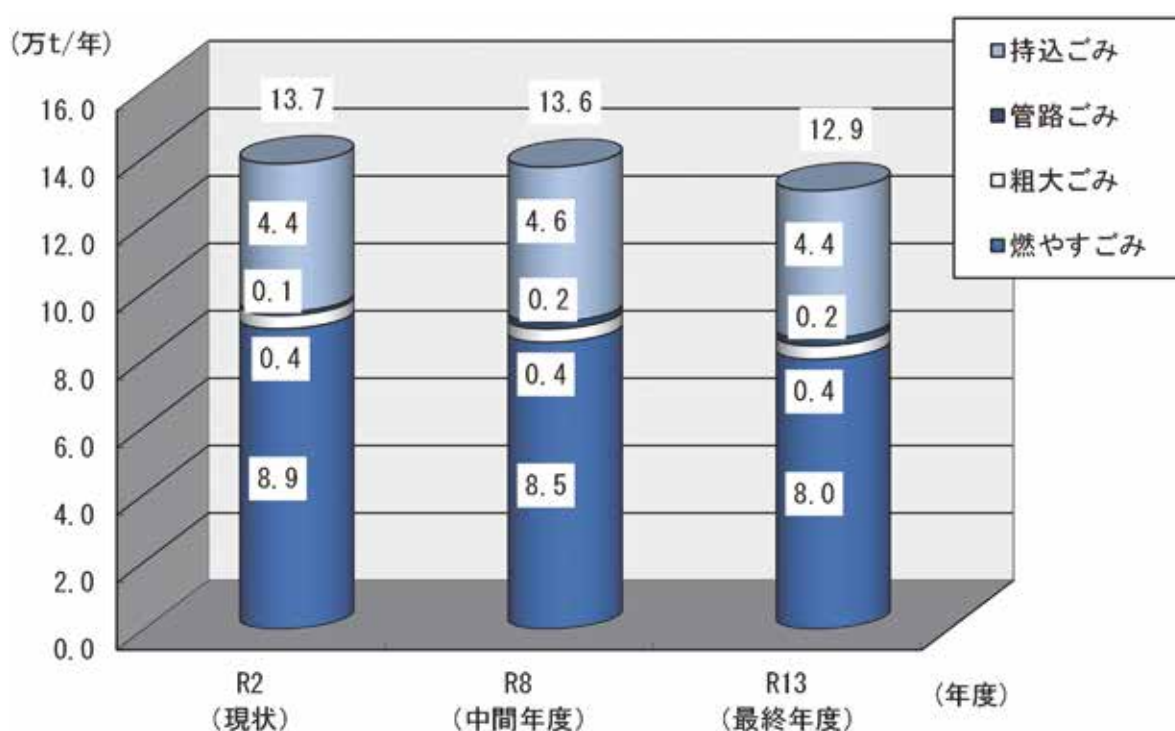
大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の利用率を令和13年度までに74.70%まで改善することを目指します。

4 将来ごみ量

目標値を達成した場合の、江東区の将来ごみ量は次のとおりです。

この間、人口の増加が予想されますが、5Rの取り組みによって区民1人当たりのごみ量は減るため、全体のごみ量は横ばいか減少傾向で推移するものと推計しています。

図2-2-1 ごみ量の将来推計



重点施策 1

食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）



1

計画の背景

①食品ロスの発生状況

世界では、食料生産量の3分の1に当たる約13億トンもの食料が廃棄されていると推計されます。また、国内では、年間2,531万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち食品ロスは年間約600万トン（平成30年度農林水産省推計）であったと推計されます。これは、2019年に行われた世界で飢餓に苦しむ人々に向けた食料援助量約420万トンの約1.4倍に相当します。

現在、世界の人口は約77億人（2019年時点）ですが、2050年には約97億人に達すると推計されています。また、途上国を中心に8億人以上の人々が飢えや栄養不良で苦しんでいるとされています。食品ロス対策を行わず、今のままの状況が続くことは、人口増加により食料危機に拍車がかかり、貧困層の増加を招き、国際的な紛争にもつながりかねません。

国際的に食品ロスの削減は重要な課題です。食品ロスの削減は、国、自治体、事業者など様々な立場の人の協力が不可欠です。また、個人一人ひとりの意識と行動が大切です。

②国内外の動向

国際的には、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット12.3に「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことが盛り込まれ、国際的な食品ロス削減の機運が高まっています。

国では、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月には、基本方針（「食品ロスの削減に関する基本的な方針」）が閣議決定されました。「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、家庭系食品ロス量について、平成12年度比で令和12年度までに半減させる目標を設定しています。また、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の基本方針において、同様の目標値を設定しています。

都では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月）に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定し、2050年の食品ロス実質ゼロを目指すべき姿とし、令和12年度に向けた主要目標として、平成12年度の食品ロス発生量76万トンを半減すると掲げています。また、食品ロスに関して考えるきっかけとなることを目的とした啓発冊子「東京食品ロス0（ゼロ）アクション」を作成し、普及啓発に努めています。また、令和元年12月に2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、その中で食品ロスについても言及しています。

第3章 基本方針に基づく具体的施策

③江東区のごみに含まれる食品ロス

基本計画の改定にあたり、家庭ごみの量を把握することを目的として、令和2年度に、江東区ごみ排出実態調査を実施しました。その結果、区収集ごみのうち、家庭ごみの燃やすごみ量は51,483tと推計できます。

令和3年度には、ごみの中の品目別の割合を把握することを目的として、江東区ごみ組成分析調査を実施しました。家庭ごみの燃やすごみの中の食品ロス（手付かず食品と食べ残し）の割合を12%と推計しています。家庭ごみの燃やすごみ量に食品ロスの割合を乗じて、江東区の家庭ごみの燃やすごみには6,178t/年の食品ロスが廃棄されていると推計できます。

図2-3-1 江東区のごみに含まれる食品ロス



食べ残し



未利用食品

賞味期限と消費期限

■賞味期限・・・「おいしく食べられる期限」

記載されている保存方法を守っていた場合に、表示の「年月日」まで、品質が変わらずにおいしく食べられます。スナック菓子、カップめん、レトルト食品、かんづめ、ペットボトル飲料など、いたみにくい食品に表示されています（作ってから3か月以上もつものは「年月」で表示することもあります）。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。



■消費期限・・・「安全に食べられる期限」

記載されている保存方法を守っていた場合に、表示の「年月日」まで安全に食べられます。お弁当やおにぎり、サンドイッチ、総菜、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています



2 区の取り組み状況

区では、食品ロス削減に向けた取り組みとして、次の施策を実施しています。

①食べきり協力店

江東区内で営業している飲食店で、食品ロス削減に取り組んでいる店舗、またはこれから取り組もうとしている店舗を「江東区食べきり協力店」として登録し、その取り組みを応援しています。

登録要件は、次の取組項目のうち1つ以上を実践、またはこれから取り組もうとする飲食店になります。

- 小盛りメニューの導入
- ポスター掲示等による食品ロス削減の啓発活動の実施
- 食べ残しを減らすための呼びかけ
- その他、食品ロス削減のための取り組み

図2-3-2 江東区食べきり協力店ステッカー



登録された店舗には、登録証・登録店ステッカー・啓発ポスターなどをお渡しするとともに、江東区公式ホームページ、清掃リサイクル課フェイスブックなどでお店の紹介をしています。

令和4年1月末日現在、52の飲食店にご協力をいただいています。

②フードドライブの実施

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、広く福祉団体や施設などに提供する活動です。区では、区内常設回収場所として、区役所の清掃リサイクル課で実施しています。また、株式会社良品計画と「江東区のリサイクル事業等に関する協力協定」を締結し、無印良品東京有明でも実施しています。

このほか、「環境フェア」や「江東区民まつり中央まつり」のイベント等でフードドライブを実施しています。

令和3年1月から12月までの1年間で、1,277kgの食品を回収しました。

③生ごみの減量・堆肥化

食品ロスを削減すると同時に、調理くずなど、食品ロス以外の生ごみの減量も重要です。区では、生ごみの減量・堆肥化を促進するため、生ごみ堆肥化資器材のあっせんを行っています。令和4年度から、電気式生ごみ処理機の補助を実施します。

毎年、区民 150 世帯にキエーロ・段ボールコンポスト・EM 堆肥化・森のしくみの 4 種の中から 1 つ選んでもらい、資器材を貸与する事業を実施しています。参加世帯には、アンケート等で、取り組み状況や感想を報告してもらい、今後に活かしています。

④環境学習

清掃事務所による区内の小学校 4 年生を対象とした、ごみやりサイクルについての講義・実習を行うふれあい授業の中で、給食の食べ残しを減らすように啓発しています。

3 基本指針

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区がその重要性を理解し、それぞれが主体的にライフスタイルや事業活動を変えていく必要があります。食品ロスを減らす基本は、まずは食材を「使いきる」ことであり、そして作ったものや買ったものを「食べきる」ことです。この当たり前のことを、各主体が実施することで食品ロスを減らすことができます。

4 指標とモニタリング

①ごみ組成分析調査による排出実態の把握

区では、毎年、江東区ごみ組成分析調査を実施しています。令和 2 年度までは、食品ロスについては、未開封の食品（パッケージに入っているもの）と丸ごと廃棄された食品（野菜などでそのまま廃棄されたもの）の割合を「未使用食品」として把握してきました。しかし、「使いかけ」で捨てたものや「食べ残し」も食品ロスですので、これらの割合を把握できるよう、令和 3 年度から調査方法を見直しました。

②区民・事業者の意識行動の進捗

令和 8 年度には、本計画の改定を予定しており、そのための基礎調査として、令和 7 年度に家庭ごみ・事業所ごみアンケート調査を実施する予定です。その際、令和 2 年度の調査と同様の設問を設定し、食品ロス削減についても区民・事業者の意識と行動の進捗状況を踏まえ、改定に反映することとします。

③指標・進捗管理

食品ロス削減状況を評価する指標として、ごみの中に含まれる食品ロスの量や、区民・事業者の意識と行動を把握していきます。これらに、食べきり協力店の数、フードドライブの実施状況や回収量などを合わせて、江東区環境審議会に報告し、内容について意見を求めていきます。

5 具体的な施策

食品ロスを減らすためには、区民一人ひとりや個々の事業者の地道な取り組みが必要なことから、区民や事業者が食品ロスを減らすような行動を取るよう、促していく必要があります。

①食べきり協力店の拡充

区内の飲食店に「食べ残しが少なくなるようなメニューの工夫」や、「お客が自己責任で食べ残しを持ち帰る環境の整備」など、食品ロス削減に向けた取り組みについて情報発信するとともに、「江東区食べきり協力店」への参加を働きかけます。また、区民に対しては、「江東区食べきり協力店」を知ってもらい、利用してもらうための普及啓発を拡充します。

②フードドライブとこども食堂との連携

こども食堂は、地域住民や団体が、無料または低価格でこどもたちに食事を提供する場であり、こどもたちが一人でご飯を食べる「孤食」の解消や、こどもたちの居場所づくり、こどもや保護者への食の支援に貢献しています。こども食堂の支援と、食品ロスの区内循環を目的として、フードドライブで集めた食品を、区内のこども食堂に提供します。

③学校給食から発生する食品ロス対策

給食の食べ残しを減らすよう、調理方法やメニューの工夫の他、「食べる力」を育む食育の推進に取り組めます。

④フードシェアリングアプリ等の活用

スマートフォンの普及により、登録した区民へ売れ残り品の割引情報を発信するフードシェアリングアプリ等の活用が広がっています。事業者は商品を廃棄せずに販売でき、区民は低価格で購入できるため、双方にメリットのある有効な取り組みとして、普及啓発を推進します。

⑤おうちサルベージの取り組みの呼びかけ

月に1回、日を決めて、家庭で余った食材を使って調理するおうちサルベージ（救出）の取り組みを呼びかけます。

⑥生ごみ減量の推進

生ごみは水切りをしてから捨てることや、小型の器材を使用して生ごみを堆肥化・消滅化する取り組みなど、各家庭での生ごみ減量の取り組みを広げます。

生ごみリサイクルにご参加ください

■生ごみは家庭で減量できます

家庭から出される燃やすごみの中で生ごみは約4割を占めます。(P44、図1-3-29 参照) 生ごみの減量は、ごみ減量の課題のひとつです。

生ごみは「生ごみリサイクル」により家庭で大幅に減量できます。「生ごみリサイクル」は、微生物の力で生ごみを分解して、堆肥にしたり消滅させるものです。できた堆肥は、野菜や花の栽培に活用できます。

区では、毎年、ご協力いただける区民の方に、取り組み方法の説明や資器材の提供を無償で行っています。ぜひ、みなさんもお参加ください。

生ごみリサイクルの4つの方式

生ごみ消滅型		生ごみ堆肥化型	
キエー口	森のしくみ	段ボールコンポスト	EM 堆肥化
			
堆肥はあまりできないので、ガーデニングなどを行わない方向け。ベランダや庭に設置スペースがあればお勧めです。もちろん堆肥として使用することも可能です。		堆肥がたくさん出来るので、花や野菜を栽培する方向け。「段ボールコンポスト」はスペースを取らないので、ベランダが小さい方にお勧めです。	

■区民の役割と行動

○情報収集と学習

- 国や世界の食品ロスを巡る状況の情報を収集し、学習します。
- 食品ロスに関する料理教室など興味のある分野を通じて食品ロスを考えます。

○買い物時に

- 買い物前に冷蔵庫の中身をチェックして、食材を二重に買ってしまふことを防ぎます。
- 「賞味期限」と「消費期限」をチェックして、食べきるようにします。

第3章 基本方針に基づく具体的施策

- 食材は必要な分だけ購入する、食材を有効に利用する、食べる分だけ調理する、食べ残しをしない、生ごみは水切りをしてから捨てるなど、生ごみを減らします。
- 使い切ることを基本とし、どうしても使い切れない場合は、フードドライブを活用します。
- 野菜などは調理方法を工夫し、できる限り無駄にないようにします。

○飲食店で

- 食べられる量だけ注文し、残さず食べます。
- 料理が残ってしまった場合、飲食店に確認の上、自己責任の範囲で持ち帰ります。
- 宴会では「3010 運動^{*}」を実践します。

※ 3010（さんまるいちまる）運動

宴会時などにおける食べ残しを減らすため、開始の 30 分、最後の 10 分は皆で料理をしっかり食べきる時間を設ける取り組みのことです。

○どうしても出てしまった生ごみの堆肥化

- 区が実施する生ごみ減量事業に参加します。

■事業者の役割と行動

- 従業員の昼食などで、区民と同様の取り組みを行います。
- 飲食店や食品販売店など食品リサイクル法の対象事業者は、生ごみの減量やリサイクルを推進します。
- 飲食店は、ご飯の小盛りや少人数用メニューを用意するなど、食べ残しが少なくなるようなメニューを工夫します。
- 飲食店は、ドギーバッグ^{*}を用意するなど、可能な限りお客が自己責任で食べ残しを持ち帰る環境を整えます。

※ドギーバッグ

飲食店などで、食べきれなかった料理を持ち帰るための容器。

- 飲食店や食品販売店は、調理くずを出さないように、調理方法などを工夫します。
- 食品販売店は、売れ残りや規格外商品をフードバンク^{*}に引き渡します。

※フードバンク

企業や個人から食品の寄贈を受け、支援団体や施設を通すなどして生活に困った人に届ける取り組み。賞味期限内なのに捨てられる食品を減らし、困窮者に届ける意義がある。

- 小盛メニューなどを考案し、食べ残しが出ないように工夫します。
- 宴会メニューなどは、お客と相談して量を決めます。
- 宴会では「3010 運動」を働きかけます。
- 小分け商品を採用します。
- 賞味期限・消費期限が近いものは、お得感のある販売方法を工夫します。
- 予約購入制等を採用し、需要に応じた販売を行い、ロスが出ないように努めます。

重点施策2

プラスチックの資源循環



1

プラスチックの資源循環を取り巻く状況

① 廃プラスチックの発生状況

世界で 1950 年以降に生産されたプラスチック類は 83 億トン超で、63 億トンがごみとして廃棄されたとの報告もあります。日本では、平成 30 年のプラスチック生産量は 1,067 万トン、そのうち廃プラスチックの排出量は 891 万トンと推計され、8 割以上が国内で廃プラスチックとして排出されていることとなります。

一方、世界では、毎年約 800 万トンのプラスチックごみが海洋に流出していると推計されています。自然界に流出したプラスチックが劣化し、断片化されてできるマイクロプラスチック（直径 5mm 以下のプラスチック）は、生態系・海洋環境へ大きな影響を及ぼしており、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすこととなります。

また、プラスチックは、ほとんどが化石燃料からできているため、焼却をすることにより温室効果ガスが発生します。地球温暖化防止のためには、廃プラスチックの発生抑制や、環境負荷低減効果の高い方法でリサイクルすることが求められています。

② 国内外の動向

プラスチックごみ問題は世界的課題であり、国際的には、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット 12.2「2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、ターゲット 12.5「2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」、ターゲット 14.1「2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が合意されています。

また、2019 年の G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。G20 エネルギー・環境関係閣僚会合では、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が定められました。

国では、令和元年 5 月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定され、基本原則として「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を掲げています。また、重点戦略として、リデュース（発生抑制）等、リサイクル、再生材バイオプラスチック、海洋プラスチック対策などが示されました。さらに、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強

第3章 基本方針に基づく具体的施策

化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和3年6月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和4年4月に施行される予定です。

都では、一層深刻化する気候危機の状況に対応するため、令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」の目標を強化した、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を令和3年3月に策定しました。令和12年度の目標として、平成29年度と比して、家庭と大規模オフィスからの廃プラスチック焼却量を40%削減することなどを掲げています。

③江東区の廃プラスチックの処理状況

江東区ごみ排出実態調査、江東区ごみ組成分析調査、令和2年度の容器包装プラスチックの分別回収量などから、江東区の廃プラスチックの処理状況は次のとおりです。

容器包装プラスチックのきれいなものは発生量5,050tであり、うち、容器包装プラスチックとして分別回収しているものは1,818t(36.0%)、燃やすごみとして熱エネルギー利用しているものは3,118t(61.7%)と推計できます。

製品プラスチックの発生量1,605tの大半は、燃やすごみとして熱エネルギー利用をしています。

表2-3-1 江東区の廃プラスチックの処理状況

		容器包装プラスチック (発泡スチロール含む)			製品プラスチック	合計
		きれい		汚れ		
分別区分	燃やすごみ	3,118	61.7%	1,800	1,431	6,348
	燃やさないごみ	114	2.3%	66	52	232
	容器包装プラスチック	1,818	36.0%	244	122	2,184
	合計	5,050	100.0%	2,109	1,605	8,763

単位 (t/年)

2 区の取り組み状況

①容器包装プラスチックの分別回収

平成21年3月から、容器包装プラスチックの分別回収を実施しています。回収した容器包装プラスチックは、区が契約した民間事業者が選別・圧縮・梱包・保管し、再商品化事業者に引き渡しています。一方、汚れた容器包装プラスチックは、燃やすごみとして収集し、サーマルリサイクルにより発電等で利用しています。

②発泡トレイ・発泡スチロールの分別回収

発泡トレイ・発泡スチロールについては、質の高いリサイクルを行うため、容器包装プラスチックとは別に分別回収を実施しています。回収した発泡トレイ・発泡スチロールについては、NPO 法人と連携して、リサイクル施設（エコミラ江東）でプラスチックの原料となるペレット化までの処理を行っています。

エコミラ江東では、障害者を雇用し、環境と福祉を一体化した取り組みを行っています。

③マイバッグの配布

平成29年度から、環境フェア及び区民まつりで、リサイクルに関するゲームの景品としてマイバッグを配布し、買い物時のマイバッグの持参を呼びかけています。

3 基本指針

プラスチックごみ問題を解決するためには、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）などの4Rが基本です。区民・事業者・区が連携して、プラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換を推進していきます。それでも発生した廃プラスチックについては、環境への負荷をできる限り低減した上で、可能な限りリサイクルをしていきます。しかし、リサイクルをする際にも環境負荷は発生しますので、プラスチック資源循環は4Rを中心に推進していきます。

4 指標とモニタリング

①ごみ組成分析調査による排出実態の把握

区では、毎年、江東区ごみ組成分析調査を実施しています。廃プラスチックについては、燃やすごみと燃やさないごみに含まれる廃プラスチックの品目別の割合を把握しています。今後も継続するとともに、必要

第3章 基本方針に基づく具体的施策

に応じて分類項目を見直すなど、廃プラスチックの排出実態を明らかにしていきます。

②区民・事業者の意識行動の進捗

令和8年度には、本計画の改定を予定しており、そのための基礎調査として、令和7年度に家庭ごみ・事業所ごみアンケート調査を実施する予定です。その際、令和2年度の調査と同様の設問を設定し、プラスチック循環利用についても区民・事業者の意識と行動の進捗状況を踏まえ、改定に反映することとします。

③指標・進捗管理

プラスチック循環利用を評価する指標として、ごみの中に含まれる廃プラスチックの量や、区民・事業者の意識と行動を把握していきます。これらに、容器包装プラスチックの分別回収量などを合わせて、江東区環境審議会に報告し、内容について意見を求めています。

5 具体的な施策

①区民・事業者への働きかけ

プラスチック資源循環は、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）などのプラスチックごみ削減が基本です。区は、区民がプラスチック製品を選択しないように働きかけるとともに、区民がプラスチックをできるだけ使わない環境を整備するため、区内の販売店や飲食店に対して、ワンウェイプラスチックの無料配布の抑制や、代替品の取り扱いなどを働きかけていきます。

②容器包装プラスチックの分別回収の継続

区では、容器包装プラスチックの分別回収を実施していますが、汚れていない容器包装プラスチックの約6割は燃やすごみとして排出されています。区民に対して、資源化できる容器包装プラスチックは、分別回収に排出するよう引き続き働きかけていきます。

一方、容器包装プラスチックの中に汚れたプラスチックが混ざると、選別の手間が増え、再生品の品質低下を招く懸念があります。区民が容器包装プラスチックを正しく排出できるような普及啓発について検討します。

③発泡トレイ・発泡スチロールのリサイクル

家庭で使用済みとなった食品トレイなどの発泡スチロールを、NPO 法人と連携して、リサイクル施設（エコミラ江東）でプラスチックの原料となるペレット化までの処理を行います。

④製品プラスチックの資源化の検討

令和3年6月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。この法律では、容器包装以外のプラスチック製品についても、容器包装プラスチックと一括して回収し、同じルートで再商品化を可能にする枠組みが示されています。令和4年4月から施行される法律の動向を注視しながら、江東区にふさわしい製品プラスチックの資源化について検討を進めていきます。

⑤区役所での率先した取り組み

区は、「チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）」の中で、職員一人ひとりが日常から環境配慮に取り組むためのマニュアル「チーム江東・取組マニュアル」を作成しています。プラスチックについては、極力減らしていくことを明記しており、イベント等で配布するノベルティはプラスチック製品を使用しない、会議での個別ペットボトル飲料の提供を控える、ワンウェイプラスチックは使用しないなど、プラスチックごみの削減に取り組んでいます。これからも他の事業所の見本となるよう、「チーム江東」で脱プラスチックに取り組んでいきます。

区民の役割と行動

- プラスチックごみ削減のための具体的な方法について情報を収集し、プラスチックが環境に及ぼす影響等を学習します。
- プラスチック製品を購入した場合は、なるべく長く使用します。
- プラスチックを使用しない製品を購入するようにします。
- 容器包装プラスチックと発泡スチロール・発泡トレイは正しく分別、排出します。

事業者の役割と行動

- 適正な包装を行い、プラスチックの使用を減らします。
- プラスチックを使用しない製品を購入するようにします。
- プラスチックを使用した製品を使用する場合には、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品を選ぶように努めます。
- 販売事業者は、過剰な包装などを削減するため、レジ袋の有料化やスタンプサービス、マイバッグの推奨などに積極的に取り組みます。
- 使い捨てのスプーンやフォークなどは、希望する人だけに渡します。
- 使い捨てのプラスチック食器類を廃止します。
- 飲食店や食品販売店は、お弁当は繰り返し使えるものや、プラスチック以外の容器で販売します。

「容器包装プラスチック」はサッと洗ってリサイクルへ

■容器包装プラスチックとは

菓子袋、レジ袋、シャンプー容器、弁当容器、ペットボトルのキャップ、チューブ類など、商品が入っている容器や商品を包んでいる包装のことです。

区では平成21年から回収を開始し、令和2年度は区民の皆さんのご協力により、容器包装プラスチックとして約2,395トン分別回収できています。しかし、最近ではリサイクルできないものが混じって出されていることがあります。そこで容器包装プラスチックの見分け方や出し方についてご案内します。

■「プラマーク」が目印

多くのものはプラマーク（右のイラスト）がついています。具体的な品目はボトル類、ラベル・キャップ類、カップ・パック類、チューブ類、ラップ・袋類などです。



なお、商品そのもの（プラスチック製のバケツ・ストロー・歯ブラシなど）は回収対象になりませんので、燃やすごみの日に出すようにしてください。

■サッと洗ってリサイクル！

容器包装プラスチックは、ごみ袋、バケツ、ハンガーなどのプラスチック製品に生まれ変わったり、コークス炉化学原料として使用されたりしています。汚れが落ちないものは「燃やすごみ」として出してください。



施策の体系



第3章 基本方針に基づく具体的施策

基本方針 1

区民・事業者・区の情報共有と連携の強化



(1) 5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理についての理解の促進

① 区民・事業者への情報発信

- 5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理について、身近に感じてもらえるように、5Rの新規事業や、資源・ごみ量、清掃リサイクル事業経費、最終処分場の残余年数などの情報を、区報やホームページを活用して、分かりやすく、積極的に発信します。
- 毎年10月に国が実施する「3R推進月間」「食品ロス削減月間」にあわせて、区の5Rの取り組みについて情報発信します。
- 区民・事業者などの自主的な環境学習活動を支援するために、5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理に関する情報を冊子やホームページで紹介します。
- 外国語表記の「資源・ごみの分け方・出し方」の作成等、外国籍の区民に、資源・ごみの分別やごみ出しのルールを分かりやすく情報発信します。
- 若年層や外国籍の区民が、資源・ごみの分別やごみ出しのルールの情報を得やすいように、スマートフォン向け「資源・ごみ分別アプリ」、区公式フェイスブックやツイッター等による情報発信を行います。
- 区民が、楽しみながらごみ問題について考えるきっかけをつくるため、区民まつりや環境フェアなどで、パネルや再生品の展示等を行います。
- 区民や事業者の自主的な活動を支援するため、町会や自治会、商店街等の要望に応じて、ICT等を活用した講習やアドバイスをを行う出前講座を実施します。
- 区民にごみ問題に対してより深い関心を持ってもらうため、ごみがどのように処分されているかを実際に見ることのできる、清掃工場や最終処分場などの清掃関連施設の見学会を実施します。
- ごみ減量のアイデアを区民から募集し、その内容をホームページや区民まつり等で広く紹介します。
- 区民の自主的なごみ減量を支援するため、日常生活における取り組み事例を区民に紹介します。
- まちの美化のために、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止、集積所の美化などを推進していきます。
- 江東区をきれいで住みよいまちにすることを目的とした、「江東区みんなでまちをきれいにする条例」に基づき、まちの一斉清掃や、美化啓発（駅頭）キャンペーン、こうとうまち美化応援隊（江東区アダプトプログラム）などにより、まちの美化を推進します。
- まちの美化推進活動を通して、まちへの愛着を育み、ごみ問題や環境問題に関心を持つ契機とします。

②こどもに対する環境教育

- 清掃事務所職員が小学校に出向き、ごみの正しい出し方やリサイクルについて講習を実施します（ふれあい環境学習）。
- 教育委員会と連携しながら、清掃事業に関する副読本等を作成します。
- 区立の小・中・義務教育学校に対し、環境省及び3R活動推進フォーラムが主催する、3Rの促進をテーマとするポスターコンクールへの応募を呼びかけます。
- こどもたちの「ものを大切にする心」や「他者を思いやる心」を育成するため、区立の学校で使わなくなった机やイス、区民等から寄付された楽器等を海外で必要としているこどもたちに寄贈する活動を行います。

③環境学習情報館（えこっくる江東）を拠点とした環境学習の推進や情報発信、交流

- 区民の環境保全への関心を高めるとともに、資源循環型地域社会の形成に向けた具体的な行動に資するさまざまな情報を提供するため、参加体験型のプログラムを中心とした環境学習講座を実施します。
- ごみ戦争や資源循環型地域社会を実現するための取り組み、身近なごみ問題などについて、体験型の展示を通じて環境学習を推進します。
- 来館者の環境学習をサポートする区民ボランティア「エコサポーター」や地域で環境保全を目的に活動する「エコリーダー」を養成し、その活動を支援しています。また環境保全活動を行う団体には研修室等を貸し出し、情報交換や活動の場所を提供します。（事前登録制）

第3章 基本方針に基づく具体的施策

エコっくる江東

エコっくる江東は、こどもから大人まで誰でも楽しく、体感しながら、ごみ処理問題や地球全体の環境問題などを学べる学習施設です。環境問題を目で見るパネルの展示のほか、環境に配慮した商品がわかるエコライフゲームや江戸の暮らしを映したジオラマ等を通じて、楽しみながら環境問題を学べます。また、さまざまなテーマに沿った環境学習イベントや講座が実施され、工作や観察、実験などを通じて環境について学ぶこともできます。施設には、太陽光発電、風力発電、屋上緑化や雨水利用など、環境負荷を少なくするさまざまな設備が取り入れられています。

3歳児から中学生までを対象とした「江東エコキッズクラブ」では、バリエーション豊かな講座を通じ、こどもが環境問題や環境保全に興味を持ち、行動していくきっかけ作りを提供します。また、エコキッズクラブ対象講座に参加するとポイントがたまり、認定証や記念品などの特典が受けられます。



エコっくる江東
住所：江東区潮見1-29-7

④区の率先行動

- 区役所においても、チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）に基づいて、5Rによるごみの減量とリサイクルを推進します。

（2）適切な役割分担の下で連携する関係の構築

①区民・事業者の自主的な取り組みの促進

- 区民・事業者の5R活動を、区のホームページ等で紹介し、活動の輪が広がるようにサポートします。

②拡大生産者責任の徹底

- 容器包装リサイクル法について、今後も引き続き、拡大生産者責任の考え方から、多くの費用がかかる収集運搬や中間処理等について事業者が一定の責任を負う仕組みとするよう、国に対して要望します。
- 家電リサイクル法について、対象品目の拡大を検討し、拡大生産者責任による適正なリサイクルの実施を国に対して要望します。また、家庭向けパソコンのように製品価格にリサイクル料金を上乗せして販売し、廃棄時には新たな負担が生じない制度の構築について、国に対して要望します。
- 製品プラスチック廃棄物についても、拡大生産者責任を徹底し、発生抑制を進める観点から、製造・販売事業者が負担する仕組みとなるよう、国に対して要望します。

■区民の役割と行動

○まちの美化

- 資源・ごみ集積所を清潔に保ち、まちの美化に努めます。
- 不法投棄や資源・ごみ集積所からの資源の持ち去りを防止するため、監視・通報に協力します。
- 地域での清掃活動に参加します。
- 美化啓発(駅頭)キャンペーン、こうとうまち美化応援隊(江東区アダプトプログラム)などに参加します。

■事業者の役割と行動

○環境に配慮した事業活動

- ごみの排出量や資源化率などについて目標値を設定します。
- 従業者や取引先などに対する環境教育を推進します。

第3章 基本方針に基づく具体的施策

基本方針 2

リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進



(1) リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）の取り組み

①区民による取り組みの促進

- 毎年10月に国が実施する「3R推進月間」「食品ロス削減月間」にあわせて、マイバッグの持参や、過剰包装の辞退、環境にやさしい買い物等の環境に配慮した消費行動について、区報や区民まつり等で呼びかけ・キャンペーンを行います。
- 「ごみ減量と環境配慮の買い物ガイド」をホームページで紹介するなど普及に努めます。
- 各家庭でのごみ減量活動を支援するために、「ごみダイエット家計簿」のつけ方や活用例をホームページで紹介するなど、普及に努めます。また、持続的な活動に繋がるよう、内容を検討します。
- 食品ロス削減への協力（P64 重点施策1を参照）
- プラスチックごみ削減への協力（P72 重点施策2を参照）

②事業者による取り組みの促進

- 生産者が製品の設計段階での長寿命化、省資源化、再生利用の容易性を高める取り組みを行うよう、国や東京都、他の22区をはじめとする他自治体等と連携しながら、製造事業者に要望します。
- 小売業者による簡易包装の推進、レジ袋削減への側面支援として、区民に対してエコバッグの持参や簡易包装の推進を呼びかけます。
- 食品ロス削減への協力（P64 重点施策1を参照）
- プラスチックごみ削減への協力（P72 重点施策2を参照）

③区の率先行動（チーム江東・環境配慮推進計画に基づく取り組み）

- 製品やサービスの購入にあたり、必要性をよく考え、発生抑制に努めます。
- グリーン購入法の基準に適合するものや、環境ラベルに着目し、環境に配慮した製品やサービスを積極的に選択することで、環境負荷の低減に取り組む事業者の活動を支援します。
- 両面・縮小印刷や適正部数の印刷、セキュリティプリント（パスワードによる出力管理）によるミスコピーの防止により、用紙類を削減します。
- データ保存は紙ではなくスキャンを活用し、会議で使用する資料を工夫することで、紙の配布資料を減らします。
- 区民まつりなど区が主催するイベントにおいて、ごみ発生量の削減に取り組めます。

- イベント開催目的や楽しさを損なうことがないよう、創意工夫により、ごみを出さないイベント運営について、出展者に理解を求め、参加者に対しても協力を呼びかけます。
- イベント等で配布するノベルティについて、プラスチック製品を使用しない、若しくは生分解性プラスチックを使用します。
- 食べきり協力店の拡充、フードドライブとこども食堂との連携、学校給食から発生する食品ロス対策等により、食品ロス削減を推進します。(P64 重点施策1を参照)
- プラスチックごみ削減を推進します。(P72 重点施策2を参照)

④発生抑制をより効果的に推進するための施策

- ごみの排出や分別への協力の度合いなどの実態を把握し、排出実態に応じたごみ減量施策の検討に役立てるため、家庭ごみ、事業系ごみの組成分析調査を行い、情報発信します。
- 江東区全域を対象に隔年で実施する世論調査において、資源の出し方など、ごみの減量に対する区民の意識を調査し、情報発信します。
- 「家庭ごみの有料化」について、区民との合意形成のためのプロセスに十分配慮しながら、導入の是非について慎重に検討します。
- 「戸別収集」は、家庭ごみを有料化する場合には不法投棄対策としても有効な施策であり、区民サービスの面からも有料化と同時に実施すべきですが、今後様々な観点から検討を行う必要があります。

(2) リユース（再使用）・リペア（修理）の取り組み

①区民・事業者による取り組みの促進

- 清掃事務所が粗大ごみとして収集したものの中から、修理等によって使用可能なものを環境フェアなどで区民に廉価で提供する「いかせる粗大ごみ作戦」事業を実施します。
- 区民まつり等で、古紙として回収した本を無償で提供します。
- リサイクルショップやフリーマーケットに関する情報を提供し活用を促進します。
- 修理・修繕取扱店一覧などホームページ等を活用し、リペア（修理）に関する情報を提供します。
- 古着・古布の拠点回収等については、費用対効果を考慮しながら行います。

第3章 基本方針に基づく具体的施策

②区の率先行動（チーム江東・環境配慮推進計画に基づく取り組み）

- 使用済み用紙の裏面利用の徹底により、用紙類を削減します。
- マイボトル・マイ箸・マイ弁当・マイバッグを利用し、ワンウェイプラスチックは使用しないなど、プラスチックの再利用・削減に取り組みます。
- ファイリング用品の再使用や、不用備品の他部署での再活用など、5Rを推進し、事務用品などを長く使用します。
- 施設の改築・改修等により発生するごみは、できるだけ再使用・再生利用し、廃棄物はできるだけ少なくするように努めます。

■区民の役割と行動

○リフューズ・リデュースの実践

- 買い物をするときにはマイバッグを持参したり、少量の買い物はシールを貼ってもらうなど、レジ袋などの不要な包装を断ります。
- 飲食店での食事や、購入したお弁当を食べる際は、割り箸ではなく、マイ箸を使用します。
- 必要のない使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります。
- 外出時には、マイバッグ、マイボトル、マイストロー、マイ箸などを持参します。
- 簡易包装商品、詰め替え商品などを購入します。
- 使わなくなったものは必要としている人に譲ります。
- びんや缶製品を選びます。

○リユース・リペアの実践

- フリーマーケットやバザー、リサイクルショップ、フリマアプリ等を積極的に利用して、資源を社会全体で有効活用します。
- あまり使わないものは、レンタルなどを利用します。
- 集団回収や拠点回収を利用します。
- リターナブルびん（洗って何度でも繰り返し使えるびん）やマイボトル、マイ箸を利用します。
- 使い捨ての容器は使わないようにします。
- メモ用紙は裏紙を利用します。
- いらなくなったものをリフォームして、別の用途に変えて使用します。
- 耐久消費財を買うときは、長持ちするものを選択したり、修理をして使うなど、大切に、できる限り長い期間使用します。
- 気に入ったものだけを購入し、愛着を持って、できるだけ長く使います。

■事業者の役割と行動

○環境に配慮した事業活動

- 環境マネジメントシステムの導入や環境報告書を作成するなど、ごみを出さないような事業活動を実行します。
- 電子媒体の導入やLED・充電電池などの長く使用できる製品を取り入れ、環境に配慮した職場環境をつくれます。
- 両面コピーを徹底します。
- 従業者は区民と同様の取り組みを実施します。
- 中古品やレンタルなどを利用して、資源を社会全体で有効活用します。
- 製造・販売した製品に最後まで責任を持ちます。
- 寿命の長い製品の開発、修理体制の整備に取り組みます。
- 販売事業者は、簡易包装を推進します。
- 飲食店は、割り箸を使用せず、エコ箸を使用します。
- 飲料製品の製造事業者と販売事業者は、リターナブル容器を使用した製品の拡充に努めます。
- 販売店は、中古品の買取りと販売を積極的に行います。
- 販売事業者は消費者が製品の修理を出しやすいような体制を整備します。
- リペア製品を積極的に販売します。

第3章 基本方針に基づく具体的施策

基本方針 3

環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進



(1) リサイクルの取り組み

① 区民による取り組みの促進

- 古紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール）とびん・缶・ペットボトル、発泡トレイ・発泡スチロール、容器包装プラスチックを毎週1回、資源・ごみ集積所で回収します。

集めた資源はどこに行き、何になる？

皆さんが普段分別して出されている資源が、どこに行き何になっているかご存知ですか？
資源のうちペットボトルの処理について見ていきましょう。

■ペットボトルを追跡調査

- 1 集積所に出されたペットボトルを回収します。
- 2 中間処理施設に運ばれます。ここで異物を取り除き、ペットボトルを圧縮・梱包してベールにします。
- 3 リサイクル事業者の工場で、選別・粉碎・洗浄・乾燥などの工程を経て、再生原料（＝フレーク）にします。
- 4 メーカーに出荷され、衣類、プラスチック製品などに生まれ変わります。



■リサイクル製品は身近にあります

普段何気なく使用している製品もリサイクルで作られたものかもしれません。集まった資源は有効利用されています。今後も分別排出のご協力をよろしくお願いします。

ポイント① リサイクルは最初が肝心

質の高いリサイクルを実現するためには皆さんの分別が大事です。

- ①ペットボトルのキャップとラベルは材質が異なるため、混ざるとリサイクル製品に影響が出ます。それぞれは必ず「容器包装プラスチックの日」に出しましょう。
- ②本体は中をすすいで、つぶしてから「資源の日」のペットボトル用のコンテナに出してください。

ポイント② ペットボトルは何になる？

ペットボトルからリサイクルされるものは様々です。ペットボトルを始め、商品パッケージ、食品トレイ、スポーツシューズ、卵パック、クリアファイル、学生服、水着、作業着、軍手、ネクタイなどに生まれ変わります。

特にペットボトルからペットボトルに再生することをB（ボトル）to B（ボトル）といいます。

- 区施設等に回収ボックスを設置し、有用な金属が含まれる携帯電話、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレーヤーなどの小型家電回収を実施し、リサイクルします。
- 環境フェアなどで、廃食用油などを回収しリサイクル事業者に引き渡します。
- 家庭における不用園芸土についても環境フェアで回収し、専門業者で適正処理した上で、再生園芸土として区民に提供します。
- 集団回収の実施団体に対し、報奨金を支給するなど区民の自主的なリサイクル活動を支援します。
- 集団回収未実施の地域や新築マンションの住民に対して、制度の説明、実施の呼びかけを行います。
- 燃やすごみの中に紙類の混入割合が多いことから、雑がみの具体例など、古紙回収の内容をわかりやすく情報発信します。

雑がみはリサイクルへ

■「雑がみ」とは？

①紙袋 ②カレンダー ③封筒 ④牛乳パック ⑤お菓子の箱 ⑥トイレットペーパーの芯



これらは全て「雑がみ」です。家庭から出されるコピー用紙・包装紙・メモ用紙・チラシ・ラップの芯・シュレッダーくずなどさまざまな紙類は「雑がみ」に分類され、リサイクルできます。

■「雑がみ」は資源です

区では、リサイクルできないもの4種類以外は「雑がみ」として回収しています。ひもでしばるか、紙袋に入れて資源として出してください。ご協力をお願いします。

リサイクルできない雑がみとは？

- ①においのついた紙（石けんや線香の箱など）
 - ②汚れ・油分のついた紙（食品を包む紙など）
 - ③カーボン紙（宅配便の伝票など）
 - ④衛生用品（紙おむつ・生理用品など。未使用を含む。）
- 他の紙ににおいや汚れがうつったり、紙ではない素材が使われているので、「燃やすごみ」として出してください。

- 回収した容器包装プラスチックの中に、異物の混入が多いことから、容器包装プラスチックの分別についてわかりやすく情報発信します。
- スーパー等で実施する店頭回収や、充電式電池（小形二次電池）リサイクルなど、事業者が自らの責任で行うリサイクル活動について情報発信します。
- 廃食用油などのリサイクル事業者の活動について情報発信します。

第3章 基本方針に基づく具体的施策

②事業者による取り組みの促進

- 事業者に対して、古紙やびん・缶などの資源物について民間リサイクルルートを活用した資源化を働きかけます。
- 大規模事業者に対しては、再利用計画書の提出を求めるほか、直接立入指導を行います。
- スーパーマーケット等の店頭回収など販売事業者による自主的な資源回収の取り組みを促進します。
- 拡大生産者責任に基づき、製造・販売事業者による使用済み製品等の回収ルートの整備やリサイクルの仕組みづくりを、国や関係団体に働きかけます。

③区の率先行動

- 区役所本庁舎及び出先施設から出る古紙・びん・缶・ペットボトル等を回収して資源化します。
- 小・中・義務教育学校から出る給食の生ごみは食品廃棄物飼料化施設へ運搬し、飼料としてリサイクルします。
- 小・中・義務教育学校から出る給食の牛乳パックは再生トイレットロール等にリサイクルします。
- 区立公園や街路樹を維持管理する際に発生する剪定枝の一部をチップ化（細かく砕く）して堆肥を生産しています。堆肥は区内緑地に再び戻すことで、花と緑の育成に活用します。

④安定したリサイクルシステムの推進

- 環境負荷の削減効果やコストを考慮しながら、区が回収する品目の拡大について検討を行います。
- 実施しているリサイクル事業についても、必要に応じて環境負荷の削減効果やコストを再評価し、継続の必要性を検討します。
- 古紙、缶の持ち去りを防止するよう、早朝回収やパトロールの実施、「資源持ち去り厳禁」と表示のあるごみ散乱防止ネットの貸し出しを行います。
- 東京都や関係団体と連携して、古紙、缶の持ち去り防止対策を実施します。
- 集団回収への参加を呼びかけます。
- 費用対効果を考慮しながら、収集した粗大ごみの中から小型家電をピックアップ回収しリサイクルします。
- 区が収集する燃やさないごみを固形燃料等に資源化します。

区民の役割と行動

○リサイクル活動への参加

- 集団回収などのリサイクル活動に積極的に参加します。
- 事業者が実施する紙パックなどの店頭回収に積極的に協力します。
- 区が実施する資源の集積所回収、拠点回収などに積極的に協力します。
- 家電リサイクル法に定める家電製品や事業者による回収が義務付けられているパソコンなどについては、適切な事業者へ回収してもらいます。

○地域団体によるリサイクル活動

- 町会・自治会やマンションなどは、集団回収などのリサイクル活動に積極的に取り組みます。
- 住民が参加できるように、集団回収などのリサイクル活動の情報発信を行います。

○再生品の利用

- 古紙や再生プラスチックなどの再生資源を利用した製品を購入します。

江東区エコ・リサイクル基金

区では、区民の皆さまから回収した古紙、びん、缶、ペットボトルなどを売却等し、循環型社会の推進および都市生態系の保全に寄与する事業の財源として「江東区エコ・リサイクル基金」を積み立てています。

平成27年度以降は、不燃ごみ資源化事業の経費に充てています。

令和2年度の資源売却等実績	
区分	金額（万円）
古紙	2,865
びん	148
缶	9,427
ペットボトル	13,134
小型家電	5
計	25,580

※ペットボトルは区関連施設分6万円を含む

第3章 基本方針に基づく具体的施策

■事業者の役割と行動

○リサイクルの推進

- リサイクルボックスを設置するなど、従業者が分別に協力しやすい環境を整えます。
- 古紙類やびん・缶などリサイクルできる品目については、資源回収業者に引き渡すなど自主的にリサイクルをします。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書の作成、廃棄物管理責任者の選任等を行います。
- 容易に分解・分別できる製品を製造し、使用後に消費者がリサイクルしやすい製品づくりに取り組みます。
- 不用になった製品の引取りや費用負担など、拡大生産者責任に基づいた取り組みを行います。
- 再生可能な資源を使っている製品を取り扱います。
- 店頭回収を積極的に行うなど、区民のリサイクルを促進します。
- 販売事業者は、リサイクル製品を積極的に販売します。
- 飲食店や食品販売店は、売れ残りや調理くずを、飼料や肥料に加工する事業者に処理委託します。

基本方針 4

安全・安心なごみの適正処理



(1) 家庭ごみの適正排出の推進

①適正な排出を促進するための取り組み

- 資源・ごみ集積所における資源物の分別基準・排出方法について、ホームページやパンフレット、スマートフォン向けアプリ等で周知します。

資源・ごみ分別アプリ

資源・ごみの収集日の確認や出し忘れ防止に役立つ機能を搭載したスマートフォン向け「資源・ごみ分別アプリ」を平成 29 年 10 月 1 日より配信しています。

資源・ごみに関する情報を、より手軽に確認できる便利なアプリです。ぜひご利用ください。

■地域別カレンダー

ごみを出す日のカレンダーです。出し忘れアラートを設定することもできます。

■ごみ分別辞典

50 音順や文字入力をして検索でき、分別方法も調べることができます。

■マップ機能

資源を集めている場所を地図で調べることができます。

■外国語対応

英語・中国語・韓国語の 3 か国語に対応しています。



- 不適正な分別については、資源・ごみ集積所への取り残しやきめ細かな指導を行い、改善に努めます。
- 資源・ごみ集積所の美観確保、適正管理のため、ごみ出しマナーが悪い等の問題のある資源・ごみ集積所について、相談・指導を行い、改善を図ります。
- 大規模集合住宅からは大量のごみが排出され、環境保全、都市景観上の影響が大きいことから、廃棄物保管場所等の設置を求め、適切な分別、保管を確保します。

第3章 基本方針に基づく具体的施策

- 廃棄物の有害性、危険性、処理困難性などから、区による収集や中間処理ができない廃棄物があります。区が収集する廃棄物と収集しない廃棄物を明確に示し、収集しないものについては処理先を案内するなど、適正な処理が行われるように助言・指導します。
- 製造・販売事業者による処理困難物の回収と適正な処理について、円滑な処理体制の構築などを、国や事業者要望します。
- スプレー缶、カセットボンベ等は中身が残っている状態で排出されると収集車両や中間処理施設での引火や破損事故の原因となり危険です。スプレー缶等については、中身を使い切るなど適正な排出方法を周知するとともに、より安全な体制を組んだ上で収集します。
- 収集したスプレー缶等は、可能な限りリサイクルをした上で、適正処理します。
- 蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計など水銀を含む廃棄物について、割れないように購入時の箱に入れるなど適正な排出方法を周知するとともに、より安全な体制を組んだ上で収集します。
- 収集した水銀含有廃棄物は、可能な限りリサイクルをした上で、適正処理します。

(2) 事業系ごみの適正処理の推進

①適正な処理を促進するための指導

- 事業者に対して、適正処理に向けた助言・指導を行います。

②事業用大規模建築物の所有者等への対策

- 大規模事業者のごみ減量・適正処理を確保するため、事業用大規模建築物の所有者に対して、ごみの減量及び適正処理の職務にあたる者を「廃棄物管理責任者」として選任し、区に届け出ることを求めます。
- 事業者の理解をさらに深めるために、廃棄物管理責任者を対象とする講習会を開催します。
- 事業用大規模建築物の所有者に対して、廃棄物の減量等に関する具体的取り組みを促すとともに、その取り組みを評価できるよう、再利用に関する計画書の作成・提出を義務付けます。
- 同計画に基づき、適宜立入調査を実施し、廃棄物の減量等に関する助言及び指導を行います。
- 大規模建築物からは大量のごみが排出され、環境保全、都市景観上の影響が大きいことから、廃棄物保管場所等の設置を求め、適切な分別、保管を確保します。

③区収集を利用する小規模事業者への対策

- 区の収集を利用する事業者に対して、ホームページ・チラシ等で分別・排出方法の周知を図り、不適正な排出を行う事業者に対して指導を行います。
- 事業系有料ごみ処理券が適正に貼付されていない場合には、改善指導を行い、適正な費用負担を求めます。
- 事業系有料ごみ処理券で区収集を利用する事業者を、区への登録制とする仕組みを検討します。

④事業者責任の徹底

- 事業者による適正な費用負担を確保するために、廃棄物処理手数料の改定を行い、原価との差を解消するように努めます。
- 区が収集する事業系ごみの基準の見直しを検討します。
- 事業者に対して許可業者収集に移行するよう働きかけます。

⑤一般廃棄物処理業者（許可業者）による適正処理の確保

- 許可業者が法令等で定められた基準に従い適正に廃棄物を処理しているか確認するため、随時事務所等に立ち入り、帳簿書類や機材設備の検査を実施し、必要に応じて改善指導を行います。
- 許可業者に対して許可要件や処理基準などの遵守事項を徹底するため、手引等の作成や講習会受講の義務付けなどを行います。
- 定期的に清掃工場等の清掃一組施設への搬入車両の積荷を確認し、受入基準に合致していないごみを搬入した場合には、適正な分別の徹底や産業廃棄物処理施設等への搬入を指導します。

■区民の役割と行動

○ごみ出しルールへの協力

- 燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの区分を守ります。
- ごみを出す日や時間、ごみを中身の見える袋に入れて出すなど、ごみ出しのルールを守ります。
- 生ごみなどをカラスや猫などの動物に荒らされないように工夫をして、ごみ出しします。
- スプレー缶や医療系廃棄物、針・刃物等の危険物など、収集や処理に支障をきたす可能性のある廃棄物については、適切な分別・排出方法を守ります。
- 消火器や金庫など、行政での処理が困難なものは、購入店やメーカーに相談し、適切な廃棄をします。

第3章 基本方針に基づく具体的施策

- プラスチックは区のルールに従って、分別、排出します。
- 適正な廃棄方法を学習し、ごみが散乱することがないように廃棄します。

事業者の役割と行動

○適正処理の推進

- 事業系ごみの自己処理原則に基づいて、廃棄物処理業者へ収集委託します。
- 資源・ごみ集積所に排出する事業者は、分別ルールを守り、事業系有料ごみ処理券を貼付して決められた費用を負担します。
- 適正な廃棄方法で排出します。

(3) 効率的で人と環境にやさしい収集運搬

①高齢者等への支援（ごみ出しサポート事業）

- 高齢又は障害等の理由により、ごみを資源・ごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯に対して、職員が玄関先等まで収集に伺い、必要に応じて安否の確認も行います。
- 今後、高齢化が進み、需要が増加した場合に備え、この事業の収集体制の見直しについて検討します。

②環境負荷の少ない車両の使用

- 環境負荷の少ない清掃車両を使用します。

③安全なごみ・資源の収集・回収

- 日々のごみ収集・資源回収は、運転マナーに気を配り、安全を第一に作業します。
- スプレー缶やカセットボンベ等は、車両火災の原因となることから、中身を使い切ってから排出するように啓発するとともに、分別回収します。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染防止対策を、国のガイドライン等を参照し行い、収集職員が安全に収集できる体制を整えます。

④効率的な収集体制の確保

- 人口増やごみ集積所の増加に対応するため、効率的な収集体制を確保し、収集経費を節減します。

(4) 適正な中間処理、最終処分の確保

① 適正な中間処理と関係者の連携

- 清掃工場等の中間処理施設において処理過程で発生する有害物質の無害化・削減を図り、法規制値を遵守するよう清掃一組に対して求めます。
- 清掃一組に対して、本区に所在する新江東清掃工場及び有明清掃工場の環境調査の結果について、本区への報告及び区民への情報公開を求めるとともに、本区においても、ばい煙発生施設にかかる調査としてばい煙量の計量を行います。
- 清掃一組では、清掃工場のごみ焼却過程で生じる熱エネルギーを利用して発電を行い、工場内で利用した後の余剰電力を売却するほか、近隣施設に熱供給を行っています。化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、清掃工場の建替えにあたって、高効率発電設備の導入を図るなど、一層のエネルギー回収を進めていきます。
- 23区が協調・連携してごみの中間処理を実施していく中で、特定の区に過度の負担がかかることのないような施設整備を図るよう、清掃一組に対して提言します。

② 適正な最終処分と処分場の延命化

- 最終処分場の延命化のためには、焼却灰の埋立処分を減らす必要があります。清掃一組は、焼却灰のセメント原料化、徐冷スラグ化、焼成砂化に取り組んでいます。清掃一組と協力して、一層の焼却灰の埋立量の削減に努めます。
- 粗大ごみの破碎処理残さを各清掃工場で焼却し、最終処分場へ埋め立てる量を減らします。

(5) 大規模災害による災害廃棄物の適正処理体制の整備

① 災害廃棄物処理計画の策定

- 大規模災害に備え、国の指針等に加え、これまで発生した大規模災害被災地の経験等も参考に、災害廃棄物処理計画を策定します。

② 東京都、清掃一組、他区との連携

- 首都直下地震など、23区に甚大な被害が発生する場合に備え、東京都や清掃一組、他区とも連携して、災害廃棄物対策を検討します。

③ 関係事業者との連携

- 廃棄物等の収集運搬事業者や処理事業者と連携して、災害発生時の廃棄物処理体制を整備します。

1

現状

区内の下水道普及率は、概ね 100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理されています。

しかし、下水道による処理ができないくみ取り便所のし尿や、浄化槽汚泥については、区や一般廃棄物処理業者が処理を行っています。

(1) 家庭系し尿

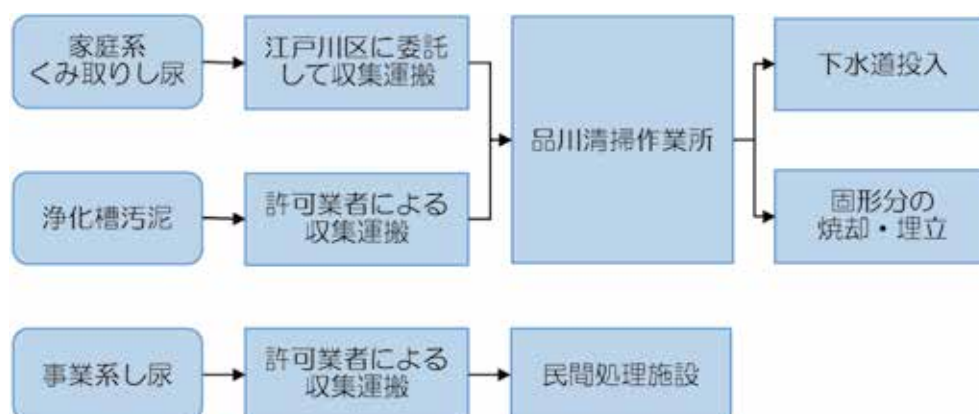
やむを得ない事情により水洗化できない家庭に設置されているくみ取り便所のし尿の収集・運搬は、区が行うこととなっています。しかし、家庭系し尿の収集戸数が少ないことから、し尿の収集・運搬を江戸川区に委託し、清掃一組の下水道投入施設である品川清掃作業所で処理しています。令和3年10月末現在の収集戸数は6戸です。

品川清掃作業所では、しさ（汚水の中に含まれる固形不純物）等の不純物を取り除き、希釈等により下水排除基準を満たす状態に処理した後、下水道に投入しています。

(2) 事業系し尿

事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき事業者が一般廃棄物処理業者に委託して収集・運搬し、民間処理施設で処理しています。

図2-4-1 し尿等の収集・処理の流れ



(3) 浄化槽等

公共下水道に接続が困難な地域や大規模な建設現場には浄化槽が設置され、生活排水の処理を行っています。この浄化槽の維持管理により発生した汚泥は浄化槽管理者が一般廃棄物処理業者に委託して収集・運搬し、品川清掃作業所で処理しています。令和3年10月末現在の江東区内の浄化槽設置基数は35基あります。設置基数は減少傾向にあります。

近年、新築のマンションには、家庭から出る生ごみを粉碎して下水道に流す設備として、ディスポーザーを設置しているものが増えています。ディスポーザーを設置する場合には、東京都下水道局への届け出が必要です。ディスポーザーから出る汚泥は、浄化槽汚泥に準じて処理しています。

2

基本計画

(1) し尿等の適正処理の継続

- 家庭系くみ取りし尿は、江戸川区と協定を結び、収集・運搬を江戸川区に委託して、品川清掃作業所で処理します。
- 品川清掃作業所は、清掃一組の管理・運営により23区の共同処理を行います。処理によって生じた残さ物は焼却して埋め立てます。
- 事業系し尿は、事業者の処理責任により、事業者が一般廃棄物処理業者に委託して、収集・運搬し、民間処理施設で処理します。
- 浄化槽汚泥等は、浄化槽管理者等が一般廃棄物処理業者に委託して、収集・運搬し、品川清掃作業所で処理します。

(2) 下水道への接続の促進

- 下水道未接続地域における浄化槽及びくみ取り便所については、東京都下水道局の協力のもと、必要に応じて下水道への接続を促進します。

(3) 浄化槽の適正な管理の促進

- 浄化槽の機能を維持するためには、定期的な保守点検、清掃及び定期検査が必要です。これらが確実に行われるように、浄化槽管理者に対する指導を徹底するとともに、浄化槽清掃業者に対しても適切な指導を行います。
- 既存の単独処理浄化槽について、下水道への接続が困難な場合には、改築時等に合併処理浄化槽への設置替えをするよう指導を行います。

資料編

- 資料 1 江東区環境審議会答申（令和3年9月13日）
- 資料 2 江東区環境審議会委員名簿
- 資料 3 江東区環境審議会における審議経過
- 資料 4 将来資源・ごみ量の推計
- 資料 5 家庭ごみ・事業所ごみアンケート調査
- 資料 6 語句の説明



「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」

I

答申にあたっての基本的考え方

江東区は、平成12年に東京都から清掃事業の移管を受け、平成13年3月に江東区一般廃棄物処理基本計画を策定した。その後、平成19年3月に二回目の計画を、平成24年3月に三回目の計画を策定し、四回目の計画となる現行計画は、平成29年3月に、計画年度を平成29年度から令和8年度までの10年間として策定している。

現行計画では、基本理念を「持続可能な資源循環型地域社会の形成」とし、この基本理念の実現のため、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リペア（修理）、リサイクル（再生利用）の5Rの取り組みの推進を掲げている。また、目標値を設定した4つの基本指標について進捗管理するほか、モニター指標や取組指標を用いて、事業の効果や効率について評価することとしている。

江東区は、現行計画策定後も人口の増加が続いているものの、現行計画の下、容器包装プラスチックの回収、粗大ごみからの小型家電のピックアップ回収、古着回収、燃やさないごみの資源化事業などのごみの減量を推進するための施策を展開することにより、令和元年度の区収集のごみ量は、基本指標の基準年度である平成27年度と比較して1.9%減となっている。また、4つの基本指標のうち、区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量については、令和元年度換算した目標値を達成しているが、区民1人あたり1日の区収集ごみ量、資源化率、及び大規模建築物事業者の再利用率の3つの基本指標については、未達成である。これらの結果から、これまでの区のごみ減量施策については、一定の成果が上がっているとも評価できるものの、さらなるごみ減量施策を推進する必要がある。

現行計画策定後の一般廃棄物に関する国や東京都の動向であるが、国は、平成30年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、目指す将来像の一つとして、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を行うことを掲げるとともに、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定した。また、令和2年10月には、首相所信表明の中で「2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ」を宣言した。さらに、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和3年6月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が可決、成立した。

東京都は、令和元年12月に、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。併せて、重点的対策が必要な3つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV普及プログラム」を策定した。

江東区の一般廃棄物を取り巻くこのような状況の下、本審議会は、本年3月に江東区長から「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」諮問を受けた。この諮問にあたり、計画を改定する目的について、区から、令和3年度は現行計画の中間年度にあたるが、現行計画策定後、江東区では、江東区一般廃棄物処理基本計画の上位計画である江東区長期計画及び江東区環境基本計画（後期）を令和2年3月に策定しており、これらの計画との整合性を図りながら、国、東京都の動向や清掃事業を取り巻く社会状況の変化を踏まえた内容に計画を改定するものであるとの説明があった。

本審議会では、この諮問について、専門委員会を設置して集中的に審議し、この専門委員会から報告された「専門委員会のまとめ」をもとに答申をとりまとめた。

新たな江東区一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、本答申で示した一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方を十分に尊重し、より一層のごみの減量と適正処理を推進する内容とするよう配慮されたい。

Ⅱ

江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について

江東区一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、当計画の基本方針について、下記1によることが適当である。また、当計画の重点施策に、下記2に掲げる事項を反映した内容を盛り込むことが必要である。

記

1 江東区一般廃棄物処理基本計画の基本理念、基本方針等について

基本理念は現行計画を継承し「持続可能な資源循環型地域社会の形成」とする。

基本方針は、現行計画を踏襲し次のとおりとする。

- ①区民・事業者・区の情報共有と連携の強化
- ②リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進
- ③環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進
- ④安全・安心なごみの適正処理

スローガンは、基本理念・基本方針を達成するためには一人ひとりの意識や行動を変えていくことが大切であることから「もったいない、一人ひとりの行動が、地球を守る、未来を変える」とする。

2 江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき内容について

(1) 基本指標

現行の江東区一般廃棄物処理基本計画では、目標値を設定して毎年の進捗状況を管理していくための指標として、①区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量、②区民1人あたり1日の区収集ごみ量、③資源化率、④大規模建築物事業者の再利用率の4つの基本指標を用いている。

このうち①、③、④は江東区長期計画の指標であること、また、すべての基本指標が江東区環境基本計画（後期）の指標であることから、新計画においても、この4つの項目を基本指標とするべきである。ただし、③については、リサイクル以外の4Rが増加すると減少する可能性があるため、新たな指標についての検討や、次期長期計画及び次期環境基本計画の基本指標からは外すことについての検討も必要である。

(2) 基本指標の目標値

基本指標の目標値については、次のことを検討する必要がある。

令和元年度換算の目標値と実績値を比較すると、次のようになっている。①区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量については、目標値657gに対して実績値642gであり、目標は達成している。②区民1人あたり1日の区収集ごみ量については、目標値470gに対して実績値471gであり、目標はわずかに未達成である。③資源化率については、目標値28.7%に対して実績値は27.0%であり、目標は未達成である。④大規模建築物事業者の再利用率については、目標値72.40%に対して、実績値は71.70%であり、目標は未達成である。

上記の実績値に加え社会情勢の変化等も踏まえると、検討すべき事項としては次のことが挙げられる。

①区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量と、②区民1人あたり1日の区収集ごみ量は目標どおり進捗しているが、令和3年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により、区民の自宅で過ごす時間が増加すると考えられ、ごみ・資源量が増える可能性がある。このため、目標値の検討に際しては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮する必要がある。また、令和2年11月の特別区長会総会「清掃負担の公平について」では、区収集可燃ごみ量の減量について、「23区全体として、平成20年度比で1人当たり20%減の達成を目指す」としている。これらを踏まえて、新たな目標値について検討すべきである。

③資源化率については、発生した不用物のうち資源化される割合を示す指標であり、リサイクルへの協力が高まれば資源化率は増えるが、リサイクル以外の4Rが増加すると資源化率は減少する可能性がある。ごみの中には、分別されていない資源も含まれており、これらが正しく資源として分別されれば、資源化率を上昇させる余地はある。そのため、たとえば品目別にゴミとして捨てられている量とリサイクルされている量を推計し、それを踏まえて、新たな目標値について検討すべきである。

④大規模建築物事業者の再利用率については、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大幅に下落したが、平成 29 年度以降は微増傾向になっている。このため、変動の原因を調査し、その結果を踏まえて、実現可能な目標値の設定について検討する必要がある。

(3) SDGs・「ゼロカーボンシティ江東区」の表明を踏まえた清掃リサイクル事業

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。SDGs は、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

本計画に掲げた施策は、SDGs と目標や方向性を同じくするものである。施策の実施にあたっては、計画に掲げる目標に加え、それぞれ関連する SDGs のゴールやターゲットを見据えた取り組みを推進する必要があり、ごみを減らすことも、そのうちのひとつである。

一人ひとりの行動が集まれば、持続可能な社会の実現に向けた大きな力になる。未来のこども達が、平和で豊かな生活を送れるように、今を生きる一人ひとりが行動していくことが重要である。また、SDGs の目標年である 2030 年は、現在の小学生のこども達が成人になる時期である。こども達に世界の情勢を伝えるとともに、より身近な江東区の 5R と SDGs との関わりや、江東区の清掃リサイクル事業の現状や今後の取り組みを教育していくなど、こども達が、自分が暮らす社会を自分で作っていく意識を持てるような取り組みが必要である。

2016 年 11 月には、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が発効した。パリ協定では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが、全体目標として掲げられている。我が国では、令和 12 年度の温室効果ガスの排出量を、平成 25 年度の水準から 26%削減することを目標として定めたが、令和 3 年 4 月に 46%に引き上げた。さらに、令和 2 年 10 月には、内閣総理大臣が所信表明演説において、温室効果ガスの排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることを表明した。

江東区は、令和 3 年 7 月に、2050 年までに区内の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指すことを表明した。

清掃リサイクル事業は、ごみ・資源の収集、清掃工場における焼却処理などから温室効果ガスを発生させているので、温室効果ガスを削減するためには、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リペア（修理）の4つのRを推進し、ごみ減量を図る必要がある。

（4）食品ロス削減の推進

世界では、食料生産量の3分の1に当たる約13億トンもの食料が廃棄されていると推計されている。また、国内では、年間約600万トン（平成30年度農林水産省推計）の食品ロスが発生していると推計されている。

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区がその重要性を理解し、それぞれが主体的にライフスタイルや事業活動を変えていくことが必要である。食品ロスを減らす基本は、まずは食材を「使いきる」ことであり、そして作ったものや買ったものを「食べきる」ことである。この当たり前のことを、各主体が実施することで食品ロスを減らすことができる。

「江東区食べきり協力店」については、より多くの参加を区内の飲食店に働きかけるとともに、区民に対しては、「江東区食べきり協力店」を知ってもらい、利用してもらうための普及啓発を拡充する必要がある。

フードドライブについては、食品ロスの区内循環を目的として、区がフードドライブで集めた食品を、区内のこども食堂等に提供することを検討する必要がある。

食品ロスを減らすためには、区民一人ひとりや個々の事業所の地道な取り組みが必要なことから、区民や事業者が食品ロスを減らすような行動を取るよう、促していく必要がある。

区では、毎年、江東区ごみ組成分析調査を実施している。この調査の中で、食品ロスの排出実態をより詳細に把握できるよう調査方法を見直す必要がある。

（5）プラスチックの資源循環

国内の平成30年のプラスチック生産量は1,067万トン、そのうち廃プラスチックの排出量は891万トンと推計され、8割以上が国内で廃プラスチックとして排出されていることになる。プラスチックは、ほとんどが化石燃料からできているため、焼却をすることにより温室効果ガスが発生する。地球温暖化防止のためには、廃プラスチックの発生抑制や、環境負荷低減効果の高い方法でリサイクルすることが求められている。

プラスチック資源循環は、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）などのプラスチックごみ削減が基本である。区は、区民がプラスチック製品を選択しないように働きかけるとともに、区内の販売店や飲食店に対して、ワンウェイプラスチックの無料配布の抑制や、代替品の取り扱いなどを働きかけ、区民がプラスチックをできるだけ使わない環境の整備に努めていく必要がある。

区は、容器包装プラスチックの分別回収を実施している。しかし、汚れていない容器包装プラスチックが燃やすごみとして排出されている一方、汚れたプラスチックが分別回収に出されることも多い。このため、適正な分別の実行を繰り返し働きかけていく必要がある。

容器包装プラスチック以外の製品プラスチックについても、国の法整備の動向等を注視しつつ、江東区にふさわしい製品プラスチックの資源化について検討していく必要がある。

区では、職員一人ひとりが日常から環境配慮に取り組むための「チーム江東・取組マニュアル」を作成し、プラスチックごみ削減を推進している。これらの取り組みを強化し、他の事業所の見本となるよう、「チーム江東」でこれまで以上にプラスチックごみ削減に取り組むべきである。

（６）過去の歴史への理解と未来に向けた取り組み

江戸時代から現在に至るまで、江東区地先に23区のごみを埋め立てるという歴史は続いている。この結果、江東区民が長年、様々なごみ公害の被害を被ってきた事実は、清掃事業における苦渋の歴史であった。一方、江東区は、東京のごみ問題に真剣に取り組み、その解決に向けて最大限努力し、多大な貢献を果たしてきた。

その結果、清掃事業の負担の公平を求めた長きにわたる協議がまとまり、平成22年度より「清掃負担の公平・役割分担のあり方について」が実施され、一定の処理基準を超えたごみ量を金銭による負担の対象とする調整措置が行われることとなった。その後、清掃工場の所在に伴う負担は共同処理事務と位置づけられ、ごみ減量努力が反映される制度となるよう、令和2年11月の特別区長会総会で、23区間での金銭による負担の調整額の算定方法が見直された。

また、見直しと併せ、23区共通のごみ減量目標の共有を図ることとなり、江東区としては、共有した23区の目標を、江東区一般廃棄物処理基本計画や江東区分別収集計画へ反映することを通じ、さらなる事業の推進が必要である。

23区のごみ処理量は徐々に減少しているが、江東区の負担が軽減されたと言えるほどの減少とはなっていない。江東区としては、今後とも、清掃負担の公平が進展するよう、他区に対しても、江東区の苦渋の歴史の理解を深めていただくとともに、ごみの減量とリサイクルの推進を働きかけていく必要がある。

一方で、今後は、23区で連携・協調するとともに、互いに切磋琢磨していくことにより、ごみの減量とリサイクルの推進、ごみ処理技術の向上を進め、「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を23区全体で実現していくことが望まれる。

(7) 普及啓発の推進

江東区は平成10年度より人口が増え続けており、新しい区民の中には江東区のごみの出し方を知らない人も多くいると考えられる。例えば、分別に協力をする意識があっても、転入前の居住自治体の分別が正しい分別と認識し、結果として誤った分別をしている人がいることも考えられる。

多くの若い世代や子ども達、江東区に移転してきた新たな住民は、ごみ問題に関する区の苦渋の歴史を知らない。歴史が風化することを防ぐためにも歴史を伝え続けることが大切である。新たな住民や若い世代、子ども達に清掃リサイクル事業に対する興味を持ってもらえるような取り組みが重要である。

このため、「江東区家庭用資源・ごみの分け方・出し方」や広報などの従来型の広報媒体に加えて、SNSの活用や多言語化、ピクトグラム（視覚的に意味を伝えるシンプルな絵記号）などにより、若年層や外国人に対する普及啓発活動を拡充する必要がある。一方で、ごみ集積所における「ふれあい指導」など、対面でのコミュニケーションも有効である。区内には、さまざまな年代や国籍の人が生活しており、ライフスタイルも異なるので、それぞれの区民に対して、情報を的確に伝えていくためには、多様な手法を活用していく必要がある。

R3.10.1

区 分	氏 名 (敬称略・五十音順)		現 職 等 (専 門)
学識経験者	芦谷 典子	*	東洋大学経済学部教授 (環境と経済)
	奥 真美		東京都立大学都市環境学部教授 (環境法学)
	長谷川 猛	○ **	元東京都環境局理事 (水質分野、廃棄物分野)
	村上 公哉		芝浦工業大学建築学部教授 (都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画)
	柳 憲一郎	◎	明治大学名誉教授 (環境法政策、環境アセスメント法)
事業者代表	市川 英治		東京商工会議所江東支部副会長
	岡野 俊也	*	東京ガス株式会社東京東支店支店長
	平岩 直哉 (令和3年9月30日まで)	*	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長
	中島 宏幸 (令和3年10月1日から)		
住民代表	岡本 一恵	*	区民委員 (公募)
	田中 真司	*	区民委員 (公募)
	池崎 一雄		区民委員 (江東区立中学校 PTA 連合会長)
区議会議員	米沢 和裕		区民環境委員会委員長
	石川 邦夫		区民環境委員会副委員長

(注) 任期 (～令和4年3月31日)

- ◎ 審議会会長
- 審議会副会長
- ** 専門委員会委員長
- * 専門委員会委員

1 江東区環境審議会における審議経過

開催日	審議内容等
令和3年3月23日	●江東区長から環境審議会に対して、「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」諮問
	●専門委員会を設置し、諮問事項の審議を付託
令和3年7月29日	●専門委員会での審議経過と「専門委員会のまとめ」について報告を受け、質疑応答
令和3年9月6日	●答申（案）について審議
令和3年12月17日	●江東区一般廃棄物処理基本計画（素案）について審議
令和4年3月7日	●江東区一般廃棄物処理基本計画（案）について報告

2 江東区環境審議会専門委員会における審議経過

開催日		審議内容等
第1回	令和3年4月26日	●スケジュール等について
		●国際的な動向について
		●現行計画の進捗状況について
		●排出実態調査等の結果について
第2回	令和3年5月24日	●基本理念・基本方針・スローガンについて
		●食品ロス削減推進計画について
		●廃プラスチック資源循環について
第3回	令和3年6月16日	●基本指標と目標値の設定について
		●SDGsとの関連性について
		●今後の方向性について
第4回	令和3年7月5日	●江東区専門委員会のまとめ（案）について

1 令和2年度の資源・ごみ量

(1) 区収集ごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ）による推計

令和2年度に実施した家庭ごみ排出原単位調査、江東区の人口と世帯構成人員別の割合、区収集ごみ量実績値より、家庭及び事業系の区収集ごみ量（燃やすごみ）を推計します。

①世帯人数別人口

平成27年国勢調査の世帯人数割合は次のとおりです。

世帯人数	平成27年10月1日（H27 国勢調査）		
	世帯数（世帯）	世帯人数別人口（人）	世帯人数別人口割合
1人	106,682	106,682	21.6%
2人	64,345	128,690	26.1%
3人	39,823	119,469	24.2%
4人以上	32,725	138,873	28.1%
合計	243,575	493,714	100.0%

②燃やすごみの家庭ごみ量と事業系ごみ量の推計

令和2年度に実施した家庭ごみ排出原単位調査による燃やすごみの世帯人数別の排出原単位に、世帯人数別人口割合を乗じて推計した燃やすごみの排出原単位は268（g/人日）です。

分別区分	家族人数	排出原単位	世帯人数別人口割合	燃やすごみ排出原単位（g/人日）
燃やすごみ	1人世帯	233.1	21.6%	268
	2人世帯	310.0	26.1%	
	3人世帯	300.4	24.2%	
	4人以上世帯	228.8	28.1%	

資料4 将来資源・ごみ量の推計

燃やすごみの排出原単位に令和3年1月1日現在の人口を乗じて推計した、家庭ごみ量の推計値は51,483t、令和2年度の区収集ごみ量88,538tから家庭ごみ量を差し引いて推計した事業系ごみ量推計値は37,055tです。

	数式	量	単位
排出原単位	A	268	g/人日
人口（令和3年1月1日現在）	B	526,301	人
家庭ごみ量推計値（令和2年度）	$C=A*B*365/1,000,000$	51,483	t/年
区収集ごみ量	D	88,538	t/年
事業系ごみ量推計値（令和2年度）	$E=D-C$	37,055	t/年

（2）令和2年度の資源・ごみ量による推計

粗大ごみ、管路ごみ、持込ごみ、資源量については、令和2年度の実績値を用います。燃やさないごみは、全量資源化していますので資源量として推計します。

単位（t/年）

		区収集ごみ			持込ごみ
		燃やすごみ	粗大ごみ	管路ごみ	
ごみ	家庭	51,483	3,568	1,131	—
	事業系	37,055	—		43,598

		資源			不燃ごみ 資源化（注1）	その他資源化 （注2）
		集積所回収	拠点回収	集団回収		
資源	家庭	17,599	82	11,890	3,229	1,018
	事業系		—	—		

（注1）燃やさないごみはすべて資源化しているため、資源量として推計します。

（注2）その他資源化とは、粗大ごみのピックアップ回収、スプレー缶の資源化、容器包装プラスチックの選別残さの資源化、清掃一組における金属の回収（推計値）の合計です。

2 資源・ごみ量の将来推計

(1) 人口と従業者数の推計

単位 (人)

①人口推計

「江東区長期計画」では、令和5年度・10年度の人口を推計していますので、その間の年度の人口は直線的に伸びると仮定し、補完しました。

年度	人口推計		R2を1とした係数
	江東区 長期計画 (後期) 人口(注1)	推計値 (注2)	
R2		526,301	1.000
R3		533,146	1.013
R4		539,991	1.026
R5	546,836	546,836	1.039
R6		551,531	1.048
R7		556,227	1.057
R8		560,922	1.066
R9		565,618	1.075
R10	570,313	570,313	1.084
R11		575,008	1.093
R12		579,704	1.101
R13		584,399	1.110

(注1)「江東区長期計画」の人口推計です。

(注2)令和2年度は令和3年1月1日現在の実績値です。

②従業者数推計

単位 (人)

東京都では「東京都就業者数の予測」で令和2年・7年・12年・17年の従業者数を推計しています。その間の従業者数は直線的に伸びると仮定し、補完しました。

	東京都就業者数の予測		R2を1とした係数	R3を1とした係数
	予測 就業者数	予測 就業者数の 補完値		
R2	385,190	385,190	1.000	-
R3		386,950	1.005	1.000
R4		388,711	1.009	1.005
R5		390,471	1.014	1.009
R6		392,232	1.018	1.014
R7	393,992	393,992	1.023	1.018
R8		394,389	1.024	1.019
R9		394,786	1.025	1.020
R10		395,183	1.026	1.021
R11		395,580	1.027	1.022
R12	395,977	395,977	1.028	1.023
R13		395,386	1.026	1.022
R14		394,795	1.025	1.020
R15		394,203	1.023	1.019
R16		393,612	1.022	1.017
R17	393,021	393,021	1.020	1.016

(2) 現状の施策で推移した場合の資源・ごみ量の将来推計

令和2年度の資源・ごみ量に、令和2年度を1とした人口と従業者数の係数を乗じて、現状の施策で推移した場合の資源・ごみ量を推計しました。

管路ごみの大半は事業系で、資源物の集積所回収と収集後資源化の大半は家庭の資源であることから、管路ごみは事業系、資源物の集積所回収と収集後資源化は家庭として推計します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ・資源量が変化していると考えられます。区収集ごみについては、令和元年度と比較して令和2年度は、燃やすごみが2.3%、粗大ごみが6.1%、資源回収量が3.7%増加していますが、補正を要するような変動ではありません。

一方、管路ごみは32.2%、持込ごみは18.5%減少しています。将来的には新型コロナウイルス感染症の克服に伴って、ごみ量は徐々にコロナ禍前の状況に戻っていくことが予想されます。一方で、新しい日常が定着する中で、ごみ量がコロナ禍前の状況に完全に元に戻るとは考えられません。そのため、管路ごみと持込ごみについては、平成28年度から令和2年度の5年間の平均値を令和3年度のごみ量とし、令和4年度以降は、令和3年度を1とした従業者数の係数を乗じて推計しました。

単位 (t/ 年)

年度	家庭ごみ量		事業系ごみ量			資源回収量					収集後資源化
	区収集ごみ			持込ごみ等		集積所回収	拠点回収	集団回収	不燃ごみ資源化	その他資源化	
	燃やすごみ	粗大ごみ	燃やすごみ	管路ごみ	持込ごみ						
R2	51,483	3,568	37,055	1,131	43,598	17,599	82	11,890	3,229	1,018	494
R3	52,152	3,614	37,240	1,682	47,362	17,828	83	12,045	3,271	1,031	500
R4	52,822	3,661	37,388	1,690	47,599	18,056	84	12,199	3,313	1,044	507
R5	53,637	3,717	37,677	1,702	47,919	18,335	85	12,388	3,364	1,061	515
R6	53,954	3,739	37,722	1,706	48,025	18,443	86	12,461	3,384	1,067	518
R7	54,418	3,771	37,907	1,712	48,215	18,602	87	12,568	3,413	1,076	522
R8	54,881	3,803	37,944	1,714	48,262	18,760	87	12,675	3,442	1,085	527
R9	55,496	3,846	38,085	1,720	48,442	18,970	88	12,817	3,481	1,097	533
R10	55,808	3,868	38,018	1,717	48,357	19,077	89	12,889	3,500	1,104	535
R11	56,271	3,900	38,055	1,719	48,404	19,235	90	12,996	3,529	1,113	540
R12	56,683	3,928	38,093	1,721	48,451	19,376	90	13,091	3,555	1,121	544
R13	57,303	3,971	38,123	1,724	48,537	19,588	91	13,234	3,594	1,133	550

基本指標 1、2 の単位 (g/ 人日)

年度	区収集ごみ	持込ごみ等	ごみ合計	資源回収量	資源合計	区収集ごみ + 資源回収量	人口	基本指標 1	基本指標 2	基本指標 3
R2	92,106	44,729	136,835	33,818	34,312	125,924	526,301	656	480	27.2%
R3	93,006	49,044	142,050	34,258	34,758	127,264	533,146	654	478	27.3%
R4	93,871	49,289	143,160	34,696	35,203	128,567	539,991	652	476	27.4%
R5	95,031	49,621	144,652	35,233	35,748	130,264	546,836	651	475	27.4%
R6	95,415	49,731	145,146	35,441	35,959	130,856	551,531	650	474	27.5%
R7	96,096	49,927	146,023	35,746	36,268	131,842	556,227	649	473	27.5%
R8	96,628	49,976	146,604	36,049	36,576	132,677	560,922	648	472	27.6%
R9	97,427	50,162	147,589	36,453	36,986	133,880	565,618	647	471	27.6%
R10	97,694	50,074	147,768	36,659	37,194	134,353	570,313	645	469	27.7%
R11	98,226	50,123	148,349	36,963	37,503	135,189	575,008	644	468	27.7%
R12	98,704	50,172	148,876	37,233	37,777	135,937	579,704	642	466	27.8%
R13	99,397	50,261	149,658	37,640	38,190	137,037	584,399	641	465	27.9%

資料4 将来資源・ごみ量の推計

(3) 資源・ごみ量の将来推計

第2部第2章第2節で設定した目標値を達成した場合の資源・ごみ量の将来推計は次のとおりです。

単位 (t/年)

年度	家庭ごみ量		事業系ごみ量			資源回収量					収集後資源化
	区収集ごみ			持込ごみ等		集積所回収	拠点回収	集団回収	不燃ごみ資源化	その他資源化	
	燃やすごみ	粗大ごみ	燃やすごみ	管路ごみ	持込ごみ						
R2	51,483	3,568	37,055	1,131	43,598	17,599	82	11,890	3,229	1,018	494
R3	52,152	3,614	37,240	1,682	47,362	17,828	83	12,045	3,271	1,031	500
R4	51,921	3,624	36,846	1,673	47,123	18,103	83	12,077	3,280	1,034	502
R5	51,808	3,643	36,585	1,668	46,961	18,431	83	12,140	3,297	1,040	505
R6	51,194	3,627	36,081	1,655	46,584	18,587	83	12,087	3,282	1,035	502
R7	50,707	3,620	35,709	1,644	46,286	18,796	84	12,065	3,276	1,033	501
R8	50,203	3,613	35,193	1,628	45,849	19,005	83	12,041	3,270	1,031	501
R9	49,819	3,615	34,772	1,617	45,535	19,267	83	12,048	3,272	1,031	501
R10	49,148	3,597	34,160	1,597	44,972	19,425	83	11,987	3,255	1,027	498
R11	48,596	3,588	33,641	1,581	44,532	19,636	83	11,956	3,247	1,024	497
R12	47,985	3,574	33,123	1,566	44,090	19,831	82	11,913	3,235	1,020	495
R13	47,533	3,574	32,596	1,552	43,683	20,099	82	11,911	3,235	1,020	495

基本指標 1、2 の単位 (g/人日)

年度	区収集ごみ	持込ごみ等	ごみ合計	資源回収量	資源合計	区収集ごみ + 資源回収量	人口	基本指標 1	基本指標 2	基本指標 3
R2	92,106	44,729	136,835	33,818	34,312	125,924	526,301	656	480	27.2%
R3	93,006	49,044	142,050	34,258	34,758	127,264	533,146	654	478	27.3%
R4	92,392	48,796	141,188	34,577	35,079	126,968	539,991	644	469	27.6%
R5	92,035	48,629	140,664	34,991	35,495	127,026	546,836	635	460	27.9%
R6	90,903	48,239	139,142	35,075	35,578	125,978	551,531	626	452	28.2%
R7	90,036	47,930	137,966	35,254	35,755	125,290	556,227	617	443	28.5%
R8	89,009	47,477	136,486	35,429	35,930	124,438	560,922	608	435	28.9%
R9	88,206	47,152	135,359	35,701	36,202	123,907	565,618	599	426	29.2%
R10	86,905	46,569	133,473	35,777	36,274	122,681	570,313	589	417	29.6%
R11	85,825	46,113	131,939	35,946	36,443	121,772	575,008	580	409	29.9%
R12	84,683	45,657	130,339	36,081	36,576	120,763	579,704	571	400	30.3%
R13	83,703	45,235	128,938	36,346	36,841	120,049	584,399	561	391	30.7%

調査概要

(1) 調査目的

江東区一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、区民・事業所のごみ問題や5Rに関する行動や意識・意向を調査し、統計資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査対象

家庭ごみは江東区内在住 18 歳以上の 1,000 人を対象としました。江東区を 7 つの地域に分け、各地域内の人口比に合わせて、白河・小松橋地域 170 人、富岡・東陽地域 150 人、豊洲地域 210 人、亀戸地域 110 人、大島地域 120 人、砂町地域 150 人、南砂地域 90 人を設定し、該当地域毎に無作為抽出を行いました。

事業所ごみは江東区内の 500 事業所を対象としました。産業別、従業者規模別に無作為抽出を行いました。

(3) 調査方法

家庭ごみ調査票、事業所ごみ調査票をそれぞれ作成し、郵送にて送付、回収を行いました。調査期間は令和 2 年 12 月 22 日～令和 3 年 1 月 25 日到着分までを有効回答としました。

(4) 回収状況

回収状況を以下に示します。なお、有効回答率は回答数を、発送数から宛先不明や転出等で返送された調査票を除いた数で除した割合です。

	発送数 (A)	返送数 (B)	有効発送数 (C=A-B)	回答数 (D)	有効回答率 (%) (E=D/C)
家庭ごみ	1,000	2	998	410	41.1%
事業所ごみ	500	68	432	134	31.0%

1 家庭ごみアンケート調査の主な結果

○ごみに関して、あなたが関心のある事項をお選びください。(複数回答)

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
ごみの不法投棄やごみの出し方・ごみ出しマナー		79.7%	
ごみの排出量やごみの処理経費		26.7%	
埋立処分場がなくなっている		29.7%	
ごみの発生による環境への影響		39.6%	
ごみの減量・リサイクル方法		55.2%	
食品ロス問題		52.7%	
海洋プラスチック問題		49.8%	
ごみ問題に関心がない		2.0%	
その他		1.7%	

(有効回答数)

(404)

○あなたは、ごみに関する情報をどこから知ることが多いですか。(複数回答)

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
こうとう区報	34.4%	28.6%	-5.8%
区のホームページ	5.8%	9.1%	3.3%
町会・自治会等の回覧板・掲示物	19.0%	12.3%	-6.7%
資源・ごみ集積所の看板	18.0%	17.3%	-0.7%
「資源・ごみの分け方・出し方」パンフレット(冊子)	16.2%	21.7%	5.5%
資源・ごみ分別アプリ		2.2%	
CATV(江東ワイドスクエア)	0.0%	0.3%	0.3%
FM ラジオ(ラジオこうとう)	0.0%	0.0%	0.0%
収集職員	0.0%	0.6%	0.6%
家族・友人	4.1%	4.1%	0.0%
その他	2.5%	3.8%	1.2%

(有効回答数)

(395)

(318)

○あなたは、ごみを減らすために、どのような取り組みをしていますか。(複数回答)

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
できるだけ包装は断っている	36.7%	61.4%	24.7%
マイはしやマイボトルを使っている		38.3%	
使い捨て製品は使わないようにしている	14.0%	15.7%	1.6%
洗剤などは詰め替え製品を利用している	88.2%	88.8%	0.6%
必要なものを必要な量だけ購入している		48.0%	
生ごみは水切りしている	61.8%	59.7%	-2.1%
リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーなどを利用している	11.6%	20.4%	8.8%
フリマアプリ等を利用し、他人に譲っている		17.9%	
リターナブルびんを利用している	8.9%	6.5%	-2.4%
長く使えるものを購入し、故障しても修理して使っている		44.8%	
古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、容器包装プラスチックは区役所の資源回収に出している	72.2%	82.8%	10.7%
スーパーなどの店頭回収や地域のリサイクル活動に協力している	27.1%	26.1%	-1.0%
家具や電気製品は修理してできるだけ長く使っている	34.0%		
マイバッグ（買い物袋）を持参している	70.2%		
生ごみは生ごみ処理機やコンポストを利用して堆肥化している	5.4%	8.7%	3.3%
特に取り組んでいない	1.2%	6.2%	5.0%
その他	3.9%	1.2%	-2.7%

(有効回答数)

(406)

(402)

○あなたは買い物に行くとき、マイバッグ（買い物袋）を持っていますか。

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
いつも持っていく	57.2%	86.5%	29.3%
ときどき持っていく	30.9%	9.8%	-21.1%
持って行かない	11.9%	3.7%	-8.2%

(有効回答数)

(404)

(408)

○江東区では、事業者から出されるごみは有料ですが、家庭から出されるごみは、粗大ごみを除き無料です。
近年、家庭ごみの有料化について実施または検討する自治体が増えていますが、あなたは、このことについてどのようにお考えですか。

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
賛成である	14.5%	22.3%	7.8%
反対である	62.4%	53.0%	-9.5%
どちらともいえない	23.1%	24.8%	1.7%

(有効回答数)

(394)

(404)

○容器包装プラスチックをあなたはどのように出していますか。

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
きれいな状態で資源として出している	81.0%	72.3%	-8.7%
内容物がついていても資源として出している	2.1%	3.3%	1.2%
燃やすごみに出している	12.5%	17.1%	4.6%
燃やさないごみに出している	4.5%	7.3%	2.8%

(有効回答数)

(336)

(397)

○発泡トレイ・発泡スチロールをあなたはどのように出していますか。

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
きれいな状態で資源として出している	82.9%	75.8%	-7.2%
内容物がついていても資源として出している	1.8%	1.8%	0.0%
燃やすごみに出している	11.4%	16.3%	4.9%
燃やさないごみに出している	3.9%	6.3%	2.4%

(有効回答数)

(334)

(400)

○あなたの家庭で「食品ロス」が発生してしまう原因は何ですか。(複数回答)

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
食材を買いすぎてしまったため		24.6%	
消費期限が切れてしまったため		45.2%	
賞味期限が切れてしまったため		26.4%	
作った料理を食べ残してしまったため		26.9%	
食べられる部分を捨てたことはない		24.4%	
その他		2.3%	

(有効回答数)

(398)

○あなたは、「江東区食べきり協力店」を知っていますか？

選択肢	前回調査 (平成 27 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
知っている。積極的に利用している		0.7%	
知っているが、積極的にには利用していない		4.2%	
知らない		95.1%	

(有効回答数)

(406)

2 事業所ごみアンケート調査の主な結果

○貴事業所ではごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいますか。

選択肢	前回調査 (平成 13 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
積極的に取り組んでいる		40.6%	
ある程度取り組んでいる		46.9%	
あまり取り組んでいない		10.2%	
取り組んでいない		2.3%	

(有効回答数)

(128)

(1) 小売事業者への設問

○トレーや容器などの商品の包装についておたずねします。

選択肢	前回調査 (平成 13 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
包装は行っていない		65.4%	65.4%
包装は必要最低限にしている	50.0%	30.8%	-19.2%
ものによっては過剰包装である	16.7%	3.8%	-12.9%
過剰包装のことが多い	25.0%	0.0%	-25.0%

(有効回答数)

(11)

(26)

(2) 食品販売事業者への設問

○「食品ロス」を出さないために行っている取り組みはありますか。(複数回答)

選択肢	前回調査 (平成 13 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
売り切れる量を販売している		50.0%	
値引き等、売り切れるよう工夫している		25.0%	
売れ残ってしまったものは、リサイクルしている		15.0%	
特に何もしていない		25.0%	
その他		5.0%	

(有効回答数)

(20)

(3) 食品提供事業者への設問

○「食品ロス」を出さないために行っている取り組みはありますか。(複数回答)

選択肢	前回調査 (平成 13 年度)	今回調査 (令和 2 年度)	増減
「江東区食べきり協力店」に応募した		0.0%	
食材使い切りのため、メニューや調理方法を工夫している		41.7%	
食べ残し削減や食べきりを呼びかけている		16.7%	
小盛りのメニューを導入している		16.7%	
食べきれなかったものの持ち帰りに対応している		20.8%	
特に何もしていない		20.8%	
その他		12.5%	

(有効回答数)

(24)

力行

【拡大生産者責任】

拡大生産者責任（EPR: Extended Producer Responsibility）とは、ものの生産者や販売者が、そのものが使用された後のごみ処理やリサイクルまで責任を負うという考え方です。この考え方は、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法に取り入れられています。

【家庭ごみ有料化】

ごみ減量や費用負担公平の観点から、家庭ごみを有料化する自治体が増えています。有料化とあわせて実施する施策や手数料水準によっては、再びごみ量が増加に転じる自治体もありますが、概ねごみ減量効果が認められています。

【家電リサイクル法】

「特定家庭用機器再商品化法」の略。

家電リサイクル法は、家庭から排出される廃家電製品を製造・販売事業者の責任で回収・リサイクルすることを目的に、平成 10 年に制定されました。対象品目は、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機です。現行制度では、リサイクル料金は廃棄時に支払うことになっています。

【グリーン購入法】

グリーン購入法は、国等の機関にグリーン購入を義務付けるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている法律で、平成 12 年に制定されました。グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境に考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

【小型家電リサイクル法】

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略。

使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に制定された個別リサイクル法。それまでの個別リサイクル法と異なり、リサイクルを義務付けず、市場原理に委ねてリサイクルの促進を図る内容となっています。

【戸別収集】

ごみを出す場所を現在の集積所から各家庭の前にする収集方法です。戸別収集のメリットは、高齢者などのごみ出しの負担が軽減されること、排出者の責任が明確になることから、ごみの分別がよくなるなどの効果があります。一方で、プライバシーの観点から戸別収集に抵抗を感じる区民がかなりの割合でいることや、収集作業効率の低下、狭小路地等におけるごみ出し場所の確保や収集箇所が多くなることからの収集経費の増加など解決すべき課題があります。

【ごみ出しサポート事業】

高齢者・障害者等の中で、ごみの排出に身近な人の協力が得られず、資源・ごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯に対して、職員が玄関先等に出されたごみを戸別収集し、必要に応じて安否の確認も行います。

サ行

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた 20 種類の廃棄物をいいます。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。区では、小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど 5 種類については、区が処理する産業廃棄物（あわせ産廃）として、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

【事業系ごみ】

事業系ごみは、排出事業者の責任で処理することとされており、自己又は廃棄物処理業者（許可業者）に委託して処理するのが原則です。しかし、区は家庭ごみの収集に支障がない範囲で、1 日平均 50kg 未満の小規模事業者の出す事業系一般廃棄物を有料で収集しています。

【事業用大規模建築物】

「江東区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第 4 条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡以上の建築物を指します。

【集団回収】

町会や自治会、学校の PTA やマンションの管理組合など、ご近所同士がグループ（団体）をつくり、家庭から出る新聞・雑誌・ダンボールなどを集めて資源回収業者に引き渡し、資源として活用する方法です。

区では、回収実績量に応じた報奨金や事務費補助金を支給し、集団回収を支援しています。

【循環型社会】

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会です。

【浄化槽汚泥】

微生物を使い汚水を浄化する機器を浄化槽といい、汚水を処理した後に浄化槽に集積する残さを浄化槽汚泥といいます。

【食品リサイクル法】

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略。

食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。平成 19 年の改正により、小売業などの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取り組みの円滑化措置が講じられました。

【食品ロスの削減の推進に関する法律】

我が国では、まだ食べることができる食品（食品ロス）が大量に廃棄されており、食品ロスの削減は SDGs でも言及されています。食品ロスを削減するための、各主体の役割や基本方針等が定められており、自治体は、「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければなりません。

【スラグ】

清掃工場の焼却灰を 1,200 度以上の温度で溶融したものを冷却固化してできたものをスラグといいます。

スラグは、コンクリートブロックや道路のアスファルト舗装材などの建設資材等として利用できるほか、そのまま埋め立てた場合にも、埋立容量を焼却灰の約 1/2 に減容でき、埋立物から溶け出す物質による環境負荷を低減することができます。

タ行

【チーム江東・環境配慮推進計画】

令和2年3月に「チーム江東・環境配慮推進計画（第二次庁内環境配慮推進計画・後期）」を改定し、「チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）」を新たに策定しました。

新しい計画では、令和2～11年度を計画期間とし、CO₂排出量削減目標の改定や職員ごとの取組マニュアルの見直しを行いました。マニュアルにおいては、取り組みに係るSDGs目標の記載や抜粋版となる「これだけはやろう！チーム江東・省エネ行動」を1枚にまとめ、区職員一丸となって環境負荷低減へ取り組みます。

【中間処理】

収集した燃やすごみを燃やしたり、燃やさないごみを破碎、選別することで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することです。

ハ行

【PDCA サイクル】

計画の策定（Plan）⇒施策の実施（Do）⇒実施した施策の進捗状況が計画通りに進んでいるかの評価（Check）⇒計画通りに進んでいない部分の見直し（Act）を繰り返していくことです。

【ビルピット汚泥】

建物内で発生した廃水をいったん地下に設けた排水槽（ビルピット）に受けてから下水道に放流する構造の建物があります。ビルピット汚泥とは、ビルピット底部に沈殿した泥状の廃棄物です。

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律】

プラスチック製品は世界中で大量に使用されており、生産量は増加し続けています。その結果、大量のプラスチックごみが発生し、海洋プラスチック汚染が生態系に与える影響が深刻になっています。本法律では、プラスチック製のスプーンやストローなどのワンウェイプラスチックの使用の合理化や、容器包装リサイクル法ルートを活用した製品プラスチックのリサイクルが可能になることなどが定められています。

マ行**【町触（まちぶれ）】**

江戸時代、幕府・大名が町方に対して出した布告。江戸では、町奉行から町年寄・町名主などを通して伝えられました。

ヤ行**【容器包装リサイクル法】**

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略。

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物をリサイクルすることにより、ごみの減量と資源の有効活用を図るため、平成7年に制定されました。

現在の役割分担では、自治体が収集運搬と選別保管を行い、容器の製造・利用事業者がリサイクルを行うことになっています。

江東区一般廃棄物処理基本計画

令和 4 年 3 月
編 集 発 行

印刷物登録番号（3）101 号
江東区環境清掃部清掃リサイクル課
江東区東陽 4-11-28
電話 03（3647）9181（直通）



江東区